

平成22年 9月 決算特別委員会

平成二十二年決算特別委員会

決算特別委員会会議録第三号

日 時 平成二十二年十月四日（月曜日）

場 所 大会議室

出席委員（四十八名）

委員長	小畑敏雄
副委員長	西村じゅんや
副委員長	田中優子
	石川征男
	大場やすのぶ
	上島よしもり
	宍戸のりお
	下山芳男
	菅沼つとむ
	鈴木昌二
	畠山晋一
	山口ひろひさ
	山内 彰
	飯塚和道
	市川康憲
	岡本のぶ子
	佐藤弘人
	杉田光信

高久則男

高橋昭彦

平塚敬二

諸星養一

上杉裕之

風間ゆたか

重政はるゆき

すがややすこ

中塚さちよ

中村公太郎

藤井まな

岸 武志

桜井 稔

里吉ゆみ

中里光夫

村田義則

桜井純子

竹村津絵

山木きょう子

吉田恵子

大庭正明

小泉たま子

唐沢としみ

羽田圭二

木下泰之
あべカ也
稲垣まさよし
上川あや
ひうち優子
青空こうじ

出席事務局職員

議事担当係長 小池 篤

出席説明員

副区長		平谷憲明
政策経営部	部長	金澤博志
	政策企画課長	小田桐庸文
	政策研究担当課長	
		吉原清治
	財政課長	岩本 康
	広報広聴課長	久末佳枝
	情報政策課長	栗原康夫
研修調査室	室長	野澤 永
	次長	小野村 登
総務部	部長	堀 恵子
	総務課長	宮内孝男
	事務監察担当課長	
		張堂明観

区政情報課長 志賀毅一

人事課長 尾崎真也

職員厚生課長 中村哲也

庁舎計画担当部 部長 峯田政和

庁舎計画担当課長

松永 仁

危機管理室 室長 内田政夫

災害対策課長 畠山育也

危機管理担当課長

廣瀬幸男

財務部 部長 霧生秋夫

経理課長 岡田 篤

課税課長 中里 忍

納税課長 藤間和夫

用地課長 小松幹治

施設営繕担当部

部長 中杉和明

施設営繕第一課長

北川秀雄

施設営繕第二課長

木下あかね

会計室 会計管理者 高山 博

会計課長 泉谷憲俊

選挙管理委員会事務局

	局長	杉野憲三
監査事務局	局長	柳澤正孝
	次長	本多俊一

本日の会議に付した事件

認定第一号 平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定

認定第二号 平成二十一年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定

認定第三号 平成二十一年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定

認定第四号 平成二十一年度世田谷区老人保健医療会計歳入歳出決算認定

認定第五号 平成二十一年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算認定

認定第六号 平成二十一年度世田谷区中学校給食費会計歳入歳出決算認定

(企画総務委員会所管分に対する質疑)

午前十時開議

○小畑 委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

○小畑 委員長 本日は、企画総務委員会所管分の決算審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

公明党、どうぞ。

◆市川 委員 私からは、大変厳しい経済状況の中で、二十一年度における歳入歳出決算、大変厳しい歳入の中で、今回の決算委員会を迎えたわけですけれども、また引き続き二十二年、二十三年を見通した場合にも、また大変厳しい状況が続くという見通しになっているわけです。

そうした中で、過日、政策検証委員会による政策の点検が行われて、そして、この政策点検方針を本区がつくり上げ、各所管に配付し、その考え方に基づいて明年の予算を組んでいく、こういう流れになっているわけですね。この政策検証委員会の提言をずっと読んでいきますと、なかなか変わった視点で見ている方々もおられるんだなということがちょっと散見されるんですね。

一つは、外郭団体との連携という部分について、これは視点2で、サービス提供体制についてということで幾つか角度が挙げられているわけですが、その中の(6)に「外郭団体の利益を区に還元して」云々という部分があるんですね。その公共サービスの提供を担うべき団体はもともとが税金で仕事をされているわけですから、そんなに利益を上げてはいけないのではないかというのが我々の考え方なわけです。税金で利益を上げて、その利益をまた区に寄附して、それを他に有効に利用したらどうかみたいなことが書かれているわけです。こういう感覚はどうなんだろうかなと思うことが一つですね。

それからもう一つは、皆さんもそうですけれども、退職をされると、OBとして各外郭のそれなりのポストにつくわけですね。それなりのポストについて役員になるわけですが、こう書いてあるんです。区のOB役員への退職金を出さないとしているが、業務と責任に応じた退職金は払ってもいいんじゃないのと書いてある。どんな感覚でこういうことをおっしゃっているのか。首長の退職金もさまざま議論されている、そうした状況の中で、皆さんは区を退職した後に一回退職金をいただくわけです。それで外郭団体に行って、それなりの立場でまたお仕事をさせていただくわけです。国民の平均給与が四百万円前後という状況の中で、六百万円を超えるようなお給料を取りながら、なおかつ、退職するときにも改めて退職金を出してもいいんじゃないか、こういう意見も出ているわけですが、こうした検証委員会の一つ一つの中身を検証していくと、何か我々が想像していた目的と逆の方向の意見も随分出て

いるような気がしてならないんですね。

それから、さまざまな健診事業も、最後のほうで指摘されているわけです。いろんな意見が出ています。中には、健康に関することだから、これは無料にすべきであるという、こうした意見が片方であれば、もう片方では、やはり無料はどうかのと。ある程度の負担金を求めてもいいんじゃないか、こういうように両者の意見が出ているわけですね。こういうさまざまな意見が出ているものを参考にして、じゃ、あなた方、各現場でこの参考意見、提言を踏まえて、明年の当初予算の概算を組み上げていきなさいと言われても、なかなか組み上げていくには判断が難しいなという思いがしてならないんですけれども、今、私がお指摘させていただいた件について、もし何かご感想があればちょっとお伺いしたいと思います。

◎小田桐 政策企画課長 政策検証委員会の中では、専門的な見地からいただいたご意見、それと区民の代表の方からも参画いただきまして、さまざまなご意見をいただいたところですよ。

委員のお話にありました外郭団体の利益の還元の部分、それから、OB職員に対しての退職金を支払ってというようなご意見も確かにございました。それらの意見については、一般的に外郭団体に対するさまざまなご意見、評価、批評、そういったものを踏まえた上で、改めて外郭団体がどういうことをやっているのかということをご理解いただいた上で、収益の是非等についてのご意見は、団体の経営上生じるということがあっても、これは当然の成り行きというか、そういった部分もあろうかということ。OBに対しての退職金等については、本来、OB職員の協力要請に基づいて、区からご推薦するという仕組みのある中で、理想的には、本来は固有職員の中から幹部職員等が育ってくるのが理想であるという点も踏まえて言いますと、やはり外郭団体での報酬、給与、そういったものは、基本的な給与体系の中で職責に応じて支払うべきという原理原則のところがあろうかと思えます。

委員会としての提言の部分と、そこで出た各委員の意見の部分がございまして、それで、最終的には提言の中で具体的にはまとまった意見をお示しさせていただいて、なおそれについての不足を補う部分、補充する意見として、参考意見としておつけしている意見もございます。それらを踏まえまして、区としてはその趣旨と申しますか、基本的な意見のもとになる部分を踏まえまして、点検方針を区長のほうが定めた、お示ししたという経緯でございまして、その考え方に従って、各部で点検をやっているという状況でございまして。

◆市川 委員 次は、これも前から私が指摘をさせていただいているんですけども、分担金の問題なんですね。特別区人事厚生事務組合の分担金一億八千八百万円、それから、特別区協議会等の分担金四百七十二万四千元、これは決算ベースです。

この内容の「区政会館だより」がポストに投げ込まれておりまして、何に幾ら使いましたよと、ある程度大枠が出ています。例えば人事厚生事務組合の教育事業関係費で五千百三十余万円、これは、特別区人事厚生事務組合教育委員会では幼稚園教諭採用選考、園長、教頭昇任選考及び研修等の業務を行いました。括弧書きで採用選考受験者が八百五十八人で、合格者数が十四人、これしか書いていないんですね。この五千何がし、これがどういう詳細なのかというのはわからない。

それから、特別区区長会の決算概要、あくまでもこれは概要ですからね。支出が管理費二千七百十一万四千元、この内容を見ますと、事務室使用経費というんですね。それから、ホームページの運営等に関する経費ですと書いてあるわけです。これも二千七百万円支出している。あと、共同事業等に係る経費で一千三百万円、日中友好交流事業及びその他の負担金等の経費ですと書いてあるんですが、私どもは二十三区の特別区区長会が日中友好交流事業を推進している、なおかつ、それに一千万円以上のお金を費やしているということすらよく理解できておりませんでした。

これは私の認識不足で大変恐縮ですけども、このように、それぞれ議会を持って

いまして、各区の議長が議員を務めて議会を構成しているとか、あるいは各区の区長が議員を兼ねて議会を形成している。ですから、そこで収入、そして支出が完結してしまうと。したがって、我々は億単位の分担金を出しておりますけれども、こうした具体的な中身に触れることができない。したがって、より明確、詳細なる説明を求めたいということが、ずっと今までの私の考え方だったわけです。

次をめぐりますと、特別区競馬組合の決算概要、こういうのが出てくるわけです。この特別区競馬組合の決算概要を見ると赤字でしょう。そこで、この競馬の問題。我々も、区長もそうですけれども、今回の招集あいさつの中で明確におっしゃっているのは、厳しい経済状況の中にあって、税収が大変厳しい状況になると。だから、税外収入に全庁横断的に取り組み、そして財源の確保に努めますと厳然と述べられている、これは招集あいさつでもきちっと述べられているわけですね。

それで、そちらの皆様方から出てきたこの書面、これは税外収入の確保に向けた取り組みの方向性についてということで、あくまでも方向性ということですから、それほど詰めませんけれども、例えば公有財産の有効活用だとか、自販機、それから団体等への公有地の貸し付け、広告事業、ネーミングライツ、利用者負担の適正化、区有駐車場云々、いろいろ書いてあります。今後の方向性、スケジュールが書いてありますけれども、これは最終的には、例えば公有財産の有効活用、有償貸し付けで目標額として幾ら設定するのか。これは民間企業だったら、幾ら獲得するんだという目標を厳然と掲げますよね。いつごろ出てくるかわかりませんが、これを出していただきたい。

広告事業についても、この決算書を見ると、大変申しわけない限りですけれども、数百万円ですよね。決算書を見ると広告料収入というのがありまして、予算現額で二百三十万円、決算で二百五十万円。あと、この内訳は、「せたがや便利帳」、それから「ごみ減量・リサイクルハンドブック」、「はたちのせたがや」、図書館案内、こ

ここに広告を載せた、それで二百数十万円の収入がありましたと。かなり力を入れて取り組むという決意なんでしょうけれども、この収入は税外収入でどこまでふやせるのか。

そうすると、もともとずっと取り組んできた、かなり歴史のある競馬ですが、現状はずうっと赤字が続いている、一番調子のいいときは億単位の収入があったわけですね。しかしながら、現状はなかなかそういう状況にないようですね。この競馬事業を推進していかなければならないその理由、動機、これをまず確認させていただきたいと思います。

◎岡田 経理課長 ご指摘の特別区競馬組合でございますが、こちらにつきましては、昭和二十五年から二十三区が共同で組合を設立しまして、大井競馬を開催してきているものでございまして、目的といたしましては三点ございまして、一点目が各区の財政への寄与、二番目として畜産の振興、三番目に国民に健全なレジャーを提供する、これが目的ということで挙げてございます。

◆市川 委員 要するに二十三区とも、先ほど申し上げましたように、売り上げがずっと伸びているときは、確かに各区の財政に寄与していたと。しかしながら、現下の経済状況の中で売り上げがどんどん落ちてきていると。株による一株三円、それに対する配当金、これだけしか今入ってきていないわけです。ある程度貯蓄していた部分というのがあるんでしょうから、赤字はそこから補てんしていると。しかし、これがなくなった後はどうするんですかという心配が残るわけですね。

平成十七年以降、競馬事業の収益の分配を受けていない、競馬組合に譲渡した東京都競馬株式会社の配当金だけを受け取っている、この先大丈夫なのかという心配ですね。さきの「区政会館だより」に掲載の損益状況によると、平成十七年度は三億七千六百万円の損失。その後、平成十八年度、平成十九年度、平成二十年度は黒字決算としたものの、平成二十一年度は再度赤字に陥った、こうなっているわけですね。この

まま行くと、区にとって税外収入の確保どころか、区財政の負担になるような事態になっていく可能性というのは多分にあると。

区は、この競馬事業の行き先に対してどのような認識を持ち、どのようにかかわっていかうとされているのか伺いたいと思います。

◎岡田 経理課長 競馬組合でございますが、先ほど申し上げました昭和二十五年の設立以来、二十三区に通算で千八百八十六億円を分配してまいりました。

しかしながら、ご指摘のとおり、この間、収益が減少いたしまして、平成十六年に、我が区といたしましては五千万円の分配を受けておりますが、その後は分配金を受けていないという状況になってございます。

また、今委員ご指摘のように、競馬事業の損益状況、企業会計で整理をいたしました平成十五年度以降ですが、損益計算書の当期純利益がマイナスとなってございまして、十八年、十九年、二十年は営業外収益の関係で黒字になっておりますが、二十一年度につきましてはマイナスとなってございます。この長期的な収益減少傾向の中で、競馬組合といたしましては、場外馬券売り場の拡大、インターネット販売の拡充など、さまざま努力をしてきてはおります。

ただし、二十二年度以降も景気の急激な回復が見込めない、また、余暇活動への消費支出も圧迫されている状況の中で、非常に厳しい経営状況にあることは変わりがないというふうに考えております。現状では、今委員ご指摘のとおり、繰越利益の剰余金がございますが、すぐさま各区に負担が生じる状況にはございませんが、競馬組合が経営改善に向けまして取り組むこととしております安定的収益構造の構築、効果的な広報活動、来場者増加と顧客満足度向上、こういったことが着実に進められるように注視していく必要がある、このように考えているところでございます。

◆市川 委員 他の自治体でも、競馬組合、競馬事業、こうした事業から撤退をしているという事例もございます。その撤退したときにはかなりの負担を強いられるとい

うことも現実あるわけですから、この点も注視して競馬事業には取り組んでいただきたい。

もう時間が来てしまいましたものですから、一つだけ最後にお伺いしたいんですけども、街路消火器。街路消火器というのは、区内に点々とあるわけですね。六千本近く街路消火器が設置されている。この街路消火器が設置されている意味は、大きな災害があったとき、あるいは火災があったときに、通行人の方がその火災を見つけて街路消火器で初期消火に努めるとか、そういう意味で街路消火器が点在されているわけです。しかしながら、この街路消火器も、ただ単にそこらじゅうに点在させておけばいいということにはなっていないですね。

この街路消火器については要綱等があって、どういうところに設置するかという、こうした角度がきちっと決められているわけです。例えば第三条「木造住宅密集地又は消防活動が困難な狭あい地等の延焼の危険が大きい住宅地」、あるいは「中層アパート群がある地域又は駅周辺等の地域における防災意識の高揚及び火災への対応のために適切な場所」、三番目には「広域避難場所への避難道路の安全を確保するため、当該避難道路に概ね百メートル間隔で設ける場所」、四番目に「一時集合所、避難所の安全を確保するため、それらの周辺に設ける場所」、この四つが街路消火器を設置する条件、意味合いとなっているわけです。そうすると、これはどこに当てはまるんですか。

◎内田 危機管理室長 パネルを拝見いたしまして、今お話がありました要綱というのは、平成十四年につくりまして、基準を四つ、今委員がご指摘のとおりでございます。

そのときから比べますと町並みが、防火の建築物がふえているですとか、道路が拡幅している。例えば、今は歩道ができているということもございますので、そういう

意味では、平成十四年につくりました設置の基準であるとか、あるいは設置の場所等につきまして検討する必要がある、そのように考えております。

◆市川 委員 おっしゃるとおり、町は生きているわけですよ。今のコンクリで固められた住宅地の中に、ぽつんと立っている街路消火器、昔は木造だったと思うんです。ですから、そういう意味では、定期的な見直しをしない限り有効活用されないんじゃないかという思いを抱いたものですから、ぜひ設置場所についても時代とともに点検をするという確認。

それから、どこに消火器が設置されているかというのはないですよ。ホームページを見てください。何かあったときに、一々ホームページを開いて見ますか。ですから、それをよくわかるような形で、もう少し住民の皆さんに、あそこにある、ここにある、どこにあるということがわかるような、そういうことを考えていただきたいということを要望申し上げて、質問者をかわります。

◆飯塚 委員 初めに、情報システム最適化計画について伺います。

ご承知のとおり、ICTは区民の利便性を高める施策、地域社会の活性化、行政事務の効率化、高度化等、区民サービスの提供から内部事務の運営に至るまで、ありとあらゆる行政運営に必要不可欠なものとして活用されるようになってきております。

ICTをいかに有効かつ効果的に使いこなす仕組みが確立しているかが施策の成果に大きな違いをもたらすようになってきていると言えます。

現在、区では電子政府世田谷推進計画に基づき電子自治体推進の取り組みを進め、高速インターネットサービスや携帯型端末等の爆発的な普及の流れに沿って、区民向けの公共施設予約サービス、図書館情報サービス、粗大ごみ受け付け予約サービス、また、電子申請サービス等、インターネットを活用したさまざまな行政サービスの提供が進んだほか、また、庁内システムに関しては、昨年一月から新たな基幹システムが動き始めるなど、ICTを活用したさまざまな取り組みが展開されております。

このように、行政運営に占める情報システムの役割や重要性が急速に高まり、区役所で取り扱う情報システムが増加していく中で、情報システムの構築、また維持運営の作業全体をいかにコントロールするかが新たな課題となっているのではないのでしょうか。

先月、東京都は組織横断的な視点から、業務・情報システムのあり方を見直し、業務品質の向上や類似システムの統合等による総コスト削減を目指す、いわゆる最適化計画を策定し発表しております。振り返って、世田谷区では、先ほど申し上げました電子政府世田谷推進計画に基づく取り組みが進んでいると伺っておりますが、いわゆる情報システム最適化計画に当たるものはまだ策定されていないようであります。

そこで伺いますが、世田谷区での情報システム最適化についてどのように認識をされ、現状では最適化に向けてどのような取り組みをしているのかお伺いたします。

◎栗原 情報政策課長 ご質問にありました情報システム最適化とは、組織で活用するさまざまな情報システムを組織全体の観点から、より効率よく運営するための取り組みであると認識しております。例えば、個別システムごとに重複する項目を連携し統合するとか、調達するハードウェアの技術標準を定めまして、維持管理経費を軽減する等が挙げられております。この考え方は、近年の情報システムの高度化、複雑化に適切に対応しまして、情報システムに関する調達や開発運用の適正化を図る上で非常に重要であると考えております。

区では、電子政府世田谷推進計画でICTのガバナンスの確立を重点事業として掲げておりまして、その一環として、現在、ICT全体最適化指針の策定に取り組んでおります。その指針では、全庁的に利用されている技術や他自治体で採用されている技術、また、先進事例や最新の技術動向を調査いたしまして、プロジェクト管理、調達仕様、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークやセキュリティー、これなどにつきまして、区として技術標準を定めていくという予定でございます。来年度、上半

期中の完成を目指しておりまして、その後、この指針によりまして全庁システムの最適化を随時進めてまいります。

◆飯塚 委員 上半期の完成ということでありまして、区でも電子政府世田谷推進計画に基づく取り組みとして、全体最適化指針の策定に着手しているということでありまして、先ほど申し上げましたように、今や情報システムはありとあらゆる行政運営になくてはならない存在となっております。今後も最新の情報通信技術を上手に活用するとともに、コスト削減と業務効率化に配慮し、規律あるシステム構築を安定的に推進していくことが強く求められております。

そこで伺いますが、区では何を目的として情報システム最適化指針を策定し、情報システム最適化によりどのような効果を期待しているのか、見解をお伺いいたします。

◎栗原 情報政策課長 区ではまず、平成二十一年二月に情報システム導入等ガイドラインを策定しまして、情報システムの導入、調達、開発、運用から廃止に至るまでの一連のプロセスの標準を策定いたしました。

これに引き続きまして、個々の情報システムの企画から調達、構築に当たり参照すべく、全庁統一的な技術指針を標準化しまして、組織全体の観点から情報システムが統一された技術標準のもとに導入や管理がされることをねらって最適化指針を策定いたします。この指針に基づけば、例えば高度なシステム知識がなくても適正なシステム調達ができるといった効果が期待できますし、また、無駄のない保守管理等も可能になり、中長期的なシステム管理コストの削減や事務作業の効率化が進むものと認識しております。

今後もあらゆる方策を駆使いたしまして、適正で安定したシステムを維持してまいります。

◆飯塚 委員 情報システムの最適化は、単に最新技術を適用すれば実現できるといった単純なものではなく、情報システムの計画、開発から終了までの全般を適切に把握し管理するといった視点がより重要になると考えます。ぜひこの点を踏まえて、よりよい情報システムの構築、運営に努めていただきたいと思います。

次に、事業継続計画、BCP地震編の取り組みについてお伺いたします。

これにつきましては、さきの予算委員会でも提案をさせていただいたわけですが、地震発生時にはマンパワーなど資源が制約されている一方で、応急復旧業務に加え、入院患者への医療や介護など、災害時にも継続して実施すべき通常業務を円滑に遂行する必要がある、BCPは、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために、事前に必要な資源の準備や対応方針、手段を定める計画であります。

東京都においても事業継続計画を示して発表しておりますけれども、区はこの事業についてどのような認識をお持ちか、見解をお伺いたします。

◎畠山 災害対策課長 首都直下地震が発生した場合でございますが、世田谷区にも重大な被害が発生すると考えられております。こうした状況下でも区民の生命、財産を守ることは区の最大の責務でありまして、応急復旧活動はもとより、区民生活に必要な不可欠な行政サービスは、できるだけ早目に再開しなければなりません。

お話にございましたように業務継続計画でございますが、利用できる資機材や人員等の資源に制約がある状況下においても適切に業務を執行するために、災害時に優先すべき業務を特定し、必要な資源の準備や対応方針、手段を定めるものでございます。

区としましても大変重要な計画であると認識しておりまして、現在、全庁を挙げて十月末の策定を目途に取り組んでいるところでございます。

◆飯塚 委員 十月末を目途に策定に取り組むということでありましてけれども、また一方で、このBCPの中でも災害時の職員の確保は極めて重要になってくると思われ

ます。初動時の人員の確保、また、職員の参集体制等はどのようになっているのかお伺いいたします。

◎ 畠山 災害対策課長 災害時の職員配備態勢でございますが、第一非常配備態勢から第三非常配備態勢まで、住所要件等に基づき、職員を指定してございます。

区内で震度五弱以上の地震が発生した場合でございますが、震度に応じた参集区分によりまして、災害対策本部長の指令を待たずに自動的に参集し、応急活動に従事することとなっております。

なお、非常配備態勢の指定に当たっては、第一非常配備態勢指定職員を中心にしまして、発災後三時間までについては、あらかじめ参集目標時間を示します計画参集人員の考え方を取り入れております。初動期にできるだけ多くの人員を確保することを目的としております。

大地震が発生した場合でございますが、職員自身も被災したり、あるいは公共交通機関も運行停止となるようなこともございます。職員の参集手段も自転車あるいは徒歩ということに限られるようなことも想定できます。

こうした場合の参集人員でございますが、今の見込みでございますと、発災後四時間で約九百人程度、八時間で千三百人、二十四時間、一日たったところで二千百人くらい、三日たった七十二時間後でございますが、約三千七百人を想定しております。一週間以降になりますと約四千八百人、全職員の九割が参集できるものと想定しております。こうした人員体制のもとで、災害対策業務と並行しまして優先すべき通常業務に対応していくということになります。

◆ 飯塚 委員 参集体制ですが、やはり被災状況によって、条件等を含めてかなり変わってくると思うんですけれども、いずれにしても、職員の確保にぜひとも取り組んでいただきたいことを強く要望しておきます。

次に、やはり災害時には、ネットワーク等の断絶によりシステム等が機能しない、

そういう可能性があると思定されると思います。通常業務を再開するには、各種情報システムの機能復旧が急務と思われませんが、どのように取り組まれているのかお伺いいたします。

◎栗原 情報政策課長 現在、区では多くの業務を電算システムで事務処理しております。災害等の発生時に業務を継続するためには、これらの情報システムの早期復旧が非常に重要な要素となると認識しております。

このため、電子政府世田谷推進計画及び世田谷区業務継続計画に従いまして、災害時における情報システム復旧のための行動手順を策定しております。その行動手順におきましては、事務センターの事務機器、それからネットワーク等の被災状況調査、情報システム担当職員の安否確認、システム運用委託事業者との連絡確保等、情報システム基盤の復旧に必要な物的・人的資源を確保するための具体的な手順を取り決めております。行動手順に基づく訓練も実施しておるところでございます。

災害時には、電気機器の供給や通信回線の断絶、また、電算機器の被災状況等によりさまざまな対応が必要と思定されております。このため、優先順位の高いシステムにつきましては可能なところから順次復旧していく必要があり、今後も引き続きさまざまな事態への対応力を強化してまいります。

◆飯塚 委員 ぜひ対応力の強化に努めていただきたいと思います。

また、BCPを災害時に機能させるには、全庁的な事業継続マネジメントの推進体制を構築する必要があると考えます。また、事業継続計画をより実効性あるものにするために、今後、訓練等を通じた計画の検証等の必要性があると考えますが、見解をお伺いいたします。

◎畠山 災害対策課長 業務継続計画の推進体制につきましては、副区長を委員長とし、部長会メンバーを構成員といたします災害対策推進委員会が核となりまして、全

庁的に本計画を推進していくこととしております。

また、災害対策推進委員会のもとに、総務課長や政策企画課長、財政課長、人事課長等、課長級職員で構成されます事業継続対策部会を置きまして、発災時には、業務継続のための職員配置の立案及び人員確保、配置、事務事業の優先度等具体的な課題の検討を進めまして、災害対策本部で決定していくことを考えてございます。

委員ご指摘のとおり、今般策定する業務継続計画につきましては、今後、総合防災訓練や災対各部による個別の訓練等に業務継続計画の要素を盛り込みまして、職員の対応能力の向上を図っていくことはもとよりでございますが、国や都の動向、世田谷区の地域防災計画の修正、訓練の検証結果等々を踏まえまして、必要に応じて計画の点検、見直しを行うということが必要になってくると考えております。

また、今回の業務継続計画をつくるに当たりまして、区全体の災害対応能力、区域全体という意味でございますが、事業者等に対しましても、業務継続、事業継続の考え方を、普及啓発などの取り組みもあわせて進めてまいりたいと考えております。

◆飯塚 委員 次に、消防水利の確保について伺います。

過去の事例からも明らかなように、災害時の二次災害の火災で大きな被害をこうむります。そのような観点から、防火水槽の拡充が求められます。公園や区有地等を活用し、消防とも連携を図り拡充を図っていただきたいのでありますが、いかがでしょうか。

◎畠山 災害対策課長 消防水利の現況でございますが、本年四月現在で、公設の消火栓が約九千基、防火水槽は約二千基ございます。そのほか、消防署長が指定しました区内小中学校などのプールや河川、集合住宅の受水槽など約三百基程度を合わせまして、全体でおおむね一万一千三百基の消防水利がございます。設置用地の確保には厳しい面もございますが、防火水槽の整備につきましては、特に震災対策を考えていく上で大変重要であると認識しております。区内の地理、水利状況を踏まえた上で、

庁内の関係各課、消防署と十分な連携を図りながら、今後とも継続して防火水槽の整備を図ってまいりたいと考えております。

これまで区では、公園や広場等に四十トンの防火水槽の設置を図っております。公共施設の建設時にも可能な限り四十トンという防火水槽の整備を行っておりますので、あと民間に対しても住環境条例に基づきまして、その規模に応じた水槽の設置について指導してきております。こういったものもあわせまして、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

◆飯塚 委員 ぜひ防火水槽の整備を図っていただきたいと思っております。

次に、防犯対策について伺います。

平成二十二年度「世田谷区民意調査二〇一〇」によりますと、区が積極的に取り組むべき事業の第一位が防犯、地域安全の対策で四三・一%、以下、高齢者福祉三四・九%、災害に強いまちづくり二八・八%となっており、防犯対策が区民の最も重要な政策と考えている結果が出ております。

私は、平成十四年十二月の第四回定例会においてこの問題を取り上げさせていただきました。当時、区内の治安情勢は大変悪く、窃盗事件だけではなく、殺人事件、いわゆる太子堂の警察官、また、国会議員の殺傷、また、三軒茶屋地下の殺人事件等々、そういう大きな事件が多発した年度でありました。

こうした中、ニューヨーク市は、いわゆる破れ窓理論、小さなガラスが破れた、それを放っておくと家全体が朽ちる、そういう理論で、ニューヨーク市におきましては、小さな犯罪を許さない、小さな犯罪ほど徹底して取り組んだ。その結果、ニューヨーク市では凶悪犯が減ったという事例をやって、やはり世田谷におきましても安心安全・防犯対策は、そういう意味で、民間警備会社による警ら在世田谷区でもどうかと、私自身がこのような提案をしたのが平成十四年。区は、平成十六年度から安全安心・防犯パトロール事業を開始したわけです。

そこで伺いますけれども、このパトロール事業開始前とその後の刑法犯認知件数の推移はどのようになっているか、お伺いいたします。

◎廣瀬 危機管理担当課長 パトロール開始前の平成十四年と平成二十一年とを比較いたしますと、区内の刑法犯認知件数は一万五千九百七十五件から一万百七十四件へ約三六%減少し、さらに平成二十二年上半期につきましても減少傾向でございます。

◆飯塚 委員 そういう意味では、この約十年で三〇数%ですか、ある程度減少しています。そういう意味で、私はこの事業がやはり一定の効果があると、このように考えている。

また、今後の取り組みとして期待したいのは、例えば昨年十二月ですか、太子堂で連続の放火事件等がありましたけれども、そのような場合、その地域の重点的なパトロール、また、防犯にとどまらず、集中豪雨等による水害のおそれが想定される地域を重点的に巡回するなど、柔軟できめ細やかな運用を図っていただきたいと思いますが、その辺の見解をお伺いいたします。

◎廣瀬 危機管理担当課長 現在、二十四時間安全安心パトロール車両は、各総合支所単位に一台、計五台が、三百六十五日二十四時間、区内の巡回パトロールを行っており、巡回中に遭遇した交通事故の二次被害防止や急病人等の応急処置、救急搬送手配などを行っております。また、公園巡回時に高齢者の保護及び警察への通報を実施するなど、犯罪抑止にかかわらず、区民の安全安心の観点からパトロールを実施しております。

委員ご指摘の放火事件や水害のおそれのある地区への重点的なパトロールでございますが、放火事件につきましては区民や警察からの情報、河川のはんらん等の水害につきましては区からの指示により、その時間帯に重点的なパトロールを実施するなど、今後とも柔軟な対応を実施してまいります。

◆飯塚 委員 ぜひこれからも柔軟な対応をして、きめ細かに取り組んでいただきたい。

確かに、我が国はかつては世界一安全な国、諸外国から日本人は水と安全はただだ、このように思われていた。しかし、最近は大変ですね、そういう治安の悪化が憂慮される時代となっております。よく検挙にまさる防犯なしと言われておりますけれども、多発する都市犯罪から地域住民を守る上で、もちろん空き交番の解消、また警察官の増員等は不可欠でありますけれども、区としても安全安心なまちづくり、犯罪ゼロを目指して、防犯対策に積極的に取り組んでいただきたいことを要望して、私の質問を終わります。

◆佐藤 委員 それでは、引き続いて私のほうから官公需適格組合の活用についてお伺いしたいと思います。

ご存じのように、我が国の中小企業は、企業数では九九・七%、雇用では約七一%を占めているということもありまして、産業のあらゆる分野で活躍していただきながら、ある意味で言えば、私たちの経済社会の源泉とも言われているのではないかと考えております。

特に私たちの住む地域社会におきましては、伝統の産業とか地場産業等の集積の基盤でもあり、そして雇用の場の提供でもあり、さらには地域の中におけるコミュニティーの推進として、また文化の継承等においても重要な役割を持っていると思っております。

こうした考え方から設けられた法律がありまして、それが中小企業者の官公需受注機会拡大のための支援策である官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、通称官公需法と呼ばれておりますが、これが既に定められているんですね。ここで定められている、この法律の中で決められている官公需適格組合がどういったものなのか、まず初めにお伺いします。

◎岡田 経理課長 官公需適格組合でございますが、法律の経手を経て、国や都道府県が認可した中小企業組合の中で、国や自治体の発注する仕事の受注に対し意欲的で、かつ受注した契約を十分に責任を持って履行できる体制が整備されているということで認定された組合のことです。

中小企業庁では、共同受注事業を一年以上行っている、組合独自の事務所を有している、工事を履行するに足る経理的基礎を有すると認められる、こういったことなどを審査いたしまして、官公需適格組合としての証明を出されております。

こういった組合は、平成二十年度の数字でございますが、全国で物品関係二百二十、役務関係三百八十八、工事関係二百五十二、八百六十組合が活動を展開されている、このように聞いてございます。

◆佐藤 委員 今答弁がありました趣旨でいきますと、そういう背景のもとでこの組合というのが設立をされた、認められたということを考えますと、大企業に対して、中小・小規模事業者が一社ではなかなか対抗できなくても、経営規模が小さくても何社か集まって一つの共同体というか組合として構成されたくくりであれば、大企業とも平等の立場で競争のテーブルにつくことができる。そういった体制がとれる支援策として解釈していいということによろしいですか。

◎岡田 経理課長 経営規模が小さい中小企業者でも、組合員が共同して受注することで、比較的大きな案件でも確実に履行ができるということではございます。組合は、こういったことを支援し、中小企業へ官公庁からの受注を拡大することを目的として制度化されたものでございます。通称官公需法の第三条におきましては、国等が契約を締結するに当たっては、「予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。」、そのように定められておりまして、趣旨につきましては、委員ご指摘のとおりでございます。

◆佐藤 委員 今、官公需法の中に定められていました「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。」ということでもありますから、例えば世田谷区ではこの官公需適格組合の活用策についてはどのように取り組まれていますか。

◎岡田 経理課長 世田谷区内の官公需適格組合ですが、本年六月現在で十組合が証明取得をされております。受注品目としては、土木、建築、電気、測量等がございます。

平成二十二年度の契約状況でございますけれども、官公需適格組合と二十件ほどの契約を締結しております。この契約は、入札により契約したもののほか、その組合でなければ履行できない事情があるために随意契約を締結しているケースもございます。一例といたしまして、土のう作製及び搬送の委託という契約でございますが、実際の水害時には緊急時の円滑な対応が必要になることから、区内事業者で結成された組合にお願いすることが有効であるため、随意契約を締結したものでございます。

◆佐藤 委員 緊急時を中心にということで契約は成り立っているということですが、ただ、この中小企業庁が認証する官公需適格組合はかなりハードルが高くて、厳しい審査のもと認証されるということを考えますと、その組合においては、ある意味でいえば、責任施工の体制が整っていて、さらに良質な工事の質なり業務の質が担保されているということを見ると、せっかくこういう組合として認証を受けたにもかかわらず、今のお話でいきますと、活用されているかと考えれば、こういう経済状況であることを考えれば、まだまだ不十分ではないかなと思うんですが、これから具体的にどういう活用策を講じるべきか、また講じていこうと思っているか、その点もお伺いしたいと思います。

◎岡田 経理課長 ただいま厳しい経済環境の中で、区内中小企業の受注機会を確保するという事は、従来にも増して重要なことだというふうに認識してございます。

今お話しがございましたように、国におきましても法令で官公需適格組合の活用を進めることが掲げられておるところでございます。区が発注する契約におきましては、こうした法の要請も受けまして、組合の活用に配慮しておるところでございますが、区内事業者に限定して発注をした場合、組合に参加している事業者の比率が高い業種につきましては、入札に際しまして競争性が確保できない、このような事情もございます。また、随意契約につきましても、自治法令に規定する随意契約理由に適合している場合のみ可能となるということで、官公需適格組合の証明を取得したことを理由に随意契約を締結できるものでもございません。

こうした事情はございますが、区といたしましては、今後とも法の要請も踏まえまして、官公需適格組合の活用を進めてまいりたいと考えております。

◆佐藤 委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今お話があったように、認証組合が少なければ適正、また公正公平な競争がなかなか担保されないという理由はあると思ひますが、しっかりと良質な工事の質を担保してもらふ企業とか組合がふえていくということは、やっぱり大変いいことだと思ひますので、ぜひ推進をお願ひしたいと思ひます。

次に、私のほうからコンバージョンということについて取り上げたいと思ひます。

日本の昭和四十年から五十年代前半にかけて、ちょうど高度成長期にさまざまなハード的な整備がなされてきました。それがここに来て更新時期を迎えているということもありまして、新しく建物を建てかえるよりも、新しく改修をしたり、それから新しく再生をするといった手法が大変活発化しております。大きく言うと、リノベーションという手法と、私がこれから取り上げるコンバージョンということですね。

リノベーションというのは建物を、ちょっと専門的にいいますとスケルトン、いわ

ゆる構造体ですね。それとインフィルといって内装とか設備を分けて、その老朽化によって中だけリニューアルするということでございますので、基本的には主要構造部の柱とか、構造体の壁とか屋根とか、そういったところをいじらなければ、基本的には確認申請が不要ということで進んでいる手法です。

私がきょう取り上げたいと思いますのはもう一つのコンバージョン、これは建物の用途転換ということなんです。これはもともと二〇〇三年問題と言われて、オフィスビルが過剰に供給された背景で、そのオフィスビルが過剰に供給されたおかげで、今度、だんだん余り始めてきたということから、オフィスビルを転用して住宅に生まれ変わらせるということのビジネスから始まった手法です。ただ、これはもう既に諸外国では当たり前のように行われていまして、例えば宮殿なんかが美術館になっているとか、工場になったりとか、倉庫が集合住宅になったりとかいうことは当たり前のように行われております。

そうした背景の中で、今、こういったコンバージョンのビジネスが注目されております。特に世界的には、やはり循環型社会にどんどん転換をしていかなくては行けない。そうすると、今あるストックをいかに活用できるかというような時代に入ってきたのではないかなと思います。そうした意味からいきますと、スクラップ・アンド・ビルドみたいなことではなくて、新たに建物全体をそのままどう再生させるかという転換時期に来ているのではないかと考えております。

まず、こうした既存資源を有効利用する、こういう建物の再生事業については、大変エコ社会であり、また循環社会へマッチしたものと考えますが、この点についての認識をまずお伺いしたいと思います。

◎北川 施設営繕第一課長 コンバージョンとは既存のビルや商業施設、倉庫などを用途転換する手法で、海外では需要の少なくなった大量のオフィスビルを住宅へと大規模に転換することで、地域の活性化に取り組んでいる都市もあると聞いております。

日本では、これまで建物用途を全面的に変える場合は建てかえによる手法が主流でありましたが、最近、少子・高齢化による児童数減少で廃校となった小中学校をコミュニティ施設、高齢者向け福祉施設として転用したケースや、既存のスーパーを庁舎に転用したケースが見られます。今後、既存建物が大規模改修や改築を要する時期を迎える中で、都市再生や環境の面からコンバージョン手法を用いた用途転換は増加していくものと思われます。

◆佐藤 委員 私もいろいろと国内の事例を調べてみたら、山梨県の山梨市の市庁舎が、これはもともと工場だったのをコンバージョンして市庁舎に再生しているんですね。これが一番画期的なコンバージョンではないかなというふうに思っております。ちょっと時間がなくて視察に行くことができなかったんですけども、内容としては、昭和四十五年から四十九年の間に何回かに分けて建設された工場施設とか、いわゆる技術管理棟が、倒産をされて操業終了のそのまま保存されていたのを市が買い取ってコンバージョンしたということで、建物自体は耐震基準に満たない建物だったんですけども、これをさまざま耐震補強するとコストがかかるので、今は外側を構造体で囲んで、その中の建物を支えて守る。これはアウトフレーム工法というらしいんですけども、この間、私が総括でお話しした品川の旧原小学校という学校を廃校して高齢者専用賃貸住宅にした、これも同じ工法を使っていました。

そういった意味において、壊して廃材だとかそういったことを出さずに、なるべく工期を短くして、それで合理性を生み出した上で見事に再生したということで、これは注目を浴びていました。メリットとしては、建てかえよりコストが安い、それから解体費が要らない、新築をするより工期が短く、リサイクルなどに貢献もできるということがあるそうですが、ただ、克服すべき多くの課題があることも事実でございます。

現行の建築基準法でいけば、オフィスは一般建築物ですけども、例えば集合住宅

に再生するには、これは特殊建築物になりますので、規制がさらに厳しくなってきます。もっと言えば、災害時の二方向避難だとか、遮音だとか、断熱だとかさまざまございますが、一番大きな課題として、このコンバージョンについては新築と違って、改修費用を銀行から資金調達する場合に、なかなか融資が受けられないケースがあるそうなんです。ですから、平準化されていないということが一つの大きな問題ではあるんですが、さらに固定資産の税制上、通常と違って高額になってしまうおそれがあるということなんです。

ただ、こうした背景の中で、実は国土交通省がこういうコンバージョンに対する支援策を講じていまして、例えば優良建築物整備事業等への補助対象にも既に追加をされて、税制上も再生賃貸住宅供給促進税制が成立されて、一定基準を満たせば、所得税、法人税の三〇%分は特別償却できるというような措置も盛り込まれていて、大分民間事業者も参入できる環境が整ってきていると思いますが、この辺についての認識はどうですか。

◎北川 施設営繕第一課長 コンバージョンのメリットとしては、既存建物ストックを地域の需要に見合った付加価値の高い用途の施設に転換することから、地域の活性化につながることで、既存建物を取り壊すことなく有効活用することから環境負荷低減になること、そのほか、コスト縮減や工事工期の短縮にもなることなどが考えられます。

一方、コンバージョン手法を用いる場合の課題といたしましては、新たな用途や建築計画が、都市計画法、建築基準法並びに区の住環境整備条例、ユニバーサルデザイン推進条例等に適合させなければならず、また、公共施設としてモデルとなる環境への配慮や、耐震壁を壊せないなどの耐震上の制限も受けます。このため、建てかえによる用途変換よりも建築計画上の制約が多くなることがあります。今後、建てかえに比べ、コンバージョン手法を用いたほうが総合的にメリットが生じる場合は採用され

る機会がふえると考えられます。また、委員ご指摘のとおり、国の支援策も整備されつつありますので、民間事業者も参入ができる環境も整ってきていると思われれます。

◆佐藤 委員 今お話がありましたように、大分環境の整備は整いつつあると思います。ですから、今までの壊して新しく建てるという手法から、当然循環型社会を考えれば、再生もしくは再利用していく方向へ向かうべきであると思いますし、そうした意味においては、このコンバージョンというのはその可能性を大分提起してもらえるものではないかなと思っております。

そう考えると、改めて区の公共施設も含めてかなり老朽化、もしくは更新を迎えている建物が多いと思いますが、こうしたコンバージョン導入の検討への着手をぜひお願いしたいと思いますが、この辺の見解はどうですか。

◎北川 施設営繕第一課長 区の公共施設整備方針における基本的な考え方の中で、移転、廃止する施設は、用途の転換や跡地の転用など、資産としての有効活用を図ることとなっております。

区は、既存公共施設の用途変更による有効活用として、これまで用賀調理場をエコプラザ用賀や砧保健福祉センターを祖師谷三丁目福祉施設などに用途の転換を行ってまいりました。今後、既存施設を有効活用するため、用途や敷地周辺の道路状況、周辺環境等に配慮して、コンバージョン手法を含め、法的条件や新たな需要に合った施設の整備手法を研究してまいります。

◆佐藤 委員 よろしく申し上げます。

時間がないので、最後の質問です。

A D R、裁判外紛争問題解決法についてお伺いしたいと思います。

法が施行される直前の平成十九年三月の予算委員会で私が取り上げさせていただきました、裁判によらないで身近な生活にかかわるトラブルを解決できる、そういう

法律が整備されておりました、当然、これは当事者以外の第三者にかかわっていただきながら、これは専門家ですけれども、解決を図る手続が整備をされております。

施行されてもう三年がたちますが、具体的にこの辺の解決を柔軟に図ることができると言われたADR法も含めた整備の体制は今どのように進んでいるか、お伺いしたいと思います。

◎志賀 区政情報課長 平成十九年四月一日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、いわゆるADR法が施行されました。この法律では、民事上の紛争解決手続を行っている民間事業者の認証制度が導入されております。

現在、ADR法により法務大臣による認証を受けた事業者は七十八業者に上っておりまして、民事に関する紛争を全般的に取り扱う事業者のほか、商品の欠陥に関する紛争や不動産に関する紛争、あるいはスポーツに関する紛争など、さまざまな分野の紛争を扱う事業者も認証を得ております。

また、ADRに関しましては、個別の分野でも法整備が図られておりまして、平成二十年五月には独立行政法人国民生活センター法が改正されまして、国民生活センターの重要消費者紛争の解決手続が規定されました。

また、昨年六月には金融ADRに関しまして、銀行法、保険業法などが改正されております。この保険業法の改正で認められました指定紛争解決機関の指定を受けた生命保険協会や損害保険協会は、先ごろ、十月一日から業務を開始したと聞いております。

◆佐藤 委員 大分整ってきていると思うんですね。そうすると、何も裁判で弁護士さんをお願いすることなく、できれば身近な問題は、身近な問題を対処できる第三者である専門家に入ってもらって、短期間で、そして費用も安く問題が解決できれば一番いいと思います。

特に今は民民のトラブルが具体的に多くて、例えば境界線の問題だとか、それから

消費者契約ですね。さらには、例えば労働問題、相続、商品の欠陥とか、もっと言えば自転車事故なんかもそれに当たると思いますが、そういったものを背景に置きますと、区としても、せつかく支所を中心に区民相談を展開されておりますから、ぜひ所管の立場としてももう少し多角的に、そういったADRによる解決法につないでいくような試みをお願いしたいと思いますが、最後に一言お願いします。

◎久末 広報広聴課長 ご指摘のとおり、このADR法に基づきまして社会的な整備が着実に進んでおり、紛争の当事者にとって、自分にふさわしい、また利用しやすい手続を選択できるために、当事者にとって満足のいく解決を得ることができる有効なツールであると認識しております。

区といたしましては、法律相談や区民相談、消費生活相談、あるいは行政相談員によります行政相談などの際に、紛争解決の手続の手法の一つとしてご案内いたしております。

今後、ますますトラブルや紛争につきましては高度化し、多様化してまいりますので……。

○小畑 委員長 以上で公明党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、民主党、どうぞ。

◆中村 委員 今もお話があったんですけども、どうしても僕は理解が及ばないので、ぜひ教えてもらいたいんです。区内業者の育成優先ということで、各公共事業が、区内に営業所があったり、支店のあるような事業者さんへ一定の線が引かれて、入札に有利なような形になっているんですけども、例えば区外の業者を全部入れると、落札率というのは下がるんでしょうか。

◎岡田 経理課長 仮に、区内事業者だけでなく、区外事業者を入れて入札を実施した場合でございますが、案件によっては競争性が高まることにより落札率が下がる可能性はあろうかと思えます。ただし、落札率に影響するのは、むしろ大手企業を参加者とするかどうかで差が出てくるのではないかというふうに考えます。大手企業につきましては、資本力、調達力等一般的には競争力が高いものですから、低価格入札が可能になることも考えられます。

◆中村 委員 そうすると、大手が入ってくると落札率が下がって、金額が年間通して幾らになるか、後で聞きたいと思えます。恐らく下がりますと、一方で、現在は区内業者の育成という形で、正直言うと、その分を上乗せされているわけですね。その税金というのは、はっきり言って、区内業者さんだけが納めているわけじゃなくて、区民全体で払っているわけですね。

特に世田谷区の場合は、日中区外に働きに出られていて一生懸命働いて、夜、世田谷にへとへとになって戻っていらっしゃる、ほぼ過ごすのは土日だけという方が多いと思うんですが、その方たちも区に税金を払っているわけですね。その税金からそこにお金が使われることに対して、そうした納税者全体に対するメリット、もしくはそうした方々への説明の仕方というのは、これまでどういうことをされてきたんですか。

◎岡田 経理課長 これまで区内事業者の発注につきまして、区議会におきましてもさまざまご議論がありまして、お答えをさせてきていただいておりますが、まず地域の活性化ということで、区内産業、経済の発展ということから、区内事業者の受注確保が必要だということを申し上げてまいりました。

区内事業者につきましては、地域経済の活力の維持、牽引役として重要な役割を担っておられまして、その経営基盤を強化し育成を図ることが、地域経済の発展、区民生活の安定につながるものと考えております。また、地域の防災活動、あるいはお祭り等においても欠かせない存在ということで、地域コミュニティーの発展にもつなが

るというふうに考えているところでございます。さらに区内事業者の健全な発展が雇用の拡大にもつながる、このように考えているところです。

◆中村 委員 多分、それがこれまでずっと答弁されてきた話だと思っんです。僕はそれがいまいち理解できなくて、地域経済が活性化をすると、納税者にとってどんなメリットがあるのか。そういった業者さんが地域を牽引していくと、区外で働いている方々に対してどのようなメリットがあるのか。そういうところをもうちょっと細かく教えていただきたいんですね。ビジョンがわかりづらいんですよ。恐らく区内業者さんを優先するというところに対して納得ができれば、優先することで世田谷区全体にこういうメリットがあるんだということが理解できればいいと思っんですけれども、一義的に考えると、区内業者というのはあくまで資本主義の中で営利企業でしょうから、そうした方の生活を守るために税金が入っているんじゃないかと疑われている方も相当多い中で、そこにお金をつぎ込むことで、ふだんはそことは関係ない一納税者に対しても、世田谷区全体でどのようなメリットがあるのかというのをもう少し明確に説明していただきたいなと思っんですが、いかがですか。

◎岡田 経理課長 二点申し上げさせていただきたいと思っます。

一つが、先ほどご議論がありました、中小企業の振興という観点がございます。これは国内の企業数の九九%が中小企業だ、これらの発展というのが国内の経済にとって非常に大事だということで、中小企業基本法だとか、あるいは、先ほどお話がありました官公需についての中小事業者の受注の確保に関する法律、このような法的な要請で中小企業を振興していこう、こういう観点が一つあります。

それからもう一つ、これは平成十七年の国勢調査の数字でございますけれども、世田谷区の就業者は三十七万人ほどいらっしゃいます。このうち区内で就業している方は十四万人程度。建設業でいいますと、区内で建設業に就業されている方が一万九千人、そのうち区内で就業されている方が一万人、約半数ほどいらっしゃる。こういっ

た方たち、まずは中小企業の振興ということと、それだけの多くの雇用を生み出しているということ。

それから、区の発注ということだと思いますと、例えば工事請負契約、平成二十一年度でどれだけ発注したか、これは少額契約を除きますけれども、二百七億円ほど発注しております。物品委託だと三百三十億円ほど、合計で五百四十億円発注しています。そのうち区内に発注したのが三百四十二億円。この三百四十二億円がまた循環していくわけですので、相当の経済効果になっている、このように理解しております。その辺が区内事業者の発注ということの理由になるのかな、このように考えております。

◆中村 委員 まず一つ聞きたいんですけれども、雇用の拡大というようなお話をされました。以前、決算だか予算だかで公明党さんの質問にあったと思うんですけれども、区内事業者さんでも働いている方は別に区内に住んでいるとは限らないわけですよ。そこに対して仕事がふえて雇用が生まれても、別に区内の人が多くそこで働けるということにはなっていないわけですよ。例えば、区内の方に限定して就職を受け入れるとか、そんなことにはなっていないわけです。そうすると、総体的にふえていくということですから、当然区外の方の働く割合というのもふえていく。イコール、じゃ、その方々が地元に戻って給料が上がった分を落としていくということが、果たして世田谷区の経済活性化に直結するのかなというところは疑問に思うわけであります。

また、現在、区内の中小企業という形の条件における競争はあるわけですよ。そうすると、新しく区内で立ち上がった業者さんがいた場合に、その条件はクリアをしても、結局、区内業者の中での競争性があるわけですから、区内の大手さんが勝っていくという形にしかなくなっていかないのかなと思うと、その税金を使った区内育成というのか、保護というのかわかりませんが、やはり一部のところにしかなくなっていかな

いんじゃないのかなと思うんですけども、その辺に対してはどのようにお考えですか。

◎岡田 経理課長 先ほどご答弁申し上げましたが、例えば建設業といったときに、約二万人いる建設業従事者のうち半数ほどが区内で従事されている方ということで、これは、委員おっしゃるとおり、区が区内業者さんに発注したことで、それがすべて区内の雇用につながっているかというとなんかそうじゃない。それぞれ区内事業者もさまざまな経済活動、得意先等をお持ちでされていらっしゃると思いますので、必ずしもそれが直接的にはつながらないということはあるかと思いますが、全体としてはそれだけの方たちの生活を支えていると。例えば、平成二十一年度でいいますと、全国で一万五千件ほど倒産があったというふうに聞いております。そのうちの九九%は中小企業です。世田谷区におきましても、昨年八件、倒産ということで区内の工事に影響があったものがございました。こういったことにつながっていったときに、やはり相当程度の区民生活への影響というのは出てくるのではないかと考えております。

また、今お話がありました区内の大手ということでございますけれども、競争性を確保できる範囲で、区内でも中小企業に限定した発注をしているのが多いというのが実態でございます。

◆中村 委員 そうなんです。今お話の中で生活を支えているという言葉が出てくるわけですよ。そうすると、日中区外で働いている人も、おれの生活を支えてくれよと思うのが当然だと思うんですね。それを区内で働いているからといって、同じ税金を払っていて、その人たちだけ支えられるというのはやっぱりおかしいんじゃないですかというのが、恐らく納税者の意識だと思いますよ。区内で倒産をしますけれども、区外で働いている大手が倒産された人たちに対してのそこを支える作業は別がないわけですよ。だから、その人たちに理解してもらうために、なぜ区内で働いたら自分たちの税金で支えなきゃいけないのか、それを支えることによって、その

先に何があるのかということはおうちょっと明確に打ち出していかないと、本当に不公平だなと感じている人が多いと思うわけですよ。（「答弁者の半分は区外だぞ」と呼ぶ者あり）答弁者の半分は区外、そのとおりですよ。だからこそ、公平な立場で判断して実行してもらいたいと思うわけですよ。

入札制度改革の提言というものが十九年に出て、この間、いろいろと取り組んできたと思うんですけども、その中に「自区内の産業育成や地域経済発展のための施策については、入札制度と直結させることによってのみ行うことができるものであるとは考えられない」「世田谷区域外の事業者との競争をも図りながら、区内事業者の育成・地域経済発展を目指すことが可能な状況が確保しうる事情の下において、地域要件を緩和することを目指すことも必要」というような提言が前にされているわけですよ。

この中でさまざまな取り組みが提言されていて、その上で取り組みをされていると思うんですけども、ここの部分の提言については、今どのようにとらえて、今後どのようにしていくつもりがあるのか教えてください。

◎岡田 経理課長 平成十九年にいただいた提言に従いまして、この間、入札制度の改善をさまざま進めてきたつもりでございます。

今委員ご指摘の地域要件に関する部分の委員会からの提言でございますけれども、今お話しのような内容とともに、ほとんどの地方公共団体において区域内事業者を優先した契約制度が採用されている現状におきまして、直ちに世田谷区のみが地域要件を付加しない契約制度に移行することは適当であるということもできない、このようなご指摘も中にございます。

現在の経済状況を踏まえますと、この提言をいただいた時点に増して、区内産業に対する育成の観点というものを強めなければならない、そういう状況にあるのではないかと認識しております。

◆中村 委員 この話題が出るごとにまくら言葉につくのが、これだけの不景気だからということがついているわけですよ。不景気はもう日本全体の問題で、大手に勤めている方、区外へ働きに出られている方も給料が下がっていて、税金を払うのも本当に厳しい状況にあるわけですから、そこから捻出された税金の使い方というものに関しては、本当になるべく偏らないように考えなきゃいけないと思いますし、区内育成をされるのであれば、そこはしっかりと説明ができる環境、もしくは積極的に打ち出していかなきゃいけないと思うわけです。

例えば、さっきおっしゃっていましたが、年間の五百四十億円の工事のうち三百四十二億円が、今、区内業者という枠で落ちているわけです。仮にそれを大手さんにまで広げてやった場合に何億円削ることができるのかわかりませんが、少なくともその税金分に関しては、区内業者育成ということに使わせてもらいますと。それをすることで、あなたたちにも還元される、将来こんな形で還元されるんですよというようなことを説明していかないと、これだけ不景気の中で、区内で仕事をしていないということだけで、生活を支えるというところはちょっとわかりませんが、自分の税金が一部の方のところに使われていることに関して、やっぱりすごく不満を持つんじゃないかなと思いますので、その辺は特に留意をして説明していただきたいなというふうに思います。

それから、税外収入のお話、先ほども出ましたけれども、二十三年の四月から明確に幾ら確保していくんだ、将来的にはどこまで広げていくのかというような目標値がないというお話がありました。

改めてお伺いしますが、税外収入は二十三年四月からは幾ら収入を上げて、これだけの不景気で予算の削減もしていく中で、税外収入として確保していくつもりがあるのかお伺いします。

◎小田桐 政策企画課長 区がこれまで取り組んでまいりました行政経営改革計画を中心に計画的に行財政改善に取り組むことと、税外収入の確保に向けてということでこれまでも取り組んできたところではございますが、今般、税収の増が見込みがたいという状況が続く中で、より一層財政基盤の安定化を図るということで、このたび、税外収入確保の取り組みを強化することによって財源確保に努めることとしたところでございます。

具体的な内容としては、区有財産の貸し付けによる有効活用、それからホームページ等へのバナー広告、こういったものを初めとした広告事業、区有施設等におけるネーミングライツの導入、利用者負担の適正化、区有駐車場の有料化等の検討を横断的な組織の取り組みとして現在検討を進めているところです。

これらの取り組みにおいては、実現の可能性だとか規模などについても今現在検討中でございまして、それらを整理した上で、金額などの具体的な目標額が明らかになってくるものと今考えております。

現段階では具体的な目標、金額の設定というのは行ってございませんが、点検方針に基づく施策事業の点検、その取り組みを徹底することによりまして、歳出歳入それぞれ工夫をいたしまして、また、区民に対しても中長期にわたる区政のありようというものを示しながら持続可能な区政運営を実現させたい、今現在はこのように考えてございます。

◆中村 委員 目標値はいつ出てきますか。

◎小田桐 政策企画課長 税外収入の具体的なそれぞれの項目による検討、それぞれで温度差がございまして、具体的なものでは、早ければ年度内に取り組めるものがあったら取り組みたいというふうに考えておりまして、結構時間がかかりそうだなと今のところ思っているのは、ネーミングライツのほうは検討をより慎重にしないことには、なかなか区民のご理解を得るまでにも時間がかかりそうだとこのところもござい

ますし、ほかの自治体例を参考にしますと、成功例だけではなくて、失敗例も結構あるというところもあって、研究が必要だなというふうに感じております。

具体的なお示しする機会としては、政策点検方針に基づく点検結果をお示しするときには、ある程度の進捗状況をご報告できればというふうに考えております。

◆中村 委員 そうすると、僕はもっと早めろと言っていますけれども、今、十二月十五日、十六日には企画計画がある程度出るという認識を持たせていただきます。

最後一点なんですが、具体的に自動販売機、ちょっと前に大蔵で置いたら二千万円収入がふえたというようなこともありました。以前も質問させてもらって、難しいという話をいただいたんですけれども、区内の各公園に自動販売機を置いて、それは結構な数になると思いますので、そこで一気に収入を上げていく、確保していくということはできないのか、やれないのか、やるつもりはあるのかお伺いします。

◎岡田 経理課長 公有財産の有効活用の中で、自動販売機の貸し付けという形での設置ということでの検討を今進めております。そういう中で、今委員ご指摘の公園における設置につきましては、都市公園法で私権の設定ができないということがございまして、それらの法的な整理も含めて今検討させていただいているところでございます。

◆中村 委員 西村委員にかわります。

◆西村 委員 時間の都合上、総括質疑でちょっと扱えなかった公共施設のあり方について何点か伺います。

区の公共施設の整備方針は、公共施設のより効率的で効果的な管理運営を目指し、平成十七年から向こう十カ年の公共施設の整備の基本方針として策定され、その方針に基づき、平成二十年度から二十三年度までの施設種別ごとの施設整備に係る取り組みの方向性が示されておりますけれども、四カ年の取り組みも来年度で方針の期間満

了でございます。

今後の区内の公共施設は、時代の要請に呼応した整備を進めていかなければならないのと同時に、建設段階から未来に起こり得る新たな課題に柔軟に対応できるような整備が求められます。二十三区内ワースト一位という待機児童の問題や、実に二千四百八十四人という数も出ましたが、特別養護老人ホームの入所待ちをしているという深刻な状況はもとより、地域住民の中長期的な潜在的なニーズを十分に把握した上で、公共施設の統廃合、合築、複合化、機能連携などを推進する必要があります。

総括の質疑では明治大学の八幡山グラウンドの跡地を取り上げさせていただきましたが、約六ヘクタールある広大な敷地は、現在、広域避難場所に位置づけられていますが、大学側は順調にいけば、一三年三月末には完全撤退を予定しております。

ここからは仮定の話にはなりますが、跡地に民間のマンション等が建設された場合、周辺住民の広域避難場所がなくなってしまう可能性があります。計画が順調であるならば、移転まで三年余りとなりますが、以上の観点も踏まえて、もう一度、今後の八幡山グラウンド跡地について区の対応を伺います。

◎小田桐 政策企画課長 跡地の活用の件につきましては、総括質疑でも烏山総合支所長のほうから、今現在の対応状況についてご説明申し上げたというふうに思います。そういった庁内の各部署で情報を共有することに今心がけておりまして、環境その他さまざまな点から、この地域の開発については、区としてもかかわっていききたい、指導、監督をしていきたいというふうに考えているところです。

ご質問の公共施設についての考えでございますけれども、保育、高齢者、障害、そういったさまざまな福祉を中心とした公共施設の需要につきましては、明大の元グラウンドの跡地がどのように利用されるのかという具体像が明らかになる、例えば集合住宅なのか、一戸建て住宅の集積なのか、または、加えて想定される年代層、世帯、そういったものによって需要が変わってくるかというふうに考えております。

今後、民間の事業者のほうで開発が進められると伺っておりますが、その計画の方向性、具体化を見定めながら、周辺地域における公共施設需要とあわせまして、公共施設整備方針に沿って公共施設及び公共的なサービスを提供する施設の整備を要望するなど、適切に対応していきたいというふうに考えております。

◆西村 委員 この売却の案も六月に浮上したばかりで、今、庁内の各部で情報共有というお話でした。

以前も一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、今、ご答弁の中に福祉というキーワードがありました。

八幡山周辺は公衆浴場の空白域でもあります。そのときは、新樹苑の浴場スペースの一般利用者への開放を引き合いに公共施設のあり方を提案させていただきましたが、高齢化社会の到来とあってか、私の質問に対して相当数の反響がありました。

八幡山地域だけでなく、現在、区内における銭湯の空白域の占める割合は年々ふえております。ライフスタイルの変化に伴って、我々を取り巻く町並みも着実に変化しております。取り組みの方向性が来年度期間満了と先ほども触れましたが、地域ごとの実情にしっかりと対応できる、新たな公共施設整備の方針づくりが急務と思われま

す。

私は先日、用賀の複合施設の内覧に行きましたが、そこは、出張所、地域包括支援センター、保育園という三つの機能が一つの建物へ集約されており、区内の今後の公共施設のあり方を示した先駆的な施設であるなと思ったわけです。現在、区は民間開発や公共施設の移転、改築等においてはさまざまな検討を行っていますが、整備においては、効率的かつ効果的な配置に加えて、施設機能のさらなる有効活用を図る必要があります。例えば、空き時間の積極活用は言うまでもありませんが、地域交流の拠点としての考え方も重要です。

例えば新樹苑なんかは、お茶会や盆踊りなど、年間を通じて施設利用者と地域住民

の交流の場が提供されております。先ほど触れた公衆浴場の代替施設の提供なども、地域住民の交流を促進する契機につながると考えます。厳密には、設置基準や公衆浴場法など課題が見受けられますが、以上のような地域の事情に見合った公共施設のあり方を検討し、効果的な設備投資に取り組むべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎小田桐 政策企画課長 公共施設の整備におきましては、委員のお話にございましたとおり、設置する場所と需要との見合いといえますか、その検討もさることながら、施設自体の機能をどういうふうに工夫していくかということは大きな課題の一つではございます。

ただ、お話にありました公衆浴場につきましては、区内では今現在大体四十カ所ほどございまして、地域における公衆衛生の向上、住民福祉の向上に寄与されている業界であると認識してございますが、区では、区内の公衆浴場に燃料費の一部助成等も行いながら、浴場確保策、支援、そういったものに取り組んでいるところです。

地域にはさまざまな施設ニーズがあるというふうには思うんですけれども、区としては、まず喫緊の課題への対応、そして、今後、区の建物が更新時期を迎えようとしているといったことも考えまして、これに資する活用など、公共施設整備方針に基づいて有効活用をしていきたいというふうに考えてございます。

お話にもございましたとおり、公衆浴場を区立で設けるということにつきましては、それ以外の公衆浴場業者の方との関連もさることながら、今のところ料金を取ってだれもが入浴できる施設と。言いかえると、わかりやすい例で言えばふじみ荘等がございしますが、それらをさらに充足させていくというようなことは今のところは考えてございませんが、おふろがあるような施設の中で、例えば高齢者の方が地域交流等で活用できる、そういったようなものがあるのであれば、その辺は考慮する対象にはなろうかというふうに考えます。

◆西村 委員　そうですね。実際にふじみ荘というケースもあり、我が会派の代表質問にも取り上げさせていただいた案件ではありますので、今、待機児童問題、ことしもかなりの相当数の数が出てしまった、特養老人ホーム、入りたくても入れないご年配の皆さんがたくさんいらっしゃるということで、その優先順位というものはもちろんあるとは思いますが、その中で、今のキーワードとしては合築、複合型であると。一つの建物にさまざまな選択肢が存在するという中で、一つ検討の余地もあるのではないかなという提案でございました。

次に、公共施設のソフトの面から、施設の名称について伺わせていただきます。

この区役所の近くに老人会館という施設があります。これは高齢者施設で、条例等で定められている区立施設であります。今の六十歳、六十五歳以上の方、多分高齢者に分類される方々だと思えますけれども、非常に精神的にも肉体的にもかなりお元気でいらっしゃるということで、感覚として、昔の六十代の方よりは二十歳ぐらい若いんじゃないか、そういった実感すらわくんですが、そういった方々は、自分たちの総称として老人という呼び方をとても嫌がる方々も決して少なくないということがあるんです。

そのほかにも、例えばあんしんすこやかセンターの知名度というの、区民意識調査によると認知度も半々であったということでもあります。そういった公共施設とか、さまざまな名称も含めて、今後、区も公園とかは公募という形をとっているとは思いますが、先ほどもネーミングライツの話がありましたし、そういった今後の方向性というものをちょっと伺わせていただければと思います。

◎小田桐 政策企画課長　現在の公共施設の名称については、各施設の設置に係る条例において定めているところがございます。女性センターらぶらすのように設置条例上の名称等に愛称を併記している、区民より公募して条例で定めているという施設もございます。また、あんしんすこやかセンターのように、法律上は地域包括支援セ

ンターでございますが、区では別名をつけて使用しているという例もございます。法制度上の名称や区独自の名称など、事業内容が区民にとってわかりやすく、親しみやすくなるようにということが、区で施設の名称を定めるときに心がけている点でございます。

今後のご提案の趣旨を踏まえまして、各施設所管と相談しながら、事業内容がわかりやすいこと、また、区民に愛される施設を目指して、名称は考えてまいりたいというふうに考えております。

◆西村 委員 名称に関しては、この程度で終らせていただきます。

次は、世田谷区の債権管理重点プランについてちょっと伺わせていただきます。

世田谷区は今、この先行き不透明な経済状況の中、前年度より税収が落ち込んでいる中で、税金の滞納者がかなりふえているということは、この滞納整理の推移というところを見ればわかるんですけども、平成十九年度の時点では、特別区民税にしましては七十億円を超える収入未済があったわけなんですけど、これが平成二十一年度になると七十九億円にふくれ上がっているということで、実に如実に今の苦しい状況を象徴しているのではないかなと思うんですね。

平成十九年度の時点では、特別区民税の滞納者数が五万五千六百四十人というデータがありました。これは正式な調査があるのかどうかはわからないんですけども、現時点の特別区民税の滞納者の年齢的な分布というのをちょっと伺いたいんですけど。

◎藤間 納税課長 お話しの滞納者は、まさに今回のプランでも掲載してございますが、平成二十一年度で五万三千人いらっしゃいますが、その滞納者の方の具体的な年齢別ないしは年代別の部分について、データとしては直接今は持ってございません。

◆西村 委員 ないということで、何とも言えないので、私の全く仮定の話になるんですけども、今、サブプライムローンから端を発する、まれに見る世界恐慌の中で、

低所得者世帯というのは増加傾向にあると思いますが、そもそもそれ以前の問題として若年層の滞納者というのがふえているのではないかと。今税金を払っても、自分たちの将来をどうするのかという話がニュースとかである中で、特別区民税以外のさまざまな債権に関しても、若い人々で払っていない方が相当数いるのではないかなと推測されるんです。

今、この重点プランにおきましても収納事務の改善ということで、収納率向上に向け口座振替やコンビニ収納の利用促進を図るとともに、将来のマルチペイメントの実施に向け検討を進めるとありました。実際、このコンビニの収納を導入してから、利用される区民がすごく多くて、軽自動車税に関してはほぼ五〇%以上の方々が利用されているという、区民にとっては大変便利な収納の方法だったと思います。

今、若い人というのは割と年齢的に携帯電話とかICTに精通している傾向が強いと思うんですけれども、今、調布市や練馬区、杉並区などで携帯電話で区民税が納められるモバイルレジという方法があります。調布市が二〇〇九年五月に全国で初めて採用されたというものなんですけれども、これは携帯電話からQRコードを読み取って、そこから銀行を介して決済されるというシステムなんですけど、この方法、割と若い人もわざわざコンビニとかそこまで行ってやるのは億劫だけれどもという、そういった皆さんがちょっとでも便利に払えるシステムだと思っておりますが、このモバイルレジの導入の検討とかというのは、世田谷区は考えていないのでしょうか。

◎藤間 納税課長 ただいまの委員のお話にございました納付ないしは支払い環境の拡充といいますか、区民の皆さんにとって納付しやすい環境を整備していく、これは大事な部分だというふうに認識してございます。

お話にもございました、まず、マルチペイメントシステムといいまして、金融機関のATMですとか、さらには自宅のパソコン、携帯電話等から支払いが行えるトータル的な電子納付システムがございます。さらにクレジットカードによる納付、こうい

う問題が考えられます。しかしながら、それらの導入に当たっては、区の収納システムの大幅な改修とその経費負担、さらには納付手数料の経費増など、債権管理プランに基づき、なお今後検討する課題がある、そんなふうにご考えてございます。

今、具体でお話ございましたモバイルレジでございますが、これは今お話ししたマルチペイメントがなかなか難しい課題を抱えている中で、低廉な経費で、携帯電話を使ってバーコードを読むような方式でございますが、これについては来年度に導入できないかということで今検討を進めてございます。

重ねて恐縮ですが、納付しやすい環境を整備し、自主納付を促進していくことは収納率の向上につながっていきます。区民の方にとって納付しやすい環境の拡充、実施に向けて、さらに検討を進めていきたいと思っております。

◆西村 委員 今のご答弁で、来年度に検討しているという明確なお言葉をいただきました。ぜひとも納税の方法の多様性に関しては、今後も研究を進めていただければと思います。

私からは以上です。

◆重政 委員 それでは、企画総務領域、民主党最後の質問になります。

外郭団体関連についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず、外郭団体への区職員の派遣についてお伺いしたいと思っております。外郭団体の常勤職員が、これは四月一日現在だと思っておりますけれども、六百十三名おられて、うち区の派遣職員が七十八名ということで、一〇%強の方が区の派遣職員で、外郭団体の中で働いておられる、そういう実態でございます。そこでちょっとお伺いしたいのは、まず、区派遣職員の方々の給与はどこから、どこからといっても外郭団体か区なんでしょうけれども、出ているのかお伺いします。

◎尾崎 人事課長 派遣職員の給与につきましては、区と外郭団体の間で結びました派遣協定に基づきまして、外郭団体が支払っております。協定の中には、派遣職員の給与は、区の職員の給与に関する条例の規定を準用して、外郭団体が支給するというふうな協定の結びになってございます。

◆重政 委員 それで、新聞情報でございますけれども、外郭団体への派遣が大幅減になっている、都道府県と政令市、財政難などを背景としているということで、例えば大阪府は二年間で五百四十四人減、絶対数が多いんですけども、二年間で四五％減。名古屋市が三〇・三％。そのほか、愛知県が三〇％、東京都も九・四％減の三千八百人、派遣職員を減らしている。大阪市も二三・六％ということで、軒並み派遣職員を減らしているんですね。派遣職員について、この背景にあるものを見ますと、、先ほど申し上げた財政難とともに、派遣者への人件費に充てる補助金支出を違法とした、昨年十二月の最高裁決定が背景にあるということがあるんです。最高裁決定についてどうお考えか、お伺いします。

◎尾崎 人事課長 これは、神戸市のほうで外郭団体に派遣している職員、通称派遣法に基づいて、法律的な意味合いはそこから派遣しているものでございまして、その派遣法の流れからいいますと、先ほど申し上げたように、派遣職員の給与のほうは外郭団体というか、派遣先のほうで支給するというふうな規定になっております。

今、資料はちょっと手元にはございませんけれども、この前の判決の内容は、たしか神戸市にいろいろ外郭団体がある、多分対象になっていたのは三つの団体で、そこに派遣する職員について、その職員の人件費が幾らで、これでというふうな形の協定が団体と神戸市とで結ばれていて、そうすると、派遣法の団体が支払うべき給与というのを実質は、現実的には市側が払っているということになるので、違法性があるというふうな判断が出たものと理解しております。

◆重政 委員 今お話しになられたのは、派遣者への給与が協定で決まっているから、それについては違法だと、これは最高裁の決定ですから。

世田谷区の場合は、僕は現物を見たことがないですけども、それが区との協定の中で、例えば課長さんが行けば、課長相当の給与を払ってくださいねというようなものだと思うんです。そうしますと、外郭団体には、財団法人なんかは、社福もそうですけれども、ほぼ補助金が出ていますよね。お金に色はございませんので、その補助金が使われているという想定もできるはずなんですね。ほかの収入にも充てていても、ほかの色はありませんから、でも、そういう補助金という名目で何億円か出しているところもございますよね。実際、補助金については問題ないというふうにお考えでしょうか。

◎尾崎 人事課長 先ほど申し上げましたように、支払いそのものは、派遣職員を派遣して、そうすると、外郭団体には派遣もあれば固有の職員も共存というか、合わさっておるんですけども、先ほどの神戸市の例を申し上げましたのは、派遣職員については補助金のこの部分というような、たしかそういうふうなところが指摘を受けていたと記憶しております。

実際に外郭団体で委託を受けたり、実施事業をしたりしながら事業をこなしていくわけですけども、その中には当然人件費にかかわるものというのは入ってくると思います。この派遣法の趣旨というのは、その人件費相当に当たる部分を、例えば区の補助金であろうが、受託をしている全体の経費の中の人件費相当分であろうが、外郭団体の判断として、それは派遣職員も固有職員も押しなべてということになろうかと思えますけれども、補助金、それから事業収入、その他もろもろの歳入がありまして、それを歳出の経費の人件費として振り分けるときに、派遣職員も固有職員も同じような形で、団体の補助金も入れた経費の中から人件費として支払う分には問題がないんじゃないかというふうに感じております。

◆重政 委員 ほかにも質問があるので、要するに決めてあるから、明確に補助金から出すんだということは違法になっているけれども、先ほど申しあげました固有職員も派遣職員もそういう人件費というのはかかる。でも、一方で補助金が出ているわけですから、その補助金をここに使うという明確なものはないにせよ、やはりこれは考えていかないといけないものではないかと思えます。

この問題の最後に、先ほど申しあげましたとおり、派遣職員が軒並み、かなりの勢いで減っているんですよね。それについて、世田谷区の人事課として、区の派遣職員について、この先もっと伸ばしていこうと思っているのか、それとも、これは削減していこうと思っているのか、あるいは計画があるのか、それをお伺いしたいと思います。

◎尾崎 人事課長 平成十七年の四月に外郭団体改善方針というのを出してございます。その中でも、派遣職員につきましては順次引き揚げていくという方向性をここで出してございます。派遣職員を実際に出しているのは、外郭団体への人的な面からの支援という意味合いで出しておりますけれども、外郭団体の固有職員が育っていく、育成していくとか、あとは中の組織で効率的な運用をして、ある部分人件費を削っていく中で、段階的に外郭職員は引き揚げていくという方針を十七年に出しまして、今は各外郭団体がそれに基づきまして人員計画というのを作成して、とりあえず向こう五年間の計画を出しております。

その全体の外郭団体と調整しながら、毎年どれぐらい派遣を引き揚げるかというのを結果として出してございまして、十七年には九十八名いた派遣職員が、今は、二十二年の四月では七十八名、二十名ほど減らしてきているという状況です。

◆重政 委員 次の質問です。まさに今、課長がちょっとおっしゃったことに関連するんですけれども、外郭団体のプロパー職員の人事育成についてお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、常勤職員が六百十三名いらっしゃって、区の派遣が七十八名。要するに、四月一日時点だと思えますけれども、外郭団体のプロパーの職員が五百三十五名いらっしゃるんですね。非常勤とかを除いて、常勤がこれだけいらっしゃる。突出してある団体に二百何十人いたりということはございますけれども、要は五百三十五名のプロパー職員がいらっしゃるということでもあります。外郭団体の常勤役員の十名中、区出身者、あるいは区の関連という意味では、私から言わせれば九名の方をそういう方々で固めているということでもあります。全部調べておりませんが、団体によっては区の派遣職員が人事とか管理部門の係長を独占していて、先ほど関連があると申し上げたのは、要はプロパー職員の方々が人事育成、外郭団体のプロパー人材を育成するという面では、これは全くできていないと思います。区の意向を全部酌むようにもう固めていますから、はたから見れば、そういうふうに感じられます。

役員が十名中九名ですし、区の派遣職員がそういった枢要ポストを占めているという状態と私は見れる中で、この外郭団体の人材育成について、先ほど政策企画課長から人材育成ということがありましたけれども、どのように考えておられるのかお伺いします。

◎小田桐 政策企画課長 外郭団体の固有職員につきましては、設立されて年数がまだ何十年もたっていないというところもあるんでしょうけれども、最近、ようやくプロパー職員の中から幹部職員もちらほら出てきたという状況でございます。区としては、外郭の職員の人材育成について、区でご協力できることがあるかどうかということについて、外郭団体とは意見交換してございまして、研修等についての参加とかそういったことで、区が持っているノウハウでお役に立てるもの、そういったものは積極的にお示しし提供させていただいてきたという経緯がございます。

今後もし引き続き固有職員の中からどんどん活躍していただけるように頑張っていたきたい、区としても支援してまいりたいというふうに考えております。

◆重政 委員 そうしていただくには、やはり常勤役員の十名中九名が区の関連であるとか、あるいは係長ポストがほとんど区の派遣職員で枢要のポストを占められている。要するにがんじがらめの形で、私から見ますと、そんなプロパーの人材の育成なんかはできるわけがないと思うんですね。その辺はぜひ改善していただきたい。

このきっかけになったのは、私どもにメールをいただきまして、プロパーの職員の方なんですけど、お会いしましたけれども、本当に大変まともな方でいらっしゃいました。天下りや出向職員に財団を経営する能力はありません。人材育成はせず、人事もいかげんです。区の職員のように何も知らず、何もできない人に権限を持たれることはせつなく、明らかに無能な上司ばかりで、おもしろくなかったことといたらなかったです。区職員の質の悪さを実感していますという大変強烈な文章なんですね。もちろん全部が全部というわけじゃないと信じたいですけども、こういうメールが来るぐらい、やっぱりプロパーの職員の方々の中には、この先どうしたらいいんだということに悩んでいらっしゃる方が現実にいるということにはぜひお考えいただきたいと思うんですね。

ここの最後に、こういった外郭団体のプロパー職員の昇任試験といいますか、昇任面接、論文とかあるようでございますけれども、外郭団体の人事のほうで、人事といっても、先ほど申し上げましたとおり、結構がんじがらめになっているんですが、区の人事課がこれに関与しているということにはございますか。

◎尾崎 人事課長 ございません。

◆重政 委員 私が聞いたのは、面接の際に、区の人事課の人がいるということをお聞きしました。人事課には、きょう、私は初めて申し上げますので、私としては聞い

た話で、推測の域を出ないんですけれども、論文の評価はしていないと言っていました。ただ、面接はいると言っていましたね。もし仮にプロパーの職員の昇任人事まで区が関与しているということだとするならば、そこまでやるのかと。

そう言えば、政策企画課長のほうで、自主性とか独立性を出すためにとか、人材育成が必要であるとか、これからはやっぱり区の派遣職員を削減してプロパーを育てたいとか言っているんですけれども、私から見ると、現状は全くそうになっていないと。役員もそうだし、派遣職員もそうだし、プロパーの昇任人事まで、その方はそうだとおっしゃっていましたが、もし仮にそこまで区が関与しているんだとしたら、そもそも外郭団体なんかつくる必要はないじゃないですか。産業振興公社でいえば、産業政策部がやれば良いという話に思います。

最後に、これは一般質問でも申し上げました関連で、外郭団体の幹部ポストの公募です。

これは、政経部長のご答弁では、幹部職員の公募をすべきじゃないかという質問に対して、団体の事業計画などを勘案して、団体経営という視点からこういった人材が必要なのかを見定めた上で、区に対して推薦を依頼しているものと存じますということで、私はそのとき申し上げましたが、じゃ、外郭団体というのは、区の退職職員、幹部職員じゃないと経営できないのか、裏っ返しに言いますとそういう話になって、ご案内のとおりということで申し上げましたが、世田谷区なんかは、私は感じるんです。特に定年なさった方であっても優秀な方が、他区と比較してなんて言うと失礼な話になるかもしれませんが、大勢いらっしゃると思うんですね。

そういう中で、外郭団体は区の退職職員じゃないとあたかもだめなんだみたいな言い方をされると、大変失礼な話だと思うんですよね。先ほどのメールにもありましたが、本当にプロパーの職員、現場にいらっしゃる職員ですから、経営する能力はないんだというところまで言い切っておられるし、この方たちだけじゃなくて、違う団体

の方からもそういう話は聞いていて、前回、議会でも申し上げたと思いますけれども、これだけやっぱりプロパーの職員は困っていらっしゃるということでございます。

そこで、再度申し上げたいんですけれども、この外郭団体の幹部のポストについて、今までは、もう実態は完全な天下りで、当て込み、はめ込みですよ。これは、皆さん方が一番よくご存知のことだと思うんですけれども、これを公募する、公に募るというおつもりは本当はないでしょうかという質問をいたします。

◎小田桐 政策企画課長 もとより区としましては、要請をいただいた外郭団体の幹部職員の推薦依頼について、当て込み、はめ込みなんてことを考えたことは一度もないわけでございます。基本としては、世田谷区民を対象とするサービスを担っている団体ということを考えまして、各団体が事業における区の関係だとか、それから団体の事業計画、そういったものを勘案した上で、団体経営の視点からこういった人材が必要かというのは、ご推薦するときに、区としてはそういった観点を気にしているといえますか、意識した上で推薦をさせていただいているということです。

区としてはこの依頼に基づきまして適性ある人材を推薦しているところですが、外郭団体の役についてOB職員が就任する基準等を精査する、そういった自治体も昨今出てきている中で、理想的な形としては、先ほども申しましたが、団体の固有職員から幹部職員、ひいては役員等も登用されることが理想の形であるというふうには思います。その実現のために、当面の間こういった人材登用の仕組みが適切かというところを考えた上で、今現在まだ育ってきていないところをどのタイミングでどれぐらい穴埋めするかといった観点からいえば、その辺で考えて推薦を依頼してきているんだろうというふうに考えております。

今後も、そういった外郭団体の経営実態についての相談は、区としても担当部のほうでは指導していく、支援していくという姿勢に変わりはないので、経営に関してのご相談に乗った上で、公募についても各団体で検討していただきたい。

◆重政 委員 相変わらずそういう話をされるんですけども、先ほど申し上げましたとおり、もうがんじがらめですから、がんじがらめの中でプロパーの登用をするなんて意識は、常勤役員の方々は全くないですよ。そういう状況を打開するためにはどうするかという話なんですね。もし本当に人材育成をしたいと思っておられるのであれば、まず、区出身者の常勤役員が十名中九名なんていう、推薦が来るから、だから、人物を選んでやっているだけなんだという完全な詭弁を言っているようじゃ、もう外郭団体の存在意義すらないですよ。単に、皆様方の再就職先を維持しているということだけではないかなと思います。

○小畑 委員長 以上で民主党の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時十分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日本共産党、どうぞ。

◆岸 委員 初めに、地域行政について、出張所の機能回復などを求めて質問いたします。

出張所改革の名で、地域の出張所が住民にとっての出張所でなくなってから五年余りがたちました。名称についても、まちづくり出張所へ、次いでまちづくりセンターへと、出張所という呼び名までもなくなったところが二十カ所にもなります。この変更の理由も、以前できたことができると思った区民が誤って来ないようにするためという理由も納得しがたいものです。

以前はできた住民票の転入・転出手続を初め、できなくなったことはたくさんあり

ます。出張所の事務を定めた出張所庶務規程などを比較してみました。現在、まちづくりセンターとなっているところでは、住民票の基本台帳に関することや国民年金に関すること、介護保険の資格証明や収納に関すること。戸籍、そして老人保健医療にかかわることなどが十分手続できなくなっていると思います。まず、この点について確認したいと思います。

◎小田桐 政策企画課長 まちづくりセンターが出張所から変更したという点につきましての経緯をまずご説明させていただきたいと思うのですが、区においては、平成三年度に地行制度を創設しまして、地域の行政拠点として五つの総合支所、地域に最も身近な施設として二十六カ所の出張所を設置したところでございます。その後、平成六年から出張所が二十七カ所になりまして、十七年度の出張所改革を経て、現在、七拠点出張所と二十カ所のまちづくりセンターということになってございます。

十七年度の出張所改革では、窓口サービスの効率的な運営と地区まちづくり支援の強化を一体的に取り組むという基本方針のもとで再編したところでございます。

拠点出張所では、一方で住民票の交付事務を初めとするほか、まちづくりも担うということにしてございまして、まちづくり出張所、現在のまちづくりセンターでは、地区まちづくりの拠点としての機能を担うものということが、今回の現状に至るまでの経緯、ねらいというところでございます。

◆岸 委員 まちづくりセンターについては、まちづくりの仕事は残されているようですが、なくされた事務の多くは転出入を初め住民票に依拠したものばかりであります。

日本は国民皆保険の国です。すべての国民が医者にかかれるように健康保険を行き渡らせる国民健康保険の各種事務、高齢者が必要な介護を受けられるようにするための介護保険にかかわる事務、住民税の申告、これは継続されてはいますが、妊娠届を出して母子保健手帳を受け取る、また、世田谷では中学校三年生までの子どもの医療

費が無料で受けられるようにする、こうしたことも住民票や戸籍ということ为基础に行われているサービスです。

住民票は生活の本拠に置かれることになっています。住んでいる実態があつて初めて与えられるものです。これを取り扱っているのが区役所です。つまり。公の機関である区役所がどこにだれが住んでいるのかを把握し、住民サービスを行き届かせる責任を負っているということになります。

その拠点となる出張所を区内二十七カ所に展開してきたのが世田谷の歴史です。地域に身近なところに公の機関があり、住民の状況を把握し、国民の権利保障としてのサービスを無条件に負うと。こうした責任を負っている窓口では、個々の事務であっても、一人の区民、もしくは一つの世帯、家族というものを包括的に、いわば丸ごと包みこむように守ってくれている、こうしたことへの安心感というものを区が提供していたのではないのでしょうか。

地域から出張所の機能がなくなっていくということは、そうした拠点が地域からなくなることを意味するのではないかと感じます。どの地域でも、今、高齢者人口はふえ続け、高齢者実態調査に見られるように、訪問を直接希望する、来てほしいという高齢者だけで四千人、地域行政機能の必要性は日々増大しているのではないのでしょうか。移動すること自体が困難だという、高齢者の実態のあらわれの一部だと思います。

そこで伺いますが、こうした状況の変化に対処し、出張所の機能をもとに戻して、住民へのサービスを取り戻すべきであります。この点についての区の見解を伺います。

◎小田桐 政策企画課長 この間の出張所、まちづくりセンターの改革を行った後、平成二十年三月には出張所改革の評価検証を踏まえまして整理しまして、これを踏まえまして土曜日の窓口の開設、それから、地域の絆再生支援事業の実施などを、出張所並びにまちづくりセンターで取り組んでまいりました。

また、この九月末には、区民の利便性向上ということを主眼におきまして、十カ所

の出張所、まちづくりセンターで、あんしんすこやかセンターと一体化をしたところでございます。このような一体化整備によりまして相互の連携強化を努めるなどした上で、出張所、まちづくりセンターが引き続き地区の拠点として有効に機能するというような工夫に今取り組んでいるところでございます。

まちづくりセンターが出張所機能を復活させるというご提案につきましては、そのねらい、効果に加えまして、従前の出張所機能を復活させた場合の職員体制に対応した経費負担、そういったもの等の諸条件を考慮した上で、どういったやり方、工夫によれば、ねらっている拠点としての機能が発揮できるのかというところの視点に立ちまして、地区の拠点としての機能を発揮できるように、政策点検方針に基づく点検の中でもテーマとして検討してまいりたいというふうに考えております。

◆岸 委員 例えばあんしんすこやかセンターとの合築ということは、各地域で展開はされてきていると思いますけれども、実際にあるのは、個人情報取り扱いがなかなか連携がうまくいかなくて、介護保険の事務や何かが、現場でいろいろ大変な思いをするということがあられるわけですね。

本来は、あんしんすこやかセンターも含めて直営でやっている地方公共団体は全国にはたくさんあるわけで、そうしたことを含めて、行政でないといけない機能をぜひ復活して、住民の命や健康を守るために、行政としての責任を果たしていただきたいということを要望したいと思います。

さて、次の質問に移りますが、私は平成二十一年の第一回定例会で用賀出張所の二子玉川分室について質問いたしました。

当時、西澤玉川総合支所長は次のように答弁しました。「今後の町の変化などを見きわめながら、区全体の中での出張所の配置やそのあり方の中で研究すべき課題である」、こうした答弁でありました。二子玉川分室の周りは、今いろいろ変わる状況に

ありまして、広域生活拠点となっているわけですが、全区的な課題として、その後、この問題は区としてどのように検討されたのか、この点について伺いたいと思います。

◎小田桐 政策企画課長 出張所再編を検討する中で、用賀出張所二子玉川分室につきましては、出張所として独立するに当たっての事務量、対象とする範囲、利用者数、そういったものを含めて検討した結果として、現在の二子玉川分室のままで存続することがいいであろうという結論に達したということでございます。

◆岸 委員 人口が非常にふえているということもありますし、出張所での各種の取扱件数も非常に多いことになっているのは事実で、この傾向はまだ続くと思います。ぜひ現状の検討の枠を超えて、広域生活拠点という人が集まる場所であって、それで用賀とはやっぱり別の町なわけですから、ぜひこうした出張所の機能を強化していく。事実上、独立したような拠点的な出張所というぐらいの扱いにしていきたい、そういうふうに要望したいと思います。

次に、期日前投票の総合支所単位での実施を求めて質問いたします。

先日、このようなお話を伺いました。近年行われている国政選挙の期日前投票について、ブライトホールで始められてから各地域のまちづくりセンターや出張所でこの期日前投票が始まるまで期間があき過ぎている。地域の総合支所などでもっと早目に期日前投票を始められないかといったお話でありました。選挙は国民に保障された重要な政治参加の機会です。世田谷には七十万人もの有権者がおります。そして、どのような条件にある有権者に対しても投票できる物理的な条件を整えることは、選挙管理委員会の仕事でもあります。

近年、生活スタイルの変化などにより、期日前投票の需要は高まっていると思います。二〇%程度まで達しているとのお話も伺いました。世田谷には三層構造の地域行政というものが定着しております。

そこで伺いますが、まず、選挙管理委員会として、三層構造についての見解を伺い

たいと思います。そして、その立場に立って各総合支所単位でもっと早目に、例えば期日前投票を本所と同時に五カ所で始めるというような、こうした拡充策をとることも検討し、直近の選挙から実施することも求めたいと思いますが、この点についてもご見解を伺います。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 期日前投票につきましては、投票日に仕事や用事などにより投票所へ行って投票することができない選挙人の方のために、公・告示日の翌日以降、事前に投票できる制度でございます。

世田谷区におきましては、毎選挙ごとに公・告示日の翌日から区役所第三庁舎におきまして、また、投票日の一週間前の日曜日以降はすべての出張所とまちづくりセンターで期日前投票ができるよう、選挙人の利便性を図っているところでございます。

お話しの三層の地域行政制度の中でどのように考えるかということでございますけれども、世田谷区におきましては、区民の皆様が一番身近にある出張所とまちづくりセンターにおきまして期日前投票ができるということが定着しておりますので、引き続きこの観点からの利便性の維持を図っていきたいというふうに考えております。

具体的に、本年七月の参議院選挙の現状でございますけれども、確かに期日前投票者数につきましては、前回、十九年度比で五・五％の増加でございます一方、出張所、まちづくりセンターで始まるまでの期間に投票を済ませた方につきましては、逆に九・四％ほど減少している現状もでございます。また、期日前投票者の方については、投票日が近づくほどふえるという傾向もでございます。

お話しの期間延長につきましては、期日前投票所を適正に運営していくために、事務従事する人員体制や一定期間の施設の確保など新たな課題もでございます。今後とも選挙人の投票動向や期日前投票所の効率的な運営などを総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

◆岸 委員 基本的なことですので、ぜひ拡充する方向で対応を強めていただきたいということを要望して、質問者を交代いたします。

◆村田 委員 私は最初に、区内の国有地の利用の問題について伺います。

この決算委員会の総括質疑でもやりとりがございましたが、大体子ども部がずっと答弁をしておりました。区としてこの問題の位置づけと今後の対策について、まずお伺いしたいと思います。

◎小田桐 政策企画課長 このたびの国有地の活用についてでございますが、国では、介護、子育てなどの分野から潜在的な需要を戦略的に掘り起こすということにあわせて、財務省の政策の手段としまして未利用国有地等を地域や社会のニーズに対応して積極的に活用することによりまして、民間主導の経済成長を後押しするという方針を本年打ち出したところです。

この実現に向けまして、新成長戦略を本年六月十八日に閣議決定し、社会福祉施設として地方公共団体が活用する場合には定期借地権を利用した貸し付けも可能とするという方針を示したところでございます。

◆村田 委員 今の答弁で、貸し付けるのは地方自治体だけ、民間も直接貸し付けるんですか。

◎小田桐 政策企画課長 国が貸し付ける相手方は、直接民間事業者は想定してございませんので、自治体のほうに貸し付けるというスキームになってございます。

◆村田 委員 最初に、特別委員会に出された資料の中のリストは五十カ所だったと思うんですね。今回の二カ所の保育園の土地はたしかなかったと思うんですが、その辺の経過について伺いたいと思います。

◎小田桐 政策企画課長 これまで区のほうからご報告させていただいた国の廃止予定宿舎は、国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議、国の会議でございしますが、こちらの報告書で示された内容でございします。この報告書の中には、宿舎名が単に宿舎としか表記されていないものがございまして、今回の二つの予定物件がこの中に含まれているかどうかというのは、現在のところまだ不明でございします。この宿舎と表記されていたものは、例えばどういうものなのかということで申し上げますと、裁判所の宿舎の官舎とか、防衛省関連の職員官舎等が具体的な表示をされていなかったというふうに聞いてございします。今後、新たな利用可能な物件が出た場合には、国から情報提供をしていただけるというふうに考えております。

◆村田 委員 今ご答弁がありましたけれども、今リストに上がっている部分以外にも、まだ利用可能な土地は今後出てくるということだと思っうんですね。私はぜひこの未利用地を積極的に活用すべきと考えております。

そもそも今の政権は、この未利用国有地については新成長戦略という中で位置づけているわけですよ。そういう意味では、活用されてこそその成長戦略ですから、それは非常に大事だと思っうんです。それで、保育園についてですが、今回、国から定期借地をして借り受けると。区はそれを保育園の運営事業者にもう一回貸し付けるわけですよ。言ってみると又貸しをするわけですよ。それで、幾らで借りて幾らで貸すかということがまず問題になるんですが、この辺の基本的な考え方を伺いたしたいと思います。

◎小田桐 政策企画課長 国からまだ具体的な金額の提示というものがされてございませんで、今後、国が不動産の鑑定評価に基づく賃借料の算定を行った上で、区のほうに提示があるというふうに考えておりまして、区といたしましては、適切な財産評価等を行った上で、当該提示額の妥当性を確認した上で国と協議し、最終的に賃借料を決定していきたいというふうに考えております。

◆村田 委員 それは区と国はわかりました。区と保育園の事業者はどうなるんですか。

◎小田桐 政策企画課長 現在、税外収入の検討の中で区有地の有効活用も検討課題としてございまして、その中では、区が保有している土地の有効活用を図るということで、有償での貸し付けについて一定のガイドライン等を示すのをねらいとして検討しているところです。

その中で、今回の場合は区有地ではございませんが、公共サービスであろうが、自動販売機であろうが、その辺も広く含めまして、民間事業者等に区有地を有償で貸す仕組みというのを検討しております。ただ、貸し付ける相手先の事業者の事業内容、公共性、経営状況、そういったものに留意した上で、貸し付けの減額免除制度というのでも検討しているところでございます。

今回は保育施設の整備に当たっての転貸にはなりますが、その転貸料につきましても、その中で示した基準に従って転貸料を設定していきたいというふうに考えております。

◆村田 委員 そうすると、今進めている保育園の分室等は、区の土地を無償で貸していますよね。今の答弁は、今後、この二カ所については有償にする方針だということですか。

◎小田桐 政策企画課長 区有地の無償の貸し付けというのも、今までの実績としては何件かございまして、その辺の整理については、あわせて今後ガイドラインを設定し検討する中で、取り扱いをどのようにするかという点も含めて検討したいと考えておりますが、現在、国から定期借地をさせていただく予定の二カ所の候補について、仮に事業者へ貸し出す場合には有償での転貸ということは今現在検討しております。

◆村田 委員 今までがずっと無償で、次から有償になると。それで実際に可能かどうかという問題もあると思うんですね。私どもとしてはできるだけ無償で、それに必要な国との交渉で、新成長戦略ですから、使われてこそ、実際の成長のために役に立つわけですから、その辺は区としてもしっかり国に物を言っていたきたいというふうに思います。

それで、その新成長戦略では保育施設のほかに介護施設への未利用国有地の貸し付けも位置づけられていて、これは二〇一〇年度運用開始と、その中にわざわざ書いてあるわけですね。具体的には介護保険制度の施設サービスの項目と一体としてこれが提案されていて、そもそも事実上の施設サービスの総量規制のような参酌標準を一緒に撤廃する、こういうふうに成長戦略で位置づけられて、施設の参酌標準を撤廃しながら、この未利用地の活用ということが記載されているわけです。介護施設にこの未利用地を使うという問題について、区はどのように検討をされているのか伺いたいと思います。

◎小田桐 政策企画課長 国の新成長戦略が実現に向かって具体的なスキームが検討されているというふうな情報が入っている中で、国からもそういった可能性については打診、ヒアリングを受けております。その中では、保育施設に加えまして高齢者施設も含めて、区のほうとしては実情を踏まえた上で、活用できるものは条件が合えば活用したいというふうにご回答したところございまして、現在も条件さえ整えば、利用の可能性はあろうかというふうに考えております。

◆村田 委員 その条件は何かとここで聞くのはちょっと聞き過ぎかなという感じもするんですが、ただ、これは福祉の分野の問題であると同時に、日本全体の経済政策の問題という位置づけもあるわけですよ。ぜひその辺も含めて企画のところを進めていただきたいなというふうに思っております。

次に、同じ新経済成長戦略の関係ですが、ちょっとしつこいですが、住宅リフォー

ムの問題を伺いたいと思っています。

国は新たな緊急経済対策をつくるというふうにもう表明をしております。それで、今度の補正予算にも、区としての経済政策と思われるものが入っております、プレミアム商品券の追加発行と、それからゼロ金利の継続と、緊急雇用は国の事業ですけれども、こんなものが入っています。

今度の補正予算は、やっぱりこれは区の緊急経済対策としての一環だと思われませんが、その位置づけと、緊急経済対策というのはどこの課が中心になってまとめているのか、この点を伺いたいと思います。

◎岩本 財政課長 今般、今ご指摘がありましたプレミアム商品券または緊急雇用等につきまして補正予算をご議決いただいたところでございます。

平成二十年の十二月から世田谷区の緊急総合経済対策というふうに銘打ちまして取り組みをさせていただきました。この間は国の大規模な補正予算等を受けて、国の臨時交付金等を活用しながら大規模な取り組みをさせていただいてきたところです。今般につきましても、まだまだ厳しい区内の経済状況等を見まして、補正予算として計上させていただいたところでございます。また、各経済対策の中では、今申し上げましたプレミアム商品券のほか、公共工事の前倒し発注であるとか、前払い金の支払い限度額の引き上げ等、全庁的な取り組みをしてございますが、取りまとめとしては、政策経営部で取りまとめをさせていただいているところでございます。

◆村田 委員 聞くところによると、議会でも国に対して新たな経済対策を求める、そんな意見書を出そうという議論もあるように聞いております。今、区内の経済状況というか暮らしの状況を見ても、さらなる経済対策はどうしても必要だというふうに思っております。

これまで、区の経済対策というと基本的に、今答弁があったように、平成二十年、二十一年、二十二年とやってきた枠組みは、大体四つの枠組みなんですね。

まず第一が区民生活への支援、地域経済の活性化という枠組みで、この中にプレミアム商品券とか、あるいは区営住宅家賃の据え置きとかというのを入れておりますよね。

それから、二つ目の枠組みは中小企業の支援だといって、具体的には融資と公共事業の前倒し、今答弁のあった前払い金の対応。

三つ目の枠組みは、これはもう今はないんですが、原材料価格高騰への対応だとか、これは平成二十年の段階で行いまして、学校給食の食材費の支援なんていうのもこの中に入っていました。

それから四つ目、これは二十一年からなんですが、雇用対策というのが入って、具体的な課題として相談、福祉、人材育成、こういうものが入っています。

そして今年度、二十二年度の経済対策には、今度新たにカーボンマイナス社会への転換だといって、太陽光発電の補助、こういうものを緊急経済対策として位置づけて入れたわけですね。

まず、カーボンマイナス社会、太陽光発電ですけれども、予算で三千八百万円、それから二百件、効果四億円というふうになってはいますが、これはちょっと見ると、地域の経済活性化と、地域の業者とか実際の発注先を特定していないんですね。これは改善が必要なんじゃないかと思うんですが、ご意見はありますか。

◎岩本 財政課長 平成二十二年度当初予算の緊急総合経済対策の整理の中で、今ご指摘いただきましたように、太陽光発電設置助成についても緊急経済対策の一つとして位置づけをさせていただきました。

これにつきましては、国が打ち出しております経済対策の中で総合的に、教育の情報化であるとか、環境、CO₂の削減等といった取り組みについても経済対策の一環として、国がフレーム、枠組みをつくっているということを受けまして、区としても緊急総合経済対策に位置づけをさせていただきました。

これにつきましては、国と都と、あと区が上乗せの補助金を太陽光発電の設置に関してお出しするものでございます。区内産業の活性化ということでは、必ずしも直接的つながりはないかもしれませんが、国と都と区でおおむね三分の一ほどの補助になりますが、一定の環境、CO2削減及び太陽光発電の設置の促進につながるといふ広い意味での経済対策ということで位置づけをさせていただいたものでございます。

◆村田 委員 これはたしか二度目ですが、二回とも大変評判がいいというか、区民からたくさん要望が出て、それで一気に予算も基本的に消化したというふうに聞いております。例えば、そういう状況だったら、今回の補正予算で増額補正してもよかったんじゃないかと思うんですが、なぜこれは増額補正しなかったんですか。

◎岩本 財政課長 もともと太陽光発電設置助成につきましては、二カ年の計画を持ちまして、二十一年度、二十二年度は二百件ずつという形で、二十一年度当初予算のときにご説明申し上げたと思うんですが、いわゆる普及促進という意味で制度を立ち上げたものでございます。

昨年、九月議会でプラス百件の補正予算を計上させていただきましたが、これにつきましては、昨年の国の補正予算に係る緊急経済対策における臨時交付金を活用して上乗せをさせていただいたということでございます。ということで、区としては、二十一年、二十二年、二百件ずつの事業計画を持って、今回、当初予算に計上させていただいたということで、今回の補正予算では上乗せはさせていただかなかったという経緯でございます。

◆村田 委員 もう招致終了というふうなお話ですが、本当に今の経済情勢の中で、今回の補正予算の経済対策だけで一体どのような効果が上がるのかと。政策経営部は

プラン・ドゥー・シーというのが好きですから、経済対策としてのプラン・ドゥー・シーというのは、例えばこの緊急経済対策でどんな評価をしていますか。

◎小田桐 政策企画課長 平成二十年以降の景気悪化に伴う経済対策を区でも行ったところではございますが、具体的な項目としては、先ほど申し上げたとおりの内容でございます。

これについての効果というものを図る上で、世田谷区内の経済状況がどれほど好転したか、もしくは停滞しているのか、また下がっているのかという点につきましては、産業政策部のほうでは東京商工会議所等々の協力をいただきながら景況感というものを発表しているところでございますけれども、これらの経済対策によってその景況にどのような影響が出たかという具体的な数値としては、残念ながら、私どもは把握してございません。

ただ、一つ言えることは、今回といいますか、このたび行ってきた経済対策について、例えばプレミアム商品券についても発売後即日完売といったところを考え合わせますと、また、緊急雇用の実人数等も、二十一年度実績で二十三事業、五百名を超えるというような内容等を含めますと、ある程度一定の効果は上がってきたのではないかというふうには考えております。

◆村田 委員 ちょっと時間なので、次に、住宅リフォームの問題に入りたいんですが、経済対策として、私たちはこのリフォームを位置づけようということを提案してきました。

本会議で質問をすると、大体都市整備部長が答えて、先日の総括質疑では産業政策部長が答えてということでしたが、今、経済対策の問題としてここで議論をしているのは、実際問題として総合的な経済対策をやるのは企画なんですよ。総合的な経済対策ということについて言えば、産業政策のほうは、事実上、一分野を担っているにすぎないというのが、総括質疑でのやりとりでも非常に明らかになったと思います。

その住宅リフォームですけれども、そういう立場で少し議論というか、お話しさせていただきたいと思うのですが、住宅リフォームの問題で言うと、これも政府の新成長戦略に大きな位置づけを与えられております。住宅をつくっては壊す社会から、長く大切に使うという観点に立った住宅の建設、適切な維持管理、流通に至るシステムを構築する、消費者が安心して適切なリフォームを行える市場環境の整備を図る等々位置づけをして、二〇二〇年までの目標として、中古住宅の流通市場とリフォーム市場で合わせて二十兆円を目指そうということで、特にリフォーム市場については、現在の六兆円を十二兆円にしようと、こういう位置づけをして進めております。考えてみますと、商店街も世田谷の大きな産業なんですけれども、住宅都市としての世田谷で一番キャパシティーが多いというか将来性があるのは、住宅関連産業というのは非常に大きな位置づけを持たせなければいけない産業だと私は思っています、その住宅関連産業について、私はそういう視点での対策は今どうしても必要だというふうに思っております。

地域経済の問題は今、地方自治体の大きな課題になっています。世田谷区も、例えば熊本区長の提案もあって、農業分野での「せたがやそだち」なんかも一つの分野として進んでおります。それから、総括でもあって、おもしろい提案だと思いましたがけれども、区内共通のポイントカードとか、こういう話もありました。

そういう全体の世田谷の産業政策を今後どう進めていくのかというあたりは、やっぱり新たな部署をつくるのか、さもなくば政策経営部がきちっとそこを担うということとを明確にして対策を講じるのか、こういう視点が必要だと私は思っているんですが、地域の経済対策、経済活性化策というものについて、今後、区としてどういうふうな位置づけを持って、どこで検討していこうとしているのかというのを伺いたいと思います。

◎小田桐 政策企画課長 世田谷の区域の中での景気対策、経済対策というのは非常に難しい問題が多々あるとは思っているところでございまして、実際に世田谷区民が生活している場というのが区内で完結しているわけではないということです。それから、区内の事業者の方々も、商店街にしても大規模なところは区外からいらっしゃる区民の方を対象にしている部分もあれば、区内の工業事業者の方々も区外、もしくは国外の事業者の方々との取引をして成り立っているという部分、そういった広く考えなければいけない部分があるかと思えます。その点を含めて、産業政策部だけではなくて、広く各部からのいろいろな提案を受けながら、経済対策等については考えてまいりたいというふうに考えております。

◆村田 委員 だから、世田谷の産業政策全体をどういうふうに、政府も新経済成長戦略というのは、例えば産業経済省とか単独ではなくて、全体の政治の責任としてやっているわけですね。世田谷区としても、今後、そういうところにぜひ乗り出さなければいけない時代に来ているんだということをちょっと指摘させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○小畑 委員長 以上で日本共産党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、生活者ネットワーク、どうぞ。

◆吉田 委員 生活者ネットワークの企画総務委員会所管の質問を始めます。

最初に、税外収入の確保に向けた取り組みの方向性の検討項目の一つにある自動販売機の設置場所の貸し付けについて質問します。

自動販売機の設置場所の貸し付けについては、これまでも申し上げてきたとおり、生活者ネットワークとしては、税外収入の確保につながるのとはわかりませんが、機器の電力消費量やCO2排出量、ごみの発生点を考慮すると、無制限に拡充すべきでは

ないと考えています。設置するにしても、災害対策や省エネ対策など設置する機器に付加する機能を含め判断すべきと思います。

今後の方向性として、特に、現在使用許可により設置しているものを原則として貸し付けによる設置に移行するとされていますが、障害者団体等の福祉団体が区施設の場所を借りて設置しているものについて、その収益が自主財源の助けになっているケースがあると聞きました。これらの団体の多くはぎりぎりの運営をしているのが常で、貴重な財源になっているのではないのでしょうか。少なからず公益的な活動をしている団体の運営資金になっているわけですから、その点を十分に考慮した上で、貸し付けへの移行に伴い、こうした団体から貸付料を徴収するのはいかがなものかと考えます。無償貸与の継続を考えるべきです。

現在、どのような団体に設置許可をしており、これらを今後どうされるのか、区の考えを聞きます。

◎岡田 経理課長 現在、自動販売機の設置を許可している対象はさまざまございまして、いわゆるベンダーと言われる事業者に直接許可しているもののほか、社会福祉協議会、障害者団体などの福祉団体、指定管理者などがございます。

先般、議会へご報告をさせていただきました税外収入確保に向けた取り組みの中で、自動販売機につきましては、現在、行政財産の使用許可から、原則として行政財産の貸し付けへ移行する方向で検討を進めております。設置主体に応じた賃料につきましては、この取り組みの検討の中で検討してまいります。

◆吉田 委員 次に、団体等への公有地の貸し付けについて質問します。

国は、六月に示した新成長戦略の中で国有地の有効活用を図ることを決定し、自治体や研究機関等からの意見聴取も行いながら、具体的な手法、仕組みの検討を行ってきました。この意見聴取には世田谷区も参加していたと聞きます。自治体における福祉サービスの現状を訴え、国の協力を求めてきたとは思いますが、現在の区の福祉施

設の需要と地価の状況などを考えると、国の施策を活用して効率的な施設整備を進めることが重要です。

区は今後、ガイドラインを作成した上で有償貸し付けの検討を進めるとしてありますが、国有地をどのように活用していくのかお聞きします。

◎小田桐 政策企画課長 区内では地価が高く、人口集中等が顕著であるという大都市部の特性がございまして、そういった自治体においては、少子・高齢化に伴いまして、社会福祉サービスの需要増に対応する施設用地の確保というのが極めて困難な状況であるというふうに感じております。

世田谷区におきましても、急増する保育サービス待機児について、これまで区有地、小中学校施設等を活用して受け入れを図ってきたところでございますが、一自治体の努力だけで対応することが非常に困難な状況であるということは、委員のお話にもございました、国とのヒアリングの中でも区とした申し上げたところでございます。

このたび、これまで売却が基本となっていた国有地を貸し付けが可能という方針を国が示したことを受けまして、保育サービス待機児への対策や要介護高齢者の増加への対応、これに向けた施設整備用地として、条件が整う限り国有地の活用を検討してまいりたいというふうに考えております。

◆吉田 委員 少子・高齢社会の中で、まさにこのサービスをどう確保していくかが自治体の大きな問題になっています。今年度中には国有地を活用して認可保育園の整備が計画、実施の段階となり、早急に具体化していく必要があります。福祉サービスの担い手となる事業者は、経済的に厳しい状況の中で工夫を凝らし、その運営に取り組んでいます。そのような運営事業者に国が提示する賃借料を転嫁することは非常に困難であり、必然的に区の財政的負担が必要になるのではないのでしょうか。本来、高齢化対策、少子化対策は国策でもあるのですから、現場を持つ自治体から国へも無償貸し付けを強く求めていくべきです。区のことを聞きます。

◎小田桐 政策企画課長 今回、国からお示しいただきました太子堂、北沢の二物件につきましては、今後、区が保育園用地として借り受けて転貸するということになるわけですが、その賃借料につきましては、先ほども申し上げましたが、今後、国から不動産鑑定評価を徴した上で提示がございまして、区は、その額に対して適切な手順により妥当性を確認した上で、最終的な金額決定に向けて協議してまいりたいというふうに考えているところです。

今後、国が提示する賃借料については、社会福祉目的であっても国有財産を活用する場合では、厳しい財政状況を踏まえ、財政的な観点も必要であるという考え方を国は示しております。

しかしながら、区におきましては、急増する保育サービス待機児へ対応するための施設用地の確保ということが極めて困難であるという現状を踏まえまして、できる限り低廉な賃借料となるよう、国に対しては働きかけてまいりたいというふうに考えております。

◆吉田 委員 低廉と言われてたんですが、先ほどの答弁の中にも、大都市部の特性として地価がとても高いということのはっきりとわかっております。不動産鑑定というのは、近傍同種という言葉がよく使われますが、この世田谷区内でその賃貸料を転嫁していくのはやっぱりとっても難しい。今までは無償で貸し付けをしてきているという経緯の中で、低廉とは言いながら、この時点から賃借料をいただけるものなのか。それにも増して、手を挙げてくる事業者が本当に見つかるのかという心配があります。大もとに帰って、国にぜひ無償でというところをもう一度強く求めていただきたいと思います。

税外収入の最後に、利用者負担の適正化について質問します。

この夏に開催された政策検証委員会を傍聴していたときの話では、受益と負担のあり方についてとの視点で話し合われ、極端な事例と感じましたが、がん検診と子ども

医療費助成が素材として示されていきました。いずれにしても、新たな負担を求めるには慎重な対応をしていくべきということが共有されたと思います。まずは見直しの優先順位を決定すべきであり、命や健康という分野では考えにくい負担の必要性が区民にわかりやすく示され納得されること、何よりも先にコスト圧縮を考え、サービスの質を低下させないこと、低所得者への配慮を十分に考慮することなど、幾つかの注意点も話されていきました。受益者負担の考え方については、この政策検証委員会の中でも両論があり、統一するには難しい課題だということを十分に認識することが重要で、この席では無理に一つの結論を導き出すということはありませんでした。結果、慎重に進めるべきとの提言になったと理解しています。

提言を受けてどう考え、どう進めるのか、区の見解を聞きます。

◎小田桐 政策企画課長 受益者負担の見直しにつきましては、委員のお話にもあったとおり、政策検証委員会においても受益と負担のあり方としてご議論いただく中で、利用者負担を一律に求めるのではなくて、利用者間の公平性や低所得者層への対応なども考慮する必要があるというご意見などもいただいております。

利用者負担導入、もしくは適正化へ向けた検討については、現在、政策点検方針に基づく全事業点検の中で、各部が必要な検討を行っているところでございますが、この中で利用者負担の導入による影響を予測し、段階的に進めるなどの方法も考慮するということが方針を示してございます。

今後の検討におきましては、これらの点も十分配慮した上で、財政の将来的な予測、その辺を全職員に理解いただいた上で総合的に判断できるよう、各部からの点検結果を上げていただきたいというふうに考えております。

◆吉田 委員 その結果から、十月八日に各部からの要求がまとめられるということですが、やはりこの段階、そして十二月十五日、十六日の常任委員会での報告、この二つの段階を経てということでしょうが、さまざまな場面を通じて区の説明責任が求

められることとなります。区民と向き合って誠実に進めてくださるよう要望します。

次に、指定管理者制度について質問します。

指定管理者制度は、より適正な運用を図るため、平成十六年に策定した指定管理者制度導入に係る指針を全面改正し、昨年十二月に指定管理者制度運用に係る指針を策定しました。この中で、指定管理者制度の透明性を高める取り組みとして、管理運営状況と指定管理者候補者の選定という制度の運用上、重要な二項目について、より透明性を高めることを求めてきました。

管理運営状況については、毎年度、事業者から提出される事業報告を、その共通項目を整理した上で区議会に報告の後、区のホームページでの公開となりました。

今年度、既に常任委員会で報告を受け、ホームページにもアップされて公開されていますが、一方の選定について、その選定方法や選定結果を明確に公表することとしておりますが、今定例会で議案となり、さきの中間議決日に既に議決された、指定管理者の指定の対象施設分から実施されていることと思います。

ここで、その選定について、まず実際に選定手続における透明性、公平性はどのように確保されたのか、工夫された点を聞きます。

◎小田桐 政策企画課長 指定管理者制度運用に係る指針は、本年一月より施行しまして、この指針に基づきまして、平成二十三年三月をもって指定期間が終了し、その翌四月から指定を開始する、そういった施設について、管理者の選定手続を進めてまいりました。

指定管理者の選定につきましては、まず対象施設や選定方法、審査体制などを議会にご報告するとともに、その選定後、選定の経緯、選定対象団体、選定委員会の構成、評価結果などを詳細にお示ししまして、第三回定例会にて候補者の指定についての議案を提案させていただいたところでございます。

また、管理運営状況につきましては、施設利用状況や指定管理に関する業務の収支、

施設管理運営の事業実績と評価、改善の取り組みなどを指定管理している施設ごとにまとめまして、議会にご報告させていただいた上で、区のホームページで公開しているところがございます。

今後もこれらの取り組みを行いながら、指定管理者制度における透明性の向上に努めるとともに、よりよい区民サービスの提供に向けて、管理者へ指導調整を行ってまいりたいというふうに考えております。

◆吉田 委員 この施設によって配点の合計が九十八点から二千五百点までと大きな開きがあるんですね。この理由は何なのか。それと、選定委員会での点数づけも、各委員が行い単純に合計しているものと、選定委員全員の合計点から平均点を算出したものまであります。これが影響しているんですが、この満点の配分の差や全体の加重配分のバランスなど全くこの参考資料だけでは見えません。この辺をどのように判断してきたのかとか、どのようにして加重をつけてきたのかというところも、この同じ参考資料の中に記述をするべきと考えますが、区のを聞きます。

◎小田桐 政策企画課長 このたび指定管理者の候補者を選定しました施設としては、区民会館、体育施設、福祉施設、自転車等駐車場など合計六十五施設ございまして、さまざまな種類の施設が混在しているという状況でございます。

最も適確な指定管理者を選定するためには厳密かつ公正な採点をする必要があるというふうに考えてございまして、施設の特性に合った評価項目と配点を総合的に考えた上で、個々の管理ごとに、点数ごとに設定しているという状況でございます。そのため、配点の合計が、委員のお話にもありました百点前後から二千点を超える点数まで、また、合計点で判断するものと平均点で判断するものといった違いが出てきているところがございますが、今後、それを統一する必要があるかどうかという点でいえば、各施設の状況に応じた採点をするという点を尊重すべきではないかと考えてございまして、ただ、これだけの開きがあることによっていろいろな誤解が生じない

ように、この配点の仕組みとか採点の内容についての説明については工夫をしていく余地があるかというふうに考えております。

◆吉田 委員 ぜひ工夫、改善をしていただきたいと思います。

玉川区民会館別館なんですけど、現世田谷サービス公社の管理実績点が十四点中の十四点、株式会社キャリアライズは六点しかとれていません。この差が八点なんですね。最後の合計点を見てもみますと、百点満点中で八十一と七十七と四と四点なんです。この管理実績というところが一つひっくり返れば、これは違う選定があったというふうに読めるんですね。

また、同じように区民斎場、JAの東京中央セレモニーセンターが管理実績で十四点中の十二点をとっております。合計では八十九点。世田谷サービス公社はこの管理実績が七点、差が五点ありまして、合計では八十五点と、差が四と縮まっています。

まさにこの管理実績の点数だけで決まったように見えてしまうんですね。誤解が出てきちゃっているのではないかと思うんですが、まず管理実績とは何を示すのか教えてください。

◎小田桐 政策企画課長 管理実績についてまずご説明いたしますと、当該施設だけではなくて、区内外においての同種の施設管理運営の実績を指すものでございます。そういった意味では、現行の指定管理者が選定において有利になるというたぐいの採点項目ではございません。

◆吉田 委員 このように細かく見ていきますと、この評価項目一つずつについて、やはりもう少し注釈が要ると思うんですね。ましてやホームページで公開しているんですから、わかりやすく、誤解を生まないように、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。

生活者ネットワークの代表質問への区長からの答弁では、保健福祉やまちづくりな

ど、区民の方々と直接向き合う窓口を初め、区政の基礎は専門性のある個々の職員に支えられていると考えていらっしゃるとのことでした。

その窓口対応の件ですが、区民意識調査でも経年変化を追う項目に入っています。この間、区では、平成十二年に窓口対応向上マニュアルを作成したり、接遇研修強化月間を実施したり、特別区研修制度を活用したりと、さまざま研修してきているのは認識しております。アンケート結果は、よいと感じている方が五割を超えたということですが、行政サービスへのよいという評価が半分では問題が残っています。

広報広聴課としては調査結果をどのように評価されているのかお聞かせください。

◎久末 広報広聴課長 ことし六月に実施いたしました区民意識調査結果のうち職員の窓口対応については経年で調査している項目でございまして、よいと感じている区民は五割を超えて五三%となっており、区民の半数を超える方々によりと感じていただいていることは、評価されているものと考えております。

ご指摘のございました、どちらとも言えないとの回答をされた方につきましては、四割弱の三八・六%となっており、その方たちが窓口を利用したことがない方なのか、もしくは普通と感じられたのか、その詳細についてはちょっとわからないのですが、やや悪かったととても悪かったを合わせた悪いが七・二%となっていることは、少なくとも悪くはないということだと受けとめております。

◆吉田 委員 まだまだ改善すべき点があると考えます。

私のところにも区民から直接声が届いてきました。担当者の単なる勘違いなのに、こちらに非があるかのような罵声を浴びせられ怖かったというものと、戸籍係がプライバシーにかかわることをフロア全体に聞こえるように声を張り上げ対応していて、聞きたくもないのに耳に入ってしまった。私一人ではなく、その場にいた人たちが全員身の置きどころに困ってしまったとの悪評でした。研修室ではこの窓口対応につい

て以前からも取り組んでいるのは承知しておりますが、現状の研修体制についてお聞かせください。

◎小野村 研修調査室次長 研修調査室では、より区民の目線に立った協働のパートナーとしての対応ができる職員の育成を目指し、民間での講義なども数多く経験しているすぐれた講師を活用し、採用年数に応じた内容による体系化を図った接遇研修を実施しております。

具体的には、採用一年目、五年目、十年目で、それぞれの職責に応じた接遇研修を実施するとともに、係長昇任時には接遇指導者研修を実施しております。また、採用三年目、主任主事十年目にはコミュニケーション能力の向上を目的とした研修を実施しております。加えて、各職場との共同企画により、非常勤職員、臨時職員も含めた全職員が受講することで、職場単位の接遇向上を目指す研修を実施しており、本年度は砧総合支所で十一月以降取り組まれる予定であります。さらに、各職場独自の取り組みとして、図書館全館、玉川清掃事務所にて接遇研修を実施する旨、報告を受けております。

今後とも、職場内研修、職場外研修という、いわば両輪による実効性を高め、研修計画の重点取り組みに掲げておりますとおり、苦情を減らすから感謝の言葉をふやすことを目指して、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

◆吉田 委員 ぜひ着実に進めていただきたいと思います。

続けて窓口対応向上マニュアルですが、昨年度末に、震災時初動期職員行動マニュアルが策定されたときに、委員会の中でもさまざま議論がありました。マニュアルは、つくって、職員に配っておしまいというものではないはずで、マニュアルが一人一人の職員にすべて周知され有効に活用されて、現場が改善されてこそつくったかいがあるというものです。

現在活用されている窓口対応向上マニュアル、各職場での活用状況を研修室として把握していらっしゃるのか、そのことをどのようにお考えなのかお聞きいたします。

◎小野村 研修調査室次長 窓口対応向上マニュアルにつきましては、年度当初にその最新版を庁内のイントラネットに掲載し、職員が容易に目にできる環境を整えております。また、先ほど申し上げました接客研修の機会を通じまして受講生に配付するとともに、研修終了後のガイダンスで職場での活用を呼びかけており、それぞれの職場において実行されているものと考えております。

今後は、窓口対応向上マニュアルのさらなる活用を図るよう、庶務担当課長会などを通じて広く庁内に呼びかけるとともに、庁内報に掲載している接客向上への率先行動を促す記事を充実させるなど、区民の評価が高まる窓口対応を目指す取り組みの拡充に努めてまいります。

◆吉田 委員 今後、窓口対応向上の「成果が見える化」することも大事だと考えています。投票所で行われている出口調査のような、実際に窓口を利用された方からの後追い調査をすべきではないでしょうか。いわゆるPDCAサイクルに乗せてしっかりと研修結果を検証すること、区民満足度を向上することはできないでしょうか、見解を聞きます。

◎久末 広報広聴課長 民間企業におきましては、メールやはがきなどを利用して、顧客満足度に関する事後調査を行っている例があるものと承知しております。

窓口を利用された後追い調査といった手段につきましては、個人情報の問題や実施の手段のあり方などの課題もございますので、今後研究をしてまいりたいと考えているところです。

◆吉田 委員 研究した結果、また検討していただいて、ぜひしっかりと評価をしていただきたいと思います。

広報広聴について何点か質問します。

まず、パブリックコメントについてですが、これまでも生活者ネットワークからはパブリックコメントに寄せられた意見については尊重していただきたいと申し上げてきました。こここのところ、その提出数が少なくなってきたのではと感じています。意見があっても、どう書けばいいのかわからなくて意見を出していない方もいるのではないのでしょうか。また、意見を出しても、どうせ取り入れてもらえないのではないかと考えている方もいるからか、この数が上がらないという現状があるのではないのでしょうか。

もっと大もとのパブリックコメントの制度としては、区は区民意見提出手続実施基準を定め運用していますが、区民意見の公表としては、提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表することとなっています。

しかし、具体的にどのように考え方を公表しなくてはならないという規定はない。公表されたものを見ても規定はありませんので、自分の意見、人の意見に対しても、公表されたものを見てもどうやって検討されたのか、条例や計画に盛り込まれていくのか、どのように取り込まれるのか、あるいはどのような理由で取り込まれないのか、はっきりわからないのが現状だと思います。

パブリックコメントによりいただいた意見には、条例や計画に盛り込まれるのかどうかを明確に記載し公表するように改善すべきと思いますが、区の見解を聞きます。

◎久末 広報広聴課長 パブリックコメントの平成二十一年度の実績につきましては、五件のパブリックコメントを実施してございます。その結果、千百二十八名からのご意見をいただき、意見の総数としましては千六百九十五件というご意見をお寄せいただいております。また、今年度につきましては三件のパブリックコメントを実施予定でございます。

パブリックコメントを行った施策につきましては、その実施結果を公表時に、区民

からの意見の要旨、それに対する区の見解、それから寄せられた件数、この三つを広報紙、ホームページに掲載するとともに、出張所等に閲覧用資料として備えつけてございます。また、区民の意見の反映結果につきましては、区の見解の中で記載しているところがございます。

委員ご指摘のような、パブリックコメントとして提出した意見をどのように反映しているのかがよりわかるよう、区の方針の公表のときに、例えばご意見や提案は既に盛り込み済みとか、意見を反映、または反映困難や、今後の参考などの区分を設けるなどの検討をしてみたいと考えております。

◆吉田 委員 また、今回の街づくり条例改正の場面で、このパブリックコメントのとり方についてさまざま議論がありました。これまでのほかの条例改正や計画策定の際のパブコメは、所管課が素案を作成した段階でパブコメを募集していたのに、街づくり条例改正では素案の前段階の考え方の段階でのパブコメでした。これについても実施基準において、案の作成後など適切な時期に区民意見提出手続を実施するとあるだけです。具体的な取り決めは書かれていません。しかし、区民の方々にとっては、いつもは素案が出てくるので、考え方の後に素案が出てくるのではないかと思ってしまうたり、実際に素案を見てからでないと思いを述べられないという方もいらっしゃったのではないかと思います。都市整備常任委員会に出された陳情でもその点が指摘され、再度のパブコメを求められていました。

こういった混乱が多数あったわけですが、今後、来年度には三件の予定もあります。この混乱を避けるためには、どの段階で意見募集をするのか決めておく必要があるはずです。先ほどの意見の公表の仕方を含め、これらの点を明確にするためにも、議会の議決を要する条例化が必須です。パブリックコメントを条例に定めることについて、区の見解をお伺いします。

◎久末 広報広聴課長 パブリックコメントにつきましては、区民が区政へ参画する一つの方法として、主要な計画等に区民の意見を反映する仕組みとして重要な一つの施策であると認識しております。

ご質問の中で街づくり条例の改正におきましての陳情のお話もございましたが、先ほども申し上げましたように、まず、区民意見の反映状況が目に見えるような公表を行うことによりまして、透明性をより高めていきたいと考えております。こうした政策策定、あるいは計画策定に当たりましては、議会でのご議論も十分に踏まえた上で決定していく手続をとってございます。

このパブリックコメントにつきましては、区民の方々に利用しやすく、また、意見を十分に反映することができるよう、よりよいものにしてまいります。

◆吉田 委員 次に、区民意見について、「区長へのハガキ」について伺います。

区民の方がこの「区長へのハガキ」を用いて意見を書くときには、意見や要望を直接、熊本区長が目を通してくださって読んでくださるものと期待されていると思います。

昨年度実施された区長との意見交換会でも、担当部長ではなく、区長の返事が聞きたいという声を現場で聞きました。全国では熱心な市長はすべてはがきに目を通してくださっているそうです。世田谷区においても、ぜひ区長に目を通していただき、できればお返事をいただきたいと思いますが、担当である広報広聴課としてはどのようにお考えでしょうか。

◎久末 広報広聴課長 「区長へのハガキ」につきましては、区民の方々の区政に対するご意見、ご提案を気軽に、かつ自由、率直に書いてご活用いただいているものでございます。お寄せいただきました「区長へのハガキ」につきましては、まず広報広聴課が受け付けをして整理した上で、区長に報告をするようにしてございます。また、

担当所管課にも連絡し、必要に応じて担当所管課で現場の確認など現状の把握をした上で、適切な対応を図るようにしているところでございます。

◆吉田 委員 また、手軽なツールとして、メールでの区政へのご意見ができたことを評価します。問題となるのは受け取った後の対応です。そのできにより、区政への信頼感が変わってきます。取り決めどおり返答するルールは守られているのでしょうか、端的にお答えください。

◎久末 広報広聴課長 区政へのご意見につきましては、お寄せいただいてから四開庁日以内と定めてございます。区民の声システムにおきまして個々の意見の進捗状況を確認しておりますので、広報広聴課におきまして、今後とも進捗管理を行っていきたいと考えております。

◆吉田 委員 区長は常日ごろから区民の声を大事にと、区民の目線ということも言っておりますので、この「区長へのハガキ」、区政へのご意見、パブリックコメント、区民との直接的な接点となっております。ぜひ信頼関係を構築して行って、今後、区民との協働で区政を進めて行っていただきたい。誠実に対応していただくことを要望し、生活者ネットワークからの企画総務委員会所管の質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で生活者ネットワークの質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、せたがや政策会議、どうぞ。

◆大庭 委員 本日は、代表質問でも取り上げました、サービス公社の子会社の株の買い取りについて継続して伺います。

きょうは図を用意しましたので、ちょっとわかりやすくなっておりますけれども、この子会社の株の買い取りというのは、平成八年にキャロットタワーの二十六

階のレストランを運営させるために、当時、森永エンゼル、今では名前が変わって森永フードサービスとなっておりますが、ここと世田谷サービス公社で出資をいたしまして、キャロットサービスという会社をつくりました。この会社の資本金は二千万円です。二千万円のうち五五%を世田谷サービス公社が出資して一千百万円、額面五万円ですから、株数にして二百二十株になります。それから、この森永フードサービスは同じく四五%の出資で、九百万円の出資となります。それで百八十株の出資となります。

これは平成八年から、そのキャロットタワーができたときから、このキャロットサービスという会社が二十六階のレストランを運営していたわけです。それが経営してから十二年後の平成二十年になりまして、キャロットサービスについて、森永フードサービスという森永側がこの事業から手を引きたいというような申し出がありました。

それで、四五%、九百万円出しまして、百八十株相当分の株式をサービス公社に引き取ってくれ、買い取ってくれないかということで、株の買い取り請求がありました。それに応じて、サービス公社がこの四五%の百八十株分の株を買って、それで、現在はこのキャロットサービスというのは世田谷サービス公社の一〇〇%子会社となっているという次第なんです。

問題になったのはこの四五%、当初九百万円の出資で百八十株分の株を一株幾らで買ったのかということをご代表質問で取り上げました。繰り返しますけれども、この百八十株、当初九百万円の出資株式を全体で幾らで買い取ったのか、一株当たり幾らなのか、まずこの点について、復習のためにお聞きしておきます。

◎小田桐 政策企画課長 総額で申し上げますと、最初に、四千三百六十七万円弱ぐらいでございます。一株当たり二十四万二百円の買い入れというふうに把握しております。

◆大庭 委員 今、一株二十四万円、合計で四千三百二十万円、つまり、平成八年からの十年間で、九百万円が出資したのが四・八倍に値上がりしたわけです。ちなみに、平成八年の日経平均は一万八千円から二万二千円の間です。そして、この株が買い取られた平成二十年の日経平均は一万五千円から六千九百円まで下がっている時代です。つまり、森永側からこの株の買い取り請求があったのは、あのリーマンショックがあった直後のことなんです。日経平均は一万五千円から六千九百円に急落しているさなかのことなんです。

そういうときに、九百万円の出資の株を四千三百二十万円ですべて買えるんでしょうか。いま一度、一株二十四万円、全体で四千三百二十万円の算定の根拠をお伺いいたします。

◎小田桐 政策企画課長 株の取得に当たりましては複数の計算方法がございまして、その中の一つの簿価純資産方式という方式によって計算したものでございます。これについては、公認会計士のご意見もいただきながら、そのときの経営状況等を踏まえるとこの方式による積算がいいということでのご意見をいただいたものに基づいて計算したものでございます。簿価に載ってございます資産を株価で割るというような方式であるのご理解いただければよろしいかと思っております。

◆大庭 委員 今のお答えですと、簿価純資産法という計算で一株当たり二十四万円というのを出したと。要するに、これは全体の発行株式数は四百株ですから、その純資産を四百株で割ったのが二十四万円というお答えですよね。つまり、この会社は、この買い取り請求があるまで十二年間、あそこでレストランを営業していて、毎年当たり利益を蓄積していたと。その利益の蓄積がざっと逆算しますと九千六百万円ぐらいあったと。その九千六百万円、この会社は毎年毎年利益を上げていまして、その蓄積が九千六百万円ぐらいあったと。だから、その分を四百株で割れば一株二十四万円になる。

だから、二十四万円掛ける百八十株で四千三百二十万円ということだったんですけれども、この会社が普通レストランを営業するときに、何回も言っているように、ここはいろいろと特典があったわけですよ。それは家賃がただだった。あの一等地のところで、家賃がただでレストランができる会社なんて、この世にはあるんでしょうかね。

この間も聞きましたけれども、このビルの家賃は、本来どのくらいですか。

◎小田桐 政策企画課長 家賃という点で申し上げますと、キャロットサービスの委託元である世田谷サービス公社は、世田谷区に対して家賃の支払いはございません。

◆大庭 委員 これの下の方のビルで一坪当たり二万円ぐらいで貸しているという話を言っていたじゃないですか、それを教えてくださいということですよ。

◎小田桐 政策企画課長 おおむねそれぐらいの金額でございます。

◆大庭 委員 それで、ここのレストランは大体五百平米、坪数に直すと百五十坪なわけですよ。それで、二万円という形からすると、月額三百万円の家賃ということになるわけです。これは年間で三千六百万円という家賃になります。これを十二年間払い続けると四億三千二百万円ということになります。もちろん公共施設ということを考えて家賃を四分の一にしても、家賃を四分の一ということは坪当たり五千元ということにしても、今までトータルで一億八百万円の家賃というのが相当必要だったわけですよ。

先ほど申し上げましたように、この買い取り請求があったときに九千六百万円の利益の蓄積があったということですが、本来、家賃を坪五千元で払っていたとしても破格の値段ですよ。払っていたとしても一億八百万円かかっているわけですから、九千六百万円の利益というのは全部吹っ飛んじゃって債務超過になって、この会社は倒産しているはずなんですよ、わかりますか。

それで、これは世田谷区民会館の第二別館という扱いであるわけですがけれども、世田谷区民会館の本館のレストランけやきがありますよね。あそこは家賃が坪当たり千五百円なんです。けやきの場合は、世田谷区は坪当たり千五百円で家賃を取っているんです。これも安いわけですがけれどもね。

三軒茶屋とここの世田谷区民会館の場所では全然ロケーションも違いますし、これは広さが違いますから、家賃も違うんですけれども、仮にけやきと同じような家賃を取ったとしても、けやきと同じ条件でやったとしても、十二年間で三千二百四十万円の家賃が発生していることになるんです。

それでお伺いしますがけれども、当初、このレストランをつくるときに、これは巨額のお金をかけているんですよ。レストランのお店の工事費は幾らかかっていますか。

◎小田桐 政策企画課長 およそ四億五千万円ぐらいの内装工事費がかかっていると把握しております。

◆大庭 委員 備品もあるでしょう。

◎小田桐 政策企画課長 四億五千万円は内装工事費、備品、消耗品を合わせて六千万円ぐらいです。

◆大庭 委員 ここは合わせて五億一千万円のところがただなんですよ。しかも、このレストランの店舗設計、開店計画、人員計画及び設計事務所との連絡は、これは森永側が全部一手に握っているんですよ、そうですね。

◎小田桐 政策企画課長 共同出資をしている役割分担の中で、委員おっしゃったレストラン部分の内容については、森永フードサービスが役割分担としておおむね担っているということになっております。

◆大庭 委員 要するに、この森永側が店をつくって、それにただ従っているだけで、あげくの果てに、十二年たったら、その店をおっぽり出して出ていっちゃったわけですよ。それで株式を引き取れとって、一株二十四万円でやったと。そのときの純資産法だという資産の蓄積した利益を単純に四百株で割っただけで、要するに利益の四五%を全部持っていっちゃったというのがこの株式売却の実態なんですよ。これは法的に問題があるんじゃないですか。

◎小田桐 政策企画課長 共同出資の株式の引き取りについては、まずキャロットサービスの取締役会の承認事項でございまして、すべて引き取らなければならないということはございませんが、なぜ引き取ったかという理由につきましては、四五%相当の株が森永から他の企業へ移っていく、そういったことを懸念して、取締役会では取得を決定したという経緯です。

また、簿価資産の計算方法等につきましては、先ほど申し上げました株式の計算方法として一般で用いられている計算方法でございまして、計算方法に問題はなかったというふうに理解しております。

◆大庭 委員 政経部長にお伺いしますけれども、会社法の百四十四条と百七十七条というのはご存じですか。

◎金澤 政策経営部長 存じ上げません。

◆大庭 委員 そんな部長のために、今回、特別に会社法の百四十四条と百七十七条をご用意させていただきました。両方ともおのおの第三項のことなんですけれども、会社法の百四十四条には非上場株式の価格決定がちゃんと記載されているんです。百四十四条と百七十七条、これは一般の買い取りの場合、百七十七条は相続の場合を想定しているんですけれども、会社法の中で書いてあるのは、裁判所は前項の決定をするには、つまり、価格を決定するには譲渡等承認請求の、要するに買い取りの請求の

ときにおける株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならない。百七十七条においても、裁判所は前項の決定をするには、株価を決定するには、前条第一項の規定による請求のときにおける株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならないというふうに記載されているわけです。これが百四十四条と百七十七条なんです。会社法の中で非上場の株式の決定方式というか、決定のことが記載されたのはこの二つだけなんです。わかりますか。

ここで大事なのは、この「資産状態その他一切の事情を考慮しなければならない」という記載なんです。これは、ここに別にしましたけれども、こういうふうになるわけです。資産状態プラスその他一切の事情を考慮しなければならない、マストですから、ならないんですよ。これは両方ともやらなくちゃいけないということなんです。

今回、あなた方が言っている簿価純資産法というのは、この資産状態のところだけにしか当てはまらないんですよ。こちらのその他一切の事情を考慮していないんですよ。わかりますか。これはどういうことかという、この会社法は常識的なことを述べているんです。

つまり、今、この会社には資産が九千六百万円あったというふうに言われていますね。九千六百万円を四百株で割ったら、一株が二十四万円だったと。じゃ、同業同種の株で九千六百万円の利益の会社がもう一つあったとします。その会社は過去に、これは十二年間で九千六百万円の利益を稼いだ、去年つくったばかりの会社が既に九千六百万円の純資産を持っている場合もあるわけです。それでは株価が同じですか。もしくは、十二年前に純資産、利益の積み上げがその前までに百億円ぐらいあった。百億円ぐらいあったけれども、現在では減りに減って、純資産が九千六百万円しか残っていない、そういう会社があったときに、純資産をただ単純に株価だけで割れば同じ二十四万円になるんですよ。でも、これから伸びる会社と、これから下り坂の会社で株価が同じはずはないでしょう。

これは調べたんですけれども、これは片っ方だけやっていると会社法違反なんですよ。明確に違反だと書いてあります。つまり、株価を決めるときに、こちらを考慮しなくちゃいけない。さっき言ったように、これから利益を上げるような会社の途中での利益の蓄積が九千六百万円と、大もうけして、その後全然鳴かず飛ばずの会社で、利益がどんどん目減りしている会社の九千六百万円の会社では株価というのは違うんですよ。

あなた方が言っているのは、これだけで言うと解散価値のことを株価と称しているんですよ。株価というのはゴーイングコンサーンですから、次はどうなるかと。この会社は将来性があるのか、将来性がないのか、もしくは倒産する危険性があるのかわからないのかということで株価は決まるんですよ。このことを考慮していなくて、政経部長というのは取締役ですよ。取締役としての立場でのお答えはいただけませんけれども、違反だと私は言っているんですが、どうですか。

◎金澤 政策経営部長 会社法等は私は専門にしていませんので、今の条項は存じ上げないというのは申し上げたとおりです。ただ、今条文を見せていただいて、「裁判所は」という主語がついておりましたので、恐らくその条文があるブロックのところについては、裁判所の手続が行われる際に、裁判所が考慮しなきゃいけないときの材料だと思っております。

先ほどから政策企画課長が申し上げているとおり、今回のサービス公社が森永フードサービスから四五%取得したのは、資本金のところに出てるように、五五対四五という割合で二社で経営をしていた、そういう会社であると。資産的には、先ほど申し上げた計算方法によっておおよそ九千七百万円ぐらいの資産価値があるということでございますので、それを五五と四五に割って、森永さんの分は四五ですから、四五%もらえば、経営権がすべてサービス公社に移るということですので、四千三百六十万円で買ったということでございます。一切の事情を考慮してというのは、裁判所

の判断のことではないかと思いますが、詳しくは、私はこれからちょっと調べてみます。

◆大庭 委員 もう一つ申し上げますけれども、この会社の経営の実態、実績はどうか。つまり、株価は一切の事情を考慮するという、その他一切の事情について、これから説明します。

これがスカイキャロットの運営の実態です。まず人員が、これは最初は五カ月ぐらいいしか営業していないので、実質的には平成九年度から始まります。平成九年度の利用実績は十二万六千七百三十二名、そして直近の二十一年度が五万九千八百六十九人、これだけ利用実績がどんどん落ちているんです。これは縦方向をかなりとっちゃったのであれですけれども、利益については、売り上げについても、九年度をピークにして二億八千百四十三万円、直近は一億八千七百三十万円、三分の二に落ちているんです。一番下の緑については利益です。利益が最初は二千万円ぐらいあったんですけれども、これがついに平成十七年度は六百五十六万円の赤字、それから十九年度が二百六十四万円、こういう形で赤字続きなわけです。こういうのが会社の実態なんです。

つまり、先ほど言ったように、将来性が下降ぎみの会社だったわけです。これが上向きの会社であれば、それは株価というのはあるかもしれませんが、株価というのは経営実態で、要するに森永が手を引いたのは、ごちゃごちゃ言っていますけれども、結局、もうこれ以上利益が出ない、これまでの利益蓄積がこれからどんどん使い尽くされちゃうという時点で、結果的に森永は手を引いたんですよ。

森永は上場の会社ですから、赤字決算の連結子会社を持っていると非常にまずいですよ。上場会社の状況というのはそういう状況があるんです。だから、それは理由はどうであれ、結局、森永は利益が出なくなったので解消を申し入れた、経営的にはそういうふうに見えるんですよ。

それについてお伺いしますが、この会社について、またもとに戻りますけれども、

これは一般的に、一般論でいいですよ、サービス公社の取締役というのは、サービス公社の利益のために働くんじゃないんですか。

◎小田桐 政策企画課長 そのとおりでございます。

◆大庭 委員 そうすると、株式の価格においても、買い取りをするにしたら、できるだけ安く買うという努力をするのが当たり前で、もちろん森永側からすれば、できるだけ高値で買ってもらおうという、そこに争いが生じるんじゃないですか。私はそれについて、サービス公社の取締役は、今までのプロセスを見る限りにおいては安く買おうという努力が一切ないでしょうということを先ほどから申し上げているんですよ。直接は聞けないので、そういう話を聞いていますか。

◎小田桐 政策企画課長 当時の取得に当たったの経緯、安くするかどうか検討したという事実は私は伺っておりません。

◆大庭 委員 安くしようと働いたという事実は伺っていないということは、結局、相手の森永の言い値で買ったということじゃないですか。僕が言っているのは、先ほども外郭団体の経営能力がないという投書があったという話だったんですけれども、実際問題として、世田谷サービス公社の取締役は、株を買うにしたら、これは四千三百万円もの金で買っているんですよ。僕が言いたいのは、何でこんなことを買えるのかというと、世田谷サービス公社には二十一億円もの金が眠っているからですよ。だから、四千三百万円なんて何も考えずに買えるんじゃないですか。もしなかったら、こういうのは買えないでしょう。どうして四千三百万円も言い値で買ったりするんですか。この会社は経営的には傾きかけた会社ですよ。

◎金澤 政策経営部長 先ほど来ご説明していますように、そのときの相場と申しますか、私どもは正しいお金で買った、そういうふうに認識しております。

◆大庭 委員 正しいお金じゃなくて、要するに株価の形成過程が不透明なんですよ。それから、取締役の責任も果たしていないんですよ。このほかにも、この会社には実態の見えないお金が三千七百万円も森永の側に移っているんですよ。これは大問題なんですよ。このことについては、次の区民生活のところでじっくりやらせていただきますけれども、経営も何も実態が全然ないんですよ。サービス公社にやられっ放しですよ。ここに二十一億円置いておいても何に使われるかわからない、そういうことを強く主張して、私の質問を終わります。

以上でせたがや政策会議の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後三時二十分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

社会民主党、どうぞ。

◆唐沢 委員 社民党の質問に入ります。

私は、さきの本会議で財政危機こそ区民との新しい協働を築くチャンスであると申し上げてきました。本日は、こうした観点から質問してまいります。

まず、世田谷区の組織の基本理念である地域行政に関して伺います。

まちづくり出張所がまちづくりセンターという名称になって一年がたちました。これは単にわかりやすい名称になるだけでなく、地域のまちづくりの中核としての一層の役割を果たすという大きな目的がありました。しかし、現状ではまだまだその目的は実現していないと思わざるを得ないと思います。

私は、まちづくりセンターなどの職員は少数でもって、町会・自治会への支援を初めとして数多くの事業に取り組み、大変頑張っていると思います。しかし、実際には、

まちづくりセンターに行ってみますと、多くの区民が集い、活発に議論を交わすといった光景はほとんど見ることはできないわけであります。

区は、さきの出張所改革に当たり、他の区とは異なり、出張所の統廃合を行いませんでしたけれども、それは、世田谷区の出張所改革とは窓口事務の効率化を図りつつ、地区まちづくりの強化を目指すことがその目的であったからだと理解しております。その理念は評価するものでありますが、現場の頑張りにもかかわらず、現実のものとなっていないのは大変残念に思います。

私は、少子・高齢化やきずなの希薄化などいろいろな理由が挙げられていますが、区長が述べておりますきずなを大切にしたい安全安心の町を進めるには、このままでよいはずがないと思います。

そこで、このような状況、そしてその問題点、課題を区の総合的な視点からどのようにとらえているのか、このあたりからお伺いします。

◎吉原 政策研究担当課長 少子・高齢化の進展や人々の意識の変化を初め地域社会が大きく変容する中で、コミュニティーや人と人とのきずなといったものの希薄化が懸念されておりました、区としても大変大きな問題というふうにとらえてございます。例えば町会・自治会を初めとした各活動団体からは、地域における日ごろからの区民同士のつながりが次第に弱まっており、災害時や緊急時に迅速に対応できるかといったような不安のお話も伺っております。

一方、区内には多様な知識、経験を持つ区民の方、さまざまな役割を担う活動団体、また、商店街や学校といった数多くの活動主体もございまして、こうした活動団体の相互の連携協力をより推進していくことも重要な課題というふうにとらえております。

◆唐沢 委員 地域行政制度は、本庁が担う全区、総合支所が担う地域、出張所などが担う地区の三層構造で成り立っているわけですが、私は、区が本気で区民に身近な

ところで区民との協働を強化しようとするならば、現場任せというのではなく、本庁、総合支所、それぞれの果たすべき役割をしっかりと果たさなければ、新たな課題解決など望めないと考えております。

地域コミュニティの力が衰え、きずなが弱まっている現代社会の中で、行政と区民との関係を再構築し、そして強化していくのは簡単なことではないと思います。このような難しい問題を解決していくために、私は、地域行政制度を支えるそれぞれの組織がしっかりとした目標を掲げ、そして、それぞれの責任を着実に果たすべきだと考えます。

具体的には、本庁の地域行政の総合的な推進役である政策経営部を初め、市民活動や福祉、まちづくりなど、関係各部が目指すべき目標を具体的に示し、その上で必要な予算や人事など執行体制を整備すべきと思います。

また、総合支所は、区民の目線に立ち、横断的な視点で施策を再構築し、そして地域住民との議論を重ねながら、地区との具体的な計画をつくるべきだと考えます。その上で、出張所、まちづくりセンターは、区民とともに多様な活動を展開すべきであるわけです。言うまでもなく、本庁が常に全体の評価や進行管理をしっかりと行い、目標の達成状況や課題を区民にしっかりと示すことも当然必要です。

こうした点を踏まえ、これからの地区まちづくり強化、地域行政の推進について、区の見解をお聞かせください。

◎吉原 政策研究担当課長 ただいま委員のお話にございました、例えば安全で安心なまちづくりを推進していくことを目指して、本年四月には世田谷区地域活性化に向けた指針を策定いたしまして、地域におけるさまざまな人々の参加や活動を促す仕組み、取り組み、それから活動団体相互の交流、連携の環境づくりなど、地域行政制度を基軸とした現場志向の体制づくりに向けて、現在、全庁挙げて一層の取り組みを図ることにしているところでございます。

今後とも地域行政が掲げる区民自治の理念の実現のために、地域行政における三層構造を基本的に堅持しつつ、総体として区民サービスの向上と区民参加の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

◆唐沢 委員 この問題については、あんしんすこやかセンターとまちづくりセンターとの関係もまだまだ多くの課題が残されております。今後も引き続きこの問題については議論を重ねていきたいと思っております。

次に、きずなを築くための人材育成について、改めてお伺いしたいと思っております。

区長は本会議で、行政とのきずなを深め強化していくことに力いっぱい取り組んでいく、そういうふうにおっしゃいました。私も長い間、市民の力でまちづくりを進めることを主張してきたわけですが、区がさまざまな面で厳しい状況に置かれているこの時期に、区長の言葉を大変心強く聞きました。

しかし、行政と区民とのきずなを深めるとは具体的にはどのようなことなのでしょう。長年、さまざまな面で区と区民との関係を見てきた私は簡単なことではないと思えてなりません。同時に、何よりも重要なのは人づくりであります。いわゆる市民との協働を進める力量を持つ職員の育成については、これまで何度も質問して、幾つか提案もしてまいりました。

そこで、改めて行政と区民とのきずなを深める人材とはどのような人材なのか、そして、区はその人材をどのように育成しようとしているのか伺います。

◎吉原 政策研究担当課長 委員のお話にございました行政と区民のきずなを深められる人材の育成というのは大変重要な課題というふうに認識してございます。求められる人材像につきましては、何よりも区民の目線に立って、区民とともに身近な地域の課題について考えることができる、いわば地域に愛着を持って惜しみなく汗を流せる職員というふうにとらえております。そのような人材を育成していくには、職員の協働に対する意識の醸成や実践力の向上が重要な観点と考えておりまして、例えば

まちづくり研修などを実施するほか、幅広く多様な機会をとらえて、いろいろな方との人材等の交流を図って、区民感覚を養っていくことが大切であるというふうにご考えております。

◆唐沢 委員 私は、真にきずなを深められる職員とは、区民の中に飛び込み、区民に思いをぶつけ、そしてその力を引き出してくるような、そういう職員だと思っております。そして、町の中から新たなリーダーとなるような人材を発掘し、区民の発想を生かして、その活動を積極的に支援できる、そういう職員こそ、これからの地方自治を築いていく職員の姿だと考えているので、その辺について伺いたいと思います。ぜひともそのような職員を育成し、そうした職員の力を活用し、区民の人材発掘を進めてほしいと思うんですが、このあたりの区の方考え方を伺っておきます。

◎吉原 政策研究担当課長 人材育成につきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたが、とにかく地域に愛着を持って惜しみなく汗を流すということで、こういった職員を育成していくために、今後も関係所管と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

また、区民の人材発掘につきましては、例えば多くの活動団体におきまして、活動を担う人材不足、また後継者不足というお話も聞いております。その一方で、私ども調査をした中で、この町に役立ちたいという方がかなりいらっしゃる、全体で七割いらっしゃるという結果も出ておりますので、こういった方々を、職員の英知を通じて、区民への効果的な情報発信等により人材の発掘に結びつけていきたいというふうにご考えております。

◆唐沢 委員 本当に厳しいときほど、そうした人材、職員が育つことによって、町に勇気を与え、そして区民と区民とのきずなという力強い路線が広がっていくと思いますので、ぜひとも区長が示されております目標を力強く実現する職員が一人でも多

くなることを強く要望しておきたいと思います。

次に、広報の充実について伺います。

区政と区民とのきずなを深める第一歩として、区政への信頼を得るための基礎となるのが広報活動であります。そこで、区民との関係の再構築に向けた広報の充実について伺いたいと思います。

現在、区の広報は、「区のおしらせ」を初めとしていろいろと行って、実に多種多様になってきております。それぞれ使いやすくなるような工夫など重ねられて、ホームページもまた新たに変わりました。このような多様な広報活動などを行われているわけですが、区民が区政情報を得る手段としては広報以外は活用がなされていない。それについていろいろと活用しているところがあるんですが、まだまだあると思います。

そこで伺いますが、区は、区民が政策検証や全事業点検などの区の広報をどのような手段で得ているのか、調査結果などがあったら教えてください。

◎久末 広報広聴課長 区民が区政の情報をどのような手段で得ているかということにつきましては、ことしの六月に実施いたしました区民意識調査によって調べました。それによりますと、「区のおしらせ せたがや」が七一・九%と七割を超えて最も高く、次いで町会・自治会への回覧板、便利帳、人づてに聞く、区のホームページ、これらが大体二〇%台となっております。

◆唐沢 委員 広報紙が最も身近な広報手段であるとはいえ、限りある紙面ですから、伝えられることについても限度があることは事実だと思います。非常に多くなってきております。

例えば、私が最も強く訴えているように、いわゆる財政危機を区民との協働の強化、充実、チャンスにといった問題提起などは、区民にとってはやや込み入った内容であるために、広報の紙面だけではまず無理であると言わざるを得ないと思います。

そこで伺いますが、広報紙だけでは伝え切れない込み入ったような情報提供などについては、区はどのようにして区民に伝えているのか、お答えをお願いいたします。

◎久末 広報広聴課長 委員お話しのとおり、広報紙は、より多くの記事を掲載するため、簡潔に要約することもあり、すべてをお伝えすることは難しいということがございます。

そこで、広報紙だけではなく、区政概要ですとか便利帳、写真ニュース、ホームページ、エフエム世田谷、メールマガジン、動画、マスコミへのリリースなど、さまざまな手法で情報を提供しております。また、各種計画や冊子などにつきましては、区政情報センター、区政情報コーナーなどで閲覧していただくことができるようになっております。

◆唐沢 委員 私は、さまざまな手段を組み合わせ、それぞれの情報の持つ性質や緊急性に合わせた広報戦略を持つことがやはり不可欠だと考えます。

例えば、今回の全事業点検による施策の見直しや、また、区民との関係の再構築に向けた問題提起について、しっかりとした広報戦略を示していかなければならないと思います。このあたりは、これから区政の課題についてどういふかみ合わせがあって、理解をして協力していくかという大変大事な広報の役目があるわけですが、そのあたりについてどうとらえているんでしょうか、伺いたいと思います。

◎久末 広報広聴課長 「区のおしらせ」の定期号の紙面では、区民の方にお伝えし切れない区の重要施策や計画の作成などの政策情報は特集号として発行しております。政策点検方針に基づく全事業の点検ですとか行財政運営状況につきましては、ことし十一月に行財政改善特集号として発行する予定でおります。

いずれにいたしましても、行政と区民とのきずなを深める広報を目指し、さまざまな手法により、これからも積極的に広報してまいります。

◆唐沢 委員 ぜひとも行政と区民とのきずなを深めるために、一層の広報の工夫を期待いたしまして、以上で質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で社会民主党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続き、無党派市民、どうぞ。

◆木下 委員 今、広報とか情報の話がありましたけれども、情報というのは操作できるから怖いですね。

それで、これも他会派の質問であったんですけども、パブコメです。街づくり条例に絡んでのパブコメで、素案にもなっていないものについてパブコメを行ったわけですけども、要綱を見ますと、素案に対してパブコメを行うことになっていますよね。これは要綱違反だと思うんですけども、それはいかがですか。

◎久末 広報広聴課長 パブコメにつきましては、要綱ではなくて、区民意見提出手続実施基準というのがございまして、この中では、案の作成など、適切な時期に区民意見提出手続を実施するというふうに基準の中で定めてございますので、各課との話し合いによりましてこの時期が最適という時期で、前はパブコメを実施したところでございます。

◆木下 委員 素案と明記されているはずですよ。素案に対して行うことになっているはずですよ。

◎久末 広報広聴課長 申しわけございません。今手持ちで要綱を持っておりませんので、後で確認をさせていただきたいと思います。

◆木下 委員 とんでもないですよ。素案に対してやることになっているにもかかわらず、素案でないものについてやったんですよ。これは都市整備の中でも何度もその議論になりましたけれども、しかし、それは一切答えていない。だから、きょう、企画総務ですから、ほかの会派がやりましたから、このことについてまずは聞いてみたんです。これは大変なことですよ、冒頭申し上げておきます。

それで、私も区民と参加して小田急線の連続立体交差事業に関する情報開示請求をしたんですけれども、それに対して、小田急線の連続立体交差協議会の議事録がないということについて、これは審査会でも一応ないということは認めたわけですね。

認めましたけれども、ただ、その際に、こういうコメントがあるんですね。なお、協議会のように各団体が集まり、協議調整をすることがその設置過程に明記されている会議体においては議事録などを作成することが一般的であり、その意味では、申立人の主張も理解することができる。本審査会としては、協議会の会議内容が実際には各団体からの報告事項が主であったとしても、区民や都民に対する説明責任の観点から、協議会の活動目的である協議、調整の過程を説明できるようにしていくことを期待するものである、こうわざわざ付言がされているんですね。

まさに協議会等の議事録をとらないことについて、担当者はこれはどういうふうに思いますか。

◎志賀 区政情報課長 今お話があったとおり、当審査会の答申におきまして、小田急線連続立体交差事業協議会の議事録の不存在について、情報公開に基づき審査した結果、意見がついたというふうに認識してございます。これは現処分そのものは妥当であるという形にはなってございますが、審査会としてこのような意見を表明したものと認識しております。

◆木下 委員 議事録をとっていないということについて、それ以上のことは審査会としてはできなかつたでしょう。ただ、議事録をとらないこと自体がやはり問題だと

ということについての認識は、さすがに審査会に参加されているメンバーの方々はそういう判断をされたわけですよ。実は小田急線の連続立体交差事業は、世田谷区は負担金を払っていますよね。負担金を払うような事業というのは、これは世田谷区も関与している事業だと思うんですね。とりわけ小田急線の事業については、側道などについては世田谷区が決定することになっている。それから、駅前広場等についてもやることになっているわけですね。負担金を払うような事業というのは、区が大きな利害をはらむ、そういう事業であって、それに議事録がないということはそれでいいんですか、いかがですか。

◎志賀 区政情報課長 審査会の中では、なお書きでもって、今おっしゃったとおりの意見がついているものでございます。これは審査会としての意見の表明であるというふうに考えてございます。

◆木下 委員 それから、情報開示請求でもう一つ、上部利用検討会、つまり、小田急線の下北沢地域の事業地の上部跡地の利用についての区民の意見検討会についても議事録を求めたんですけれども、これはコンサルタントに依頼していて、そのコンサルタントが議事要旨をつくっているんで、もとのものがないんだというふうに区は答えて、それも一応審査会はそれはそういうものだというふうに認めたんですが、これも結局は議事録をつくらない。しかも、コンサルタントに委託することによって議事録を隠しているんですね。そういったことはあっていいんですか。

◎志賀 区政情報課長 小田急線上部利用区民検討委員会につきましては、私どもは所管課ではございませんので、その件につきましては、特にこちらのほうでお答えすることはできないかなと思っております。

◆木下 委員 だけれども、これは審査会でその審査の事務を担当したんじゃないですか。それから、これはその過程でも見たとは思いますが、これは公共施設

の設置における区民アイデア集約及び区民意見検討委員会運營業務委託ということ
です。これはコンサルタントに対しての委託の文書の中で、業務により取得した情報
の所有権などについてはすべて世田谷区にあり、理由のいかんを問わず、複写または
複製並び第三者に提供してはならないというふうに書いてあるんですね。つまり、所
有権は世田谷区にあるわけですよ。そうしますと、録音をとったりしたようなもの
については、これは本来は世田谷区の所有権なんじゃないですか、どうなんですか。

◎志賀 区政情報課長 申しわけございません。その事業の詳細については私どもは
把握してございませんので、お答えできません。

◆木下 委員 半年もかけて審査をやったにもかかわらず、その事務局であるあなた
がその問題についても深く実態についてつかんでいない、非常に問題ですよ。つまり、
情報というのは操作される可能性があるんです。警察が泥棒だったら困るわけですが、
今は検察が泥棒になっていますからね。

そういう中で、可視化というのが非常に大事なんですよ。つまり、情報というのは
非常に大事だし、公開も大事だけれども、それを可視化させて、きちっと区民がアク
セスできるようなことをとらない限りは信用されない、区政も信用されないというこ
とになってくると思うんですね。

今は大変ですよ。検察が信用されないといったら、これはだれを信用していいのか
ということになってしまいます。区政が信用されるためには、情報についてはきちっ
と明らかにする。しかも、負担金を払っているような都市計画事業に対しての調整の
ところの議事録がとられていない。だから、区民がアクセスできない。そのことを放
置していただけないと思います。

○小畑 委員長 以上で無党派市民の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、減税世田谷、どうぞ。

◆あべ 委員 一般質問で税外収入に関して少し触れさせていただきましたが、特別委員会でも税外収入ついて伺ってまいりたいと思います。

税外収入に関しましては、五、六年前、横浜の前の市長の中田市長が税外収入に関して随分熱心に取り組んでおられて、ブームだったといえばブームだったんでしょうけれども、私も横浜に視察に行ったりして、議会の中でもいろいろ提言をさせていただいたというふうに記憶しております。私だけではなくて、他会派からも他の自治体の取り組みなんかを事例に出して、世田谷区でも景気のいいときにそのような事業をやって、税収が減ったときに備えて、ぜひ税外収入を検討すべきだという提言が、大変前でありますね、五、六年前、随分出たというふうに記憶をしております。それから随分時間がたって、今議会で区長もそういう指示を出されて、全庁横断的に税外収入を検討するという事になったわけでありまして。

区長はたびたび、予防型の行政に変えていくんだ、従来型の対症療法型の行政から予防型に変えるんだと言っておりますけれども、今般のこの税外収入に関しては、まさに財政が厳しくなって、対症療法型のまさに典型だと私は思うんです。

この間、我々議会の中から提言をさせていただいて、税外収入に関してしっかり検討してもらいたいということでお話をさせていただいたわけですが、今回やるということになりましたが、今日に至るまでどうしてこれだけ時間がかかったのかということをもまず伺いたいと思います。

◎小田桐 政策企画課長 税外収入の確保に向けて、委員のお話のとおり、この間、さまざまなご意見をいただいていたわけですが、区としては、平成十二年に地方分権一括法による課税自主権の強化ということを契機に、新税研究会等による研究等を行ったというところを皮切りに、そのときには法定外税の提案には到達しなかったんですが、区税の徴収率の向上だとか効率的な事業執行、そういったものについ

での課題を確認したところです。

その後、区役所駐車場等の有料化等取り組んできたところをごさいますて、この間はそういった具体的な検討をしてきたということをご理解いただきたいと思います。

◆あべ 委員 また、税外収入に関しては、きょうは他会派からも質問がありまして、特に私も今般の税外収入の検討に当たっては、行政側として目標額が設定されていないということは大変理解しがたいというか、財政が厳しいわけですから、どれぐらいの税外収入を確保していくかということをしっかり打ち出していくべきだと思っておりますが、なぜ目標額をはっきりさせることができないのか。例えばネーミングライツであるとか個別の事業に関して、これから広告主となる企業さんなり何なりと価格の設定とかそういうことで細かい数字を出すことは難しいまでも、世田谷区は全体の枠としてどれぐらいの税外収入を見込んでいくんだということは当然に考えられると思っておりますけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 先ほどのこれに先立ってのご質問でもお答えしたところでございますが、現段階では具体的な目標の設定を行っていない大きな理由としまして、当面、二十三年度の当初予算の編成に当たりましては、この間、政策点検方針に基づく全事業の見直しというものをやっているところでございます。予算編成の点でいえば、それに伴っての歳出の見直しが図られている中で、歳入についても、そういった目標額ではなく、事業の中身によって、これは活用できるのではないかと検討できるものを、早いものから可能な限り取り組んでいくということで方針を立てているところをごさいますて、目標額の設定の前に、まず事業の中身について検討した上で取り組んでいこうという手法をとっているということをご理解いただきたいと思います。

◆あべ 委員　そういう手法をとっているということでは理解ができるんですが、一般的に事業を立ち上げて、その成果ということで考えれば、民間で考えれば、目標額を設定しないで事業を遂行するというのは考えられないわけで、ほかの会派でも疑問があって、そういう質問が出ているんだと思いますけれども、十二月ですか、そういう数字も含めて出てくるということでもありますから、それをしっかり見ていきたいと思えます。

それと、今回、世田谷区として税外収入に関して取り組むということですが、既に他の自治体で、ネーミングライツに関しても、ほか、今回挙げておられる事業のほとんどが他自治体でもやられているということでありまして、このほか、全区横断的に各部各課に新しい何か案を求めていると聞いておりますけれども、それについては、新しい収入がふえることによって、各部の予算が削られるということであれば、逆に新しい提案が出てこないというようなことにもなるかと思うんです。

今後、また新しい案をいろいろ求めていく上で、これはほかの自治体でも、横浜なんかでもやっていたけれども、それぞれの部にインセンティブをしっかりとつくっていくことが大事かと思うんですが、その点についてはどうですか。

◎岩本 財政課長　インセンティブのお話で、例えば広告事業収入の予算上の取り扱いでございますけれども、例えば刊行物を印刷して区民に配布する事業において広告収入が得られた場合、原則としては当該刊行物の印刷費用に特定財源として充てることとしてございます。その結果、各部の予算枠という目から見ますと、新たに事業に活用できる一般財源が増加するといった仕組みとしてございます。

このように、各部において一定のインセンティブが働く仕組みとしてございますけれども、今般の税外収入の取り組みにつきましては、平成二十三年度予算編成の基本方針の中で、全庁的に創意工夫をお願いしております。これについて、区税等の大幅な減収に対する財源確保策といった全庁的……。

○小畑 委員長 以上で減税世田谷の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、みんなの党、どうぞ。

◆稲垣 委員 続いて質問をさせていただきますけれども、外郭団体の問題を質問させていただきます。

ことしの夏ですが、八月、この世田谷区における外郭団体改善の取り組み進捗状況というのが配られていたわけですが、この中で、さまざまな団体のこれからの改革の案というか、今の課題点というのが示されているわけですが、私はその中でエフエム世田谷について、きょうは質問させていただきたいと思います。

このエフエム世田谷ですけれども、設立されて毎年、平成十九年度では売上高が約一億六千九百万円ぐらいの予算ですね。二十年度の決算を見ますと一億六千百万円ぐらい、二十一年度も一億六千百万円ぐらいになっているわけです。

この中で、まずエフエム世田谷の役割ということを考えますと、今、まさに兵庫のほうでは兵庫エフエム放送が民事再生手続ということになってしまったり、エフエム尼崎の三セクは解散というふうになっていたりとか、さまざまな形で経営不振に陥っている状況があります。

この中で、今、エフエム世田谷のこれからの存在意義というのはどういうことなのかなと思うんですが、その辺について、区の見解をお聞かせください。

◎久末 広報広聴課長 長引く景気低迷の中、広告収入などの減少により、全国のラジオ局を取り巻く経営状況も厳しさを増しております。ことし三月にはコミュニティーFMであるエフエム多摩が解散、閉局したほか、今委員からお話がありましたように、幾つかのFM局が経営破綻をしたり、別会社に譲渡されるなどの状況になっております。

エフエム世田谷につきましては、平成十年七月に非常時における情報伝達手段の確保と平常時における地域情報の提供を目的として開局されました。区といたしましても、エフエム世田谷を地域防災計画の中で防災情報提供上の重要な機関の一つとして位置づけ、大変有益であると認識しております。

さきの阪神・淡路を初め新潟県中越地震においても、FM放送は停電や通信回線切断による影響が少なく、他メディアに比べても情報提供に有効であったと伺っております。

今後もエフエム世田谷は緊急放送体制の整備を一層進め、災害時に期待される役割を果たせるよう、区としても支援してまいりたいと考えております。

さらに、平常時においても、行政情報のほか、地域に密着した情報提供により、地域コミュニティの活性化を図っております。

また、区民に身近な魅力ある番組づくりを進める中で、放送局の認知度の向上を進め、さらなる経営基盤の強化を図り、厳しい経済状況の中においても自立した経営のできるコミュニティ放送局としていく必要があると考えております。

◆稲垣 委員 今までの中で、前期の繰越損失というのがあるわけですね。こういったものもいろんな形で徐々に減ってきているということは私も思うんですけども、しかしながら、例えば災害、防災ということの観点で考えてしまうと、今、例えば携帯メールもあたりとか、そういった情報を発信する情報手段というのはいろいろあると思うんですよ。

少し考えなければならぬのは、確かに目が不自由な方だとか、そういった方々にとってみれば、ラジオというのは本当に重要な役割になりますし、電気系統が災害で壊れた場合どうするのかということに対しても、役に立つ部分というのは私も少しは理解するんです。

ただ、今、エフエム世田谷の勤務状態を見ますと、五人の職員がいるんですね。こ

の中で区のOBを受け入れているわけですが、実績に基づいた形で考えると、このお給料というのはどうなのかなと思うんですが、なぜ区のOBを入れなきゃいけないのか示していただきたいと思います。

◎久末 広報広聴課長 株式会社エフエム世田谷は、編成部、営業部、総務部の三部から成っております。そのうち総務部長として、区を退職した職員一名が採用されております。総務部長はその職務として、株式会社の運営に必要な財務、人事など経営管理の重要な任務を担っております。また、第三セクターである放送局のあり方や運営においては、区の施策との調整に関する能力や行政に関する知識などが要求されております。

エフエム世田谷としても、それらのノウハウが豊富な者が必要との認識のもと、区に要請があり、区の退職者が採用されているものと存じます。

◆稲垣 委員 その方がどうこうということじゃなくて、このFMというラジオ放送のことを考えて、区の職員の方々に本当にその知識、ノウハウがあるとは思えないんです。そのことを含めて、現在、エフエム世田谷の状態を考えると、実は区の職員一名がいるだけではなくて、実はことしの四月から九月まで、区の職員OBが二人いるということになっているんですけれども、それは確かでしょうか。

◎久末 広報広聴課長 今委員のおっしゃられたことは本当です。前任者が退職するに当たり、また、代表取締役がかわるに当たりまして、事務の引き継ぎがかなりの膨大な量に上るということで、エフエム世田谷のほうで必要であるというふうに判断して、このようなことを行っていると聞いております。

◆稲垣 委員 普通で考えても、事務の引き継ぎに六カ月間かかるというのは考えられないと思うんですね。

こういうことを含めながら、今、区のOBの方々が、午前中もそういった質疑が出

ておりましたけれども、例えば退職をして、各外郭団体に行かれる場合、区としてこのぐらいの給料でということを示していると思うんです。このエフエム世田谷に関してもそうですけれども、各団体ごとに区が報酬額を示すというのはおかしいんじゃないかと思うんですが、その辺について何かご答弁いただければと思います。

◎尾崎 人事課長 区では、管理職等で区を退職した後、外郭団体等で常勤の役職に任用される者につきましては報酬等の一般基準を設けておきまして、これを外郭団体等にガイドラインとして示しております。

これは以前、報酬額とか各種手当が団体間で一部ばらつきがありまして、団体等からの問い合わせ等が相次いだことがございました。そういうことから、平成十一年に区で設けたものでございます。十一年以降は、社会経済状況などを勘案いたしまして、報酬額の改定、切り上げ、切り下げを行いながら、今に来ておるものでございます。

各団体におきましては、この区で示したガイドラインを参考に、最終的にはそれぞれの団体で報酬額等を決定していただいているものでございます。

◆稲垣 委員 少なくともわかりやすいような報酬の示し方というのがあると思います。

以上で終わります。

○小畑 委員長 以上でみんなの党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、レインボー世田谷、どうぞ。

◆上川 委員 本日は、広報広聴課で発行している「区長へのハガキ」についてお伺いします。

まずは、質問をわかりやすくするためにパネルをご用意いたしました。このパネル

は、区が広報広聴課、各支所の地域振興課、出張所、まちづくり出張所、図書館等で配布している「区長へのハガキ」の記載面を拡大コピーしたものです。真ん中には切り取り線、ミシン目がありまして、左右に官製はがきサイズの紙が並んでいます。左側に区民のご意見を書いていただく欄と、あと住所、氏名、電話番号、職業等個人情報を書いていただく欄、そして右側に「あなたの声で区政を」としまして、このはがきの説明と、あと、出どころの政策経営部広報広聴課ということで、住所、電話番号が書かれています。

この説明によりますと、「このハガキは区民の皆様が世田谷にいつまでも住み続けたい、魅力あふれる安全・安心なまちづくりに向けてのご意見をお聞かせいただくものです。『聞く耳を持つ区長』まで、皆様のご意見やすばらしい提案などをお寄せください」ということです。これを見て、皆さんはどのように思われるでしょうか。

ここで、まず一つ目の質問です。今どき、なぜはがきで意見を求める必要があるのでしょうか。区民のご意見、ご要望はさまざまだと思います。家庭の事情や経済状況、身体あるいは精神の病気や障害、家族を介護することのしんどさ等々、個々人の機微に根差したご意見、ご要望、ご提案は幾らだってあると思うんですね。

ところが、当人の気持ちに寄り添ってこのはがきを考えたとき、個人情報を書いてその要望を出すことが本当にできるのでしょうか、お答えください。

◎久末 広報広聴課長 「区長へのハガキ」につきましては、委員がご紹介されたとおり、文面に「区民の皆様が世田谷にいつまでも住み続けたい、魅力あふれる安全・安心なまちづくりに向けてのご意見をお聞かせいただくものです」とあるとおり、区政に関するご意見やご提案を求めたものでございます。

その趣旨から、区といたしましては、このはがきを使って個人的なことのご意見をいただくことは想定しておりませんでした。また、これまでもこのはがきを使ってのそのようなケースはほとんど見受けられません。その意味で、はがきを寄せられる

方々には、「区長へのハガキ」のご趣旨をご理解いただいているものと存じます。

また、そのような個人的なご相談がある方もいらっしゃると思いますので、その方へは、ただいま委員がご紹介されたはがきの裏面にご利用くださいとして、区民相談や弁護士相談などの各種相談に関する情報を掲載しているところです。

この「区長へのハガキ」の趣旨は今申し上げたとおりですが、ただいまのはがきでご意見を求めることにつきましては、委員のご意見を踏まえ、改善すべきことは改善してまいりたいと考えております。

◆上川 委員 心置きなく何でもご相談してくださいというマインドが、区民に寄り添うマインドがあったら、こういうことはもうないと思うんですね。ほかの課長さんに聞いても、これは昔からこうですとおっしゃっていました。昔から改善の努力をしていないということです。

ここで、ほかの自治体の例をご紹介したいと思います。これは川崎市の市長への手紙です。はがきではありません、手紙です。封書と専用便せんで、お返事の要否についても尋ねて、個人情報の扱い方についてもしっかりとここに説明が書かれています。

同じく、これは荒川区長への手紙です。はがきではありません。封書で、個人情報は守られますので、ご安心してお書きいただける。

同じく、これは練馬区の練馬区長への手紙です。これは少し変わってしまして、のりづけを四方にすれば封書に変わる一枚紙ということで、切手が不要ということです。

このように考えると、私は世田谷区も封書に変えるべきなのではないかというふうに考えています。プライバシーへの配慮も当然できますし、お書きいただける分量も当然ふえることでしょう。関係する資料のコピーなども、私どもが理解するために非常に役立つものとして入れることができます。コストを除けばいいことばかりですけれども、いかがでしょうか。

◎久末 広報広聴課長 こういった区民意見の募集につきましては、二十三区の実施状況を調査しております。はがきを活用している区は世田谷区を含めて十六区、封書形式としている区は八区、そのうち二区は両方を準備しておりました。なお、一区だけははがきも封書も準備していないとのことでした。

「区長へのハガキ」の趣旨は、区民からの区政に係る意見や提言をいただくものですが、どのような方式がよいかにつきましては、他区の状態も参考にして、メリット、デメリット、経費等も含めて検討してまいりたいと考えております。

◆上川 委員 この「区長へのハガキ」の足りないところはこれだけじゃないんですね。ほかの自治体の手紙のほうを見ますと、お返事を返しますとはっきり書かれています。世田谷区の「区長へのハガキ」は、区民の方にお答えを返すとは一言も、どこにも触れておりません。当然お返事が必要かどうかを聞く欄もありません。一方通行でご意見をお寄せください、丸裸で個人情報を書いてお寄せくださいということです。これで区民が区を信用するのでしょうか、何かを変えていただけると期待するのでしょうか、お答えください。

◎久末 広報広聴課長 ご指摘のように、「区長へのハガキ」の中には、回答の仕方や期限などについての案内はございませんが、これまでも連絡先を記入していただいている方につきましては、ご本人が回答不要と記載されているものを除きまして、担当所管課から原則四日以内に回答を差し上げる仕組みとなっております。

回答についてのご案内や、いただいた意見の処理等の記載がないことについては改善を検討してまいりたいと考えております。

◆上川 委員 ほかに個人情報の収集にやはり配慮がありません。ほかの自治体のものを見ますと、内部の統計処理に使う等の目的が明確に書かれている。あるいは、この記入項目も必須ではなくて、差し支えのない範囲で書いてほしいといったことを

しっかりと書いているんですね。区長の言う目配り、気遣い、思いやりとはこういうことを言うんじゃないですか。変えてください、お願いします。教えてください。

◎久末 広報広聴課長 委員ご指摘のように住所や名前を書くには抵抗感をお示しになる方もいらっしゃるかと思いますが、郵便物の取り扱い業務に従事する者については、郵便物について罰則規定もある守秘義務が課されており、プライバシーは厳格に守られているとっております。

また、平成二十一年度に区に来た「区長へのハガキ」、総数二百六十二件のうち百八十四件につきましては記名がされてきております。

繰り返しになりますが、制度の趣旨として個人的な相談事をお受けするものではありませんが、個人情報の収集等につきましては、それに対する必要性や配慮の仕方について検討してまいりたいと考えております。

◆上川 委員 最後に、広報広聴課の連絡先、ここの四角に書いてありますけれども、お問い合わせ先を記すのであれば、必ずファクスを書いてもらいたいんですね。聴覚・平衡機能障害の方は、区民の方で千七百名以上いらっしゃいます。七十歳以降の数万人の区民の方は難聴者です。そして、以前議会でも取り上げた喉頭を摘出して声を失った方々もいらっしゃるんですね。話せる方、聞こえる方だけを前提に声を聞こうという発想自体が間違っています。しっかり直してください、お願いします。

終わります。

○小畑 委員長 以上でレインボー世田谷の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、世田谷無所属の会、どうぞ。

◆ひうち 委員 今定例会で多くの方が取り上げられておりましたが、出張所、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの一体化と地域のつながりについて伺います。

区では、公共施設整備方針に基づき、先月、九月二十一日には用賀出張所、用賀保育園、用賀あんしんすこやかセンターを一体化し複合施設として開設したほか、池尻ほか七施設が九月二十七日から開設となり、合わせて十施設が一体化されました。

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者の身近な相談機関であるあんしんすこやかセンターの認知度は四六・七%と約半数であり、広く周知するためには出張所やまちづくりセンターと一体化することが効果的であると考えます。しかし、一方で、現状の出張所の施設状況はというと、かなり狭隘で、大幅な増改築がないと一体化が図れない施設が多いことも現状です。

そこで伺います。これまでの区の方針では、一体化するその他の施設については今年度中に方向性を出すということでしたが、今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 お話にございましたとおり、現在十カ所の出張所、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターが一体化しております。この一体化したセンター、出張所も含めまして、スペースの狭隘については大変な苦勞をしているところでございまして、今後、それ以外の出張所、まちづくりセンター等においても、このスペースの部分についてどういうふうな課題をクリアして進めていくかということころは大きな課題でございます。

一体化のみにかかわらず、地区のまちづくりの拠点として十分に機能を発揮できるようにするために、また、あんしん見守り事業やそういったものの取り組み、それから一体化された施設の状況等を踏まえまして、今後、ソフトの面も含めまして連携した取り組みをどのようにやっていくかということも考えていかなければいけないと

考えております。

今後も、出張所、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの一体整備を進めていくという方針に変更はございません。改築等にあわせた一体整備を図ること、改築等の予定がないものについても、どういった工夫をすればやっていけるのかというようなことも含めて、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

◆ひうち 委員 次に、高齢者の方が住みなれた地域で安心した生活を送るためには、特に高齢者の所在不明問題が全国的に取り上げられている現在、ハード面でなく、ソフト面も重要であると考えます。

そこで、あんしんすこやかセンターと出張所、まちづくりセンターの一体化により、行政拠点の役割は今後さらに強化されると思いますが、地域でのつながりをどのように進めるお考えなのかお聞かせください。

また、地域コミュニティの希薄化などの課題に対応するため、本年四月、世田谷区地域活性化に向けた指針が策定され、出張所、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの一体化も指針の趣旨に基づく取り組みだと思えます。

ここで、策定から半年が経過した現在、地域のつながり、きずなの再生に向けた取り組みが行われてきたのか、また、今後どのように進めるお考えなのかお聞かせください。

◎吉原 政策研究担当課長 高齢者の方が地域で安心して生活していくためには、例えばご近所づき合いですとか地域でのつながりなど、地域のきずなを深めていくことが重要であるというふうに認識しております。

委員のご質問にございましたとおり、区ではこの間、出張所、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの一体整備によりまして、高齢者の見守りや支援活動をより効果的に進めるとともに、地域の絆再生事業等によるネットワークの拡充や災害時要援護者の支援に関する取り組みを推進するなど、地域のきずなの再生、地域の活

性化に向けた取り組みを推進してきております。

こうした取り組みを通じまして地域のきずなを再生し、高齢者の方々が安全で安心して住み続けることができる町の実現に努めてまいります。

◆ひうち 委員 今後、指針の趣旨に基づいて、行政と地域が協力して、地域のつながりの再生を進めていただきたいと思います。

次に、「区のおしらせ」の「区民のひろば」についてお伺いいたします。

「区のおしらせ」の「区民のひろば」では、区民の方々の活動の場を紹介するなど、区民同士をつなぐ役割を果たしています。一般質問でも取り上げましたが、世田谷区の六十五歳以上の高齢者人口は約十六万人、そのうち介護認定を受けていない人は約八五・四%に上ることから、今後、高齢者の方が生き生きと過ごすためには、サークル活動などの情報提供の場づくりが必要であると思います。

そのような中、「区のおしらせ」にある「区民のひろば」は重要な役割を果たしております。私の知り合いの方もサークル活動に参加したいと思って、「区のおしらせ」に載っている「区民のひろば」を見て参加し、そこで友達ができて、さらに口コミで広がって、今ではいろいろなサークルに参加をしております。

ここでまず、「区民のひろば」で紹介されるサークルや催し物の基準がありましたらお伺いいたします。また、どのぐらい掲載の希望があるのでしょうか。

◎久末 広報広聴課長 「区のおしらせ せたがや」に掲載している「区民のひろば」は、区民の方の交流を支援するコーナーとして、団体やサークルなどの地域活動情報を掲載しております。主に催し物情報やサークルの会員募集などを掲載しております。

このコーナーの掲載基準につきましては、区内在住者を主な構成員とする団体、もしくは区内に事務所を有する団体が主催するもので、区内で行われる催し物、または活動であることとしております。また、営利を目的とするもの、宗教または政治活動に関係するものは掲載不可としております。

「区民のひろば」への掲載希望につきましては、平均して月に六十から七十件程度のお申し込みがございます。催し物は、開催日に合わせ、ご希望の発行日に掲載しております。また、会員募集につきましては先着順での掲載になりますが、紙面の都合上、数カ月お待ちいただく場合もございます。

◆ひうち 委員 紙面の都合上、数カ月掲載を待つ場合もあるとのことでしたが、しかし、一方で、「区民のひろば」に掲載している数が少なく、また、活動地域が自分の住んでいるところから遠い、もっとたくさんの情報があればいいのという声もいただきました。

よって、「区のおしらせ」の「区民のひろば」は掲載希望が多く、数カ月待ちになっているとのことですが、ホームページを用いて紹介するということはできないでしょうか、区の見解を伺います。

◎久末 広報広聴課長 団体の紹介等を区のホームページに載せたらというお話でしたけれども、インターネット上のデータベースとして載せることとなりますので、各種課題がございまして、関係所管等と調整しながら検討してまいります。

◆ひうち 委員 課題もあると思いますが、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○小畑 委員長 以上で世田谷無所属の会の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、無所属、どうぞ。

◆青空 委員 このところ、地震の緊急通報が、福島、そして新潟と続き、地震に関する危機感も高まってきましたので、きょうは災害対策に関連した質問をさせていただきます。

阪神・淡路大地震が発生して十五年目に当たることし、ハイチやチリ、そして中国などで大地震が発生し、それぞれ大きな被害が発生しています。最近ではニュージーランドで大きな地震がありました。首都圏でも今後三十年以内にマグニチュード七クラスの直下型大地震の発生確率がかなり高いと言われてきています。

震災の備えは重要な課題です。災害対策の課題の一つである帰宅困難者の対応についてお伺いします。

勤務先や学校等外出先で大地震に遭遇した場合、帰宅するには複数の自治体を通して、徒歩で帰宅を目指す方が大勢います。したがって、帰宅困難者対策には、行政区域を超えた広域的な取り組みが必要な課題だと思います。

自治体でも一定の対策が必要であることから、今回はトイレ対策を取り上げてまいります。

だれもが外出先でトイレが見つからず、やっと見つかっても、入ろうとしたら、ただいま清掃中だったりした経験が一度や二度は、だれしもあるのではないかと思います。ふだんでも困るのに、災害時にはなおさら困るのではないかと思います。

東京都では、災害時の都立高校などへの帰宅支援ステーションの設置や、コンビニやガソリンスタンドなどとトイレ利用や飲料水の提供などについても協定を結んでいると聞いておりますが、しかし、被害状況によっては水道がとまり、コンビニ等のトイレが使えなくなることも想定されます。当然のことながら、民家のトイレも使えるわけではありません。

徒歩帰宅の途中で用をしたくなるときにはどうなのか、非常に困るわけですが、帰宅困難者と言われる方について、区のトイレ対策についてどうなっているのか、まずお伺いします。

◎畠山 災害対策課長 トイレ問題は、過去の震災でも大きな課題となっていると聞いております。阪神・淡路大震災でも、被災者が最も困ったのが食料や衣服ではなく

てトイレの問題だった、トイレ不足だったと聞いております。

こうしたことから、世田谷区では避難所となる区立小中学校と区立公園等へのマンホールトイレの整備に計画的に取り組んでいるところでございます。学校のトイレ等が使えない場合、被災者にはマンホールトイレを使用していただく、そうなっております。

区内を通過する帰宅困難者についてですが、公衆トイレやコンビニトイレが使用できない状況にあっては、主には幹線道路沿いの公園や避難所のマンホールトイレの利用になろうかと思えます。

日赤の帰宅困難者エイドステーションが設けられる、世田谷郵便局から少し入りましたところにあります世田谷丸山公園、例えばそこにはマンホールトイレも何基か用意されております。こういった実際に発災したときには、地元町会がマンホールトイレの設営をすることになっております。

◆青空 委員 帰宅困難者の支援の視点も踏まえ、公園や区立学校へのマンホールトイレの整備を進めているということですが、マンホールトイレの整備状況と今後の整備の考え方についてお伺いします。

◎畠山 災害対策課長 二十一年度末現在の整備数でございますが、区立小中学校で四十一校、二百三十三基、区立公園では四十八カ所、二百七十二基整備されております。このほか、広域避難場所となる駒沢公園ですとか芦花公園にも、東京都が整備したものが幾つかございます。マンホールトイレの整備に当たっては、下水道が耐震化されているということが前提となります。設置に一定の面積がまた必要という条件もございます。それらを踏まえまして、まずは避難所となるすべての区立小中学校に整備を優先させてまいります。

一方、マンホールトイレについては一基で百人程度の利用を想定しておりますので、今後、学校改築等を踏まえまして、現在優先して五基ずつ整備していくことになって

いるんですが、将来的には十基を整備していくというふうに考えております。公園につきましては、改修の機会をとらえまして、面積あるいは立地条件等に応じまして柔軟に対応してまいります。

◆青空 委員 帰宅困難者となり得る通勤とか通学者はこうした点を理解し準備しておく必要があるわけですが、どのように周知または啓発に取り組んでいるのかお伺いします。

◎畠山 災害対策課長 外出時の発災に際しては、パニックを起こさないで混乱に適切に対応するためにも、むやみに移動を開始しないといったことが重要になります。あるいはまた、携帯トイレや飲料等を職場等に用意しておく、また、状況を見て移動する際にも、それら準備品を携行するなどの慎重な行動が重要となってまいります。

区では、これらの留意事項を内容としました災害時帰宅困難者行動マニュアルを作成しております。窓口の配布、あるいはホームページ掲載のほか、区内の事業者等にも、産業振興所管や産業団体等と連携いたしまして、平常時からの準備の必要性について周知に取り組んでおります。

◆青空 委員 大地震が起きると、複数の場所で同時に火災が発生したり、救出救助を要するような建物の倒壊が広範囲で発生することが予想されるわけです。

そうした状態にあって、区は消防とか警察といった防災関係機関がすべての場所に対応することは事実上ちょっと不可能だと思います。そうしたことから、自助、共助の考えに基づく、区民や事業者等の行動が極めて重要だと思いますが、区民がその点をよく理解して、自分の身は自分で守る、自分たちの町は自分たちで守るといった意識を持って災害に備え、立ち向かっていくことが大切だと思っております。

そこで、確認の意味ですが、お伺いします。ここで自助、共助の重要性を区民に理解してもらうために、区はどのような取り組みを進めているのかお伺いします。

◎畠山 災害対策課長 これまで自助、共助の意識の醸成に向けまして、「区のおしらせ」やホームページを活用した啓発、区民行動マニュアル等の啓発物、あるいは防災訓練等への参加の呼びかけ等で、近隣相互の助け合いの必要性を呼びかけております。

今後それらの取り組みを一生懸命進めてまいりたいと考えております。

◆青空 委員 よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で無所属の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後四時二十六分休憩

午後四時四十分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

自由民主党、どうぞ。

◆下山 委員 それでは、自民党の企画総務領域の質問を始めさせていただきます。

質問に入る前に、一つお話をさせていただきたいんですが、日本人ほど、いろいろな商品であるとか、いろんなサービスのランキングづけというのが好きな国民はないとも言われていますけれども、先週、ネット上に子育てしやすいランキングというのが載っておりました。これは多分ごらんになった方もいらっしゃると思うんですが、東京二十三区で世田谷区が見事第一位というランキングになっていまして、その理由の第一は、やはり緑が多いことと、産後サポートとか、他区にない子育て支援策が充実しているという点が挙げられていました。そして、第二位は杉並区、三位文京区、四位江戸川区ということで、言ってみれば、こういったことも世田谷区のイメージを

アップしているんじゃないかなと思っております。

しかし、反対に、私の地元の不動産業の方にお話を聞くと、単身者の住まいとしての人気は世田谷はちょっと落ちてきているというようなことも聞きました。その理由の一番は何かというと、家賃が高いとかそういうことじゃないんですね。交通機関の混雑が非常に激しいということが大体多いそうで、調べて見ますと、朝の通勤時間帯の私鉄に限定しますと、田園都市線の三軒茶屋から渋谷がワーストワンで、小田急線の上りの新宿駅付近がワーストツーということで、やはり住んでいる方はちゃんとそういうことを実感しているんだなということをつくづく思いました。

質問に入らせていただきますけれども、厳しい財政状況ではあると思うんですが、やはり世田谷区は東京都特別区という制度のもとで、八十四万人を超える区民の生活向上に向けて、優先順位をしっかりと考えて政策を進めていくことが非常に求められているんじゃないかと思います。

最初に、代表質問でも紹介しましたが、先ごろ開催された第四回東京の自治のあり方研究会で想像される東京の姿（素案）が発表されました。ご承知のとおり、東京の自治のあり方研究会は、学識経験者と行政実務者で構成され、行政側は東京都、特別区、市町村の各代表から構成されており、それぞれの市区町村の置かれている立場はかなり違ってきてはおりますけれども、立場の違いを超えて、東京都全体の現状の分析と方向性を示していく研究会であると思います。人口構造、そして福祉、医療、まちづくり、国際、地域、教育、産業の七つに分類されておりました、それぞれの基礎データをもとに現状分析を行い、将来的な行政需要について書かれております。

その資料の中で私が特に注目しましたのは、六十五歳以上の東京都の高齢者の数が、二〇〇五年の二百三十二万五千人から、三十年後の二〇三五年には三百八十九万五千人、約一・六七倍。また、高齢者のみの世帯が、二〇〇五年、四十九万八千世帯から、二〇三〇年には八十九万九千世帯、約一・八倍になるというふうになっております。

また一方で、二十三区の合計特殊出生率を見ますと、改善されている区が世田谷区も含めて九区、この二つの事例を見ましても、高齢者への見守り等の対策、そして子育てについても、引き続き少子化対策などにいろいろな適切な政策を進めていかなければならないと思います。

そのほかにも、生活保護世帯の増加、医療費の増加、そして待機児童については世田谷区も大きな課題であると思いますが、いろいろな保育の状況の変化によって、今後非常に大きな行政の需要があるのではないかと思います。

世田谷区では対症療法から予防型行政への転換が大きな課題となっておりますが、今回公表された東京都全体における将来の行政需要に対し、世田谷区はどのような点で該当し、また、もしかすると該当しない点もあるかもしれませんが、公表されたデータを世田谷区独自に検証していく必要があると思います。こうした取り組みが予防型行政を推進する源になるのではないかと思います。この素案の中で指摘されている行政需要について、区はどのようにとらえ検証していくのか伺います。

◎吉原 政策研究担当課長 ただいま委員のお話にございましたとおり、東京の自治のあり方研究会は、将来の都制度及び東京の自治のあり方に関する検討に資する調査研究を行うために、昨年九月、東京都と区市町村が協働により設置をしたところがございます。

この研究会は本年七月に、これまでの議論を取りまとめた想像される東京の姿（素案）を公表したところがございます。素案に記載されております将来的な行政需要、ただいま委員のほうからもお話がございましたが、例えば高齢者問題では、とりわけ単身世帯の増加が一層深刻となり、二〇〇五年から二〇二五年までの二十年間で約一・六倍にふえる見込みとの分析が行われております。また、地域コミュニティーの崩壊に関することなどさまざまな観点から議論、それから分析が行われております。こうしたことは東京における将来の行政課題を的確にとらえているものというふう

に考えております。

今回公表された素案につきましては、今後の行政需要をはかる上で議論の素材になるものというふうに考えておりました、区といたしましても、今後とも研究会の動向を注視するとともに、素案の内容につきましては検証してまいりたいというふうに考えております。

◆下山 委員 私は、平成二十年六月の代表質問の中でも、人口が減少していく今後の日本の社会の中で、世田谷区がどのような状況になっていくのかというようなことで質問させていただいたんですが、この素案の中でも人口減少について触れておまして、東京の人口も二〇二〇年をピークに減少を始める。そして、世田谷区の平成十九年三月の将来人口の推計でも、世田谷の人口は二〇三五年をピークとして減っていくということでございます。

調査時点はちょっと違いますが、人口が減少し、年齢の構成も大きく変化するというのは同じでございます、区は、今後の人口減少問題についてどのように考えているのか伺います。

◎吉原 政策研究担当課長 この想像される東京の姿(素案)では東京全体の人口を、二〇二〇年、平成三十二年にピークを迎えまして減少を始めるとされてございます。一方、ひとり暮らしの高齢者の方が非常にふえる、増加をする、それから、子どもの数はますます減少するといったことが問題点として挙げられております。今後の見守り等の新たな行政需要の拡大、少子化対策の強化や生産年齢人口の減少に伴う税収の影響の懸念などが言及されているところでございます。

世田谷区でも人口推計につきましては、世田谷区実施計画の基礎資料といたしまして、平成十九年一月の住民基本台帳数値をベースに行ったものがございます。この推計では、平成十九年から平成四十七年まで二十八年間を期間といたしまして、平成四十七年に八十七万人という人口を推計しております。それから、高齢者人口のほうも

同じく増加をしてまいりまして、例えば平成十九年度を一〇〇といたしますと、平成四十七年には三五%増の十九万四千人になるということで、世田谷区においても高齢化が一層進むというふうに思っております。

いずれにいたしましても、人口減少問題に関しましては、基礎的自治体にとっては大変大きな問題であるというふうに考えておりまして、人口減少に起因する、多岐にわたる潜在的な課題が存在しております。

区といたしましても、今後における人口減少問題を的確にとらえていくため、例えば、さまざまな学会ですとかシンポジウムを通じまして、人口問題に関するデータ、幅広く情報収集に努めてまいりたいと考えております。

◆下山 委員 人口の推計については、今後の経済の状況であるとか、非常に難しいとは思いますが、やはり幅広く情報収集に努めていただいて、できるだけ最新のデータにしていただきたいと思っております。

次に、世田谷区における地域行政の仕組みについて伺います。

きょうもいろいろな会派の方からも質問がございましたが、現在のいわゆる三層構造、平成三年に創設されたと思っておりますけれども、出張所、まちづくりセンターを地区、そして総合支所を地域、そして全区にわたる本庁といった、現在の三層構造でございます。

私の考えですが、恐らくこの制度は、やはり世田谷区という広さ、そして現在八十四万人ですが、その当時は、恐らく七十万を超えた、七十五万くらいだったと。これはちょっと正確ではありませんけれども、やはり世田谷区が地域に密着した行政を行うためにいろいろと研究、検討された結果、こういった制度をつくり出されたと思っております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、行政需要とか人口構造の変化に伴って、これまで区政への区民参加の促進を図って、また、区民自治の確立を目指して三層構造を堅持してきたと思うんです。

内容については、これまで区としても出張所改革の評価検証とかを既に行っておりますけれども、世田谷の状況というのは、確かに高齢化であるとか、いろいろな状況が少しずつ変わってきておりますので、さらに検討を続ける必要もあると考えるんですが、区の見解をお伺いいたします。

◎小田桐 政策企画課長 お話にございましたとおり、平成三年に出張所が地区、総合支所が地域、本所を全区ということで、いわゆる三層構造を創設し、その後、平成六年には出張所が一カ所ふえ、十七年度には出張所改革において、窓口サービスの効率的運営と地区まちづくり支援の強化という基本方針のもとで、七カ所の拠点出張所と二十カ所のまちづくり出張所に再編したというところです。

また、昨年度はまちづくりセンターへの名称変更も行ったというこの間の経緯でございますが、区におきましては、十七年度に行った出張所改革について評価検証するというので、二十年三月に出張所改革の評価検証を行うとともに、昨年八月には地区まちづくりの活性化への取り組みをまとめているところでございます。この中では、出張所、支所を中心としたまちづくり機能の充実をうたっているところでございます。

この九月には、ご案内のとおり、十カ所の出張所、まちづくりセンターであんしんすこやかセンターと一体化されましたが、この結果、実績を検証することによりまして、将来、支所、出張所、まちづくりセンターに求められる地域、地区での役割や、三層構造において、それぞれがどのように新たな連携のあり方を工夫していくかということを確認することが重要であると考えております。

今後も引き続き社会経済環境や地区の状況に応じた地区まちづくりが進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◆下山 委員 今回の答弁にありましたけれども、やはり柔軟性も必要だと思いますし、それから、今後の地域の力をどうやって向上させていくかというような視点を常に考えていただいて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

防災倉庫と備蓄の物品について質問させていただきます。

区では避難所となる区立小中学校に避難所運営倉庫を設置して、災害対策用の備蓄物品を備えておりますが、私も先日、地元の小学校の備蓄物品を保管している倉庫を見せていただきました。地域防災計画の資料編にある備蓄物資を見ますと、本当にさまざまな物資を備蓄していることがわかりますが、実際に見せていただいて、こういったものまであるのかなというようなことで、非常に勉強になりました。

これらの備蓄物資も適正に管理されなければ、災害時に有効に使うことはできません。また、避難所運営倉庫とは別に広域防災倉庫が十二カ所ありまして、こちらにも災害対策用の備蓄物資が保管されていると思います。

これらの備蓄されている物品の管理は万全なのか、また、いざという災害時は混乱することも考えられるんですが、順序よく配布ができるのか。また、利用する方法については各避難所運営訓練などで検討されているとは思いますが、私は地域のそういったものに参加すると、少々というか、かなり不安を感じるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎ 畠山 災害対策課長 委員お話しのとおり、地域防災計画の資料編にございますように、備蓄しているものには、食料、生活必需品、衣料品、日用品、医薬品、あるいは資機材等々いろいろございます。

区内九十三カ所の避難所運営用の倉庫が小中学校の倉庫になります。あるいは十二カ所の広域用防災倉庫において備蓄している物品でございますけれども、こちらにつきましては、各総合支所と連携いたしまして、災害対策課で定期的に適切な入れ替え、あるいは管理を行っております。

例えば賞味期限のある食料や日用品でございますが、賞味期限到来の半年程度前に買いかえております。地区防災訓練や避難所運営訓練等において試食していただくよ

うな活用、あるいは区内の保育園ですとか児童館、生活支援課等で福祉の面で使用していただくなど、無駄のないように有効活用を図っているところがございます。

また、機械のたぐいですが、発電機を初めとする機械類につきましては、防災訓練や避難所運営訓練等の使用頻度に応じまして保守管理を行っております。災害時にいつでも使用できる状態を保持しております。

今委員からお話ございました災害時に順序よく配布、あるいは利用する方法につきましてですが、避難所運営組織、委員会のほうで避難所運営訓練をする中で、皆様に物品の確認、あるいは活用手順、配布の手順等をご確認していただきながら、それぞれの避難所運営マニュアルのほうにきちっと書き込んでいただくような、そういったことがよろしいと思って、支所とともに働きかけを強めてまいりたいと思っております。

◆下山 委員 一方で、備蓄されている物資に関しては、相当古くから備蓄されて、一度も買いかえもされずに保管されているものも多いということを聞くんですけれども、また、購入した時点から数年が経過して、災害対策の考え方も変化して、今後使われる見込みのないようなものもあるのではないかなと思うんですが、備蓄や配備機材に関する考え方も変わってくるのは当然だと思います。より使い勝手がよく、便利で、しかも価格も安い新商品の選択は不可欠だと思います。

そこで提案なのですが、防災担当の職員の視野だけではなく、区民や専門家などの意見を聞くような仕組みをつくり、広く意見を聞きながら備蓄品の検討を進めてはいかがでしょうか。災害備蓄品は、いざというときの保険とはいいますが、多額の経費がかかりますので、非常時に必要なものを適切に備蓄、配備することが重要だと思いますが、区の見解をお聞きします。

◎畠山 災害対策課長 区では、平成十九年度より総合支所地域振興課と災害対策課で備蓄品検討PTを立ち上げております。備蓄物品の管理方法や備蓄内容について検

討を行ってまいりました。その中で、長年の保管により劣化により使用できないものは整理し、昨年度、一斉廃棄を行っております。このPTの中では、社会状況の変化によりまして新たな対応が求められるようになってきた物品の導入検討等も進めております。例えば避難所内での更衣や授乳を行う室内用テントを避難所運営訓練等で試験的に使用してみました。非常に好評を得ました。来年度以降、各避難所への配備を検討してまいりたいと考えております。

今、外部の方の意見等もということでございました。ご提案の点につきましては、今後とも避難所運営訓練参加者等のご意見等も伺いながら、災害用備蓄品の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

◆下山 委員 今世田谷に住んでいる方というのは、本当の震災を経験したことのあ
る方は少ないと思うので、区の職員などで災害の現場等に行った方のご意見をぜひ生
かしていただきたいと思います。

また、スペースの関係もあって、備蓄品の選択とか数量というのは、それぞれいろ
いろ考えていらっしゃると思うんです。少し細かいことなんですが、今の世田谷の状
況を見て、あの表でいくと、毛布の数なんか少し少ないんじゃないかなというふう
に単純に考えるんですが、その点、いかがでしょうか。

◎畠山 災害対策課長 被害想定や都区の役割分担等に基づきまして必要数量の計
算を行って備蓄を進めておるところでございますが、一方で、毛布等かさばるもの
につきましては、保管スペースの関係上、必ずしも十分な数量に達していないという状
況がございます。

今後、物品の整理をさらに進めまして保管スペースの確保を図るとともに、学校改
築に合わせました倉庫面積の拡充や既存施設の活用、また、より省スペースで備蓄で
きる製品の研究等、さまざまな面から備蓄数量の増加を検討してまいります。

◆下山 委員 それでは次に、医療救護所に指定されている避難所運営倉庫には災害対策用医薬品が配備されていると思いますが、医薬品も年々新たなものが開発されてきております。医療救護所の運営が区民に十分理解され有効に機能するのか、また、内容の見直しも必要と考えますが、いかがでしょうか。

◎畠山 災害対策課長 委員お話しのとおり、医薬品も年々新薬が開発されております。そうした中にありまして、薬剤については、他の物品と同様に使用期限を見て定期的に入れかえはしております。より効能のあるものを配備していく必要があると考えております。

医薬品の見直しにつきましては、平成十三年度に配備薬品あるいは機材ということで見直しを行いました。既に九年を経過しているということで、今年度、医師会や歯科医師会、薬剤師会等に参加いただきまして配備薬剤等の見直し検討を行いました。その結果を踏まえまして、より実効性のある資機材への転換、あるいは薬品の買い換え等の検討を進めてまいります。

また、医療救護所の役割等につきましては、避難所運営訓練等におきまして、総合支所の地域振興課等から説明を加えておりまして、区民の方に理解をいただいているところでございます。

◆下山 委員 予防型の行政を目指している世田谷区の震災対策で最も危惧されるのが、本庁舎の機能が確保されて、いざという震災のときに、区内の避難所全体での円滑な運営を後方からしっかりと支援できるかどうかということですね。

今後あらゆる事態を想定して、現実的な対策を要望しまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

◆大場 委員 初めに、ペイオフに関連してお伺いいたします。

本年九月十日、日本振興銀行の経営破綻を受け、我が国で初めてのペイオフが発動

されました。ペイオフは、七一年に預金保険制度ができたときに導入され、定期預金などの払い戻し保証額を元本一千万円とその利息までとするのことで、邦銀が金融危機に陥った九六年に全面凍結しましたが、〇五年に全面解禁されています。とにかく四十年近いこの間、発動されたことはありませんでした。私は、今回のペイオフ発動で、改めて預金者も自己責任を問われる時代に入ったと思いました。

報道等を総合すると、今回のペイオフの発動は、日本振興銀行が、通常の銀行や信用金庫、信用組合のように、他行への振り込みなど資金決済に使われる普通預金や当座預金を持たず、定期預金だけだったこと。簡単に申せば、決済機能を持たない特殊な金融機関だったことで発動されたようです。

また、日本振興銀行は金融機関同士の決済機関に使う全国銀行データ通信システムなどにも未加入だったということで、金融ネットワークから隔離されていたそうです。このように、日本振興銀行が破綻しても他の金融機関に影響が起きにくいという面もあったようで、特別な状況だったとも言われています。

区内にも信用金庫など中小の金融機関もあり、私の身の回りにもあるわけです。こういう中小の金融機関にもしものときがあったらどうなるのだろうと不安に思いますし、そのような金融不安から、第二、第三のペイオフが発動されたら困るなど思っていました。報道によると、国の金融当局は、中小金融機関が破綻してもペイオフを発動するには慎重であり、混乱回避を最優先するため、当面はペイオフ打ちどめという記事が目につき、安心したところです。

ところで、日本振興銀行は区内では祖師谷と下北沢に支店を構えて営業していたということです。ペイオフで区民の中に泣きを見た人がいないようにと思いますが、区内に支店があるということは、区との取引についても確認する必要があります。

そこで、最初にお伺いしますが、区は日本振興銀行との取引はあったのでしょうか。あったとしたら、ペイオフの影響は受けたのでしょうか、お伺いいたします。

◎泉谷 会計課長 今委員お話しのとおり、日本振興銀行は、区内に祖師谷支店と下北沢支店がありましたが、祖師谷支店は、八月に下北沢支店に統合されております。ご質問の取引についてですが、これまで日本振興銀行と区の取引関係はございません。公金の預け入れを行ったことはありません。したがって、今回のペイオフの影響はございませんでした。

◆大場 委員 ないと聞いて安心いたしました。日本振興銀行は高い利息を掲げて営業してきた銀行です。預金者の多くはその利率に魅力を感じて預けていたと報道されています。区は公金の運用ということでは高い利率に魅力を感じたはずなのに、預金していなかったということです。それは結果的には正しい判断だと言えます。よくうまい話には裏があると申しますが、この日本振興銀行の場合も非常なリスクを抱えていたわけですね。

ところで、公金運用と申しますと確実性が第一で、その前提に加え効率性が求められるとよく言われます。地方自治法や地方財政法にもその旨定められているわけですが、パフォーマンスも大切ですが、まず確実なこと、安全性が大前提ということです。ということは、運用の確実性、安全性の確認は必ずなしておかなければならないということです。

日本振興銀行とは取引がなかったということですが、区はそのほかの多くの金融機関と取引をしていると思います。区は取引している金融機関の経営状況、安全性などをどのように確認なさっているのでしょうか、伺います。

◎泉谷 会計課長 金融機関の経営状況につきましては、預金の預け入れを行っている金融機関及び今後預け入れを計画している金融機関に対しまして、三月決算及び九月中間決算時において決算書やディスクロージャー誌などの財務資料とともに、区指定の経営状況調査票を提出させているところです。この経営状況調査票やその他財務資料をもとにいたしまして、企業規模、健全性、収益性、不良債権比率の状況などの

指標につきまして、前期との比較や他の金融機関との比較を行うとともに、マスコミ等で報じられています不祥事件の発生状況や専門格付機関の格付の変化の有無など、会計課内で預金先としての適否を一次分析調査資料として作成しているところでございます。

さらに、専門家による二次分析といたしまして、区の一次分析調査の検証、助言など、より詳細な分析を公認会計士などに依頼しているところでございます。

また、日ごろから新聞、雑誌等の報道やインターネットから株価や会社の動向などさまざまな情報収集を行っておりまして、金融機関の経営状況の継続的な監視に努め、預金先として一定以上の懸念が認められる場合は、状況を改善するまで新規の預金を保留するなど、公金の安全確保に万全を期しているところでございます。

◆大場 委員 金融機関の経営状況調査をやっているということでしたけれども、ぜひ精度を上げて頑張ってくださいと思います。

ところで、先ほどお話ししたように、公金運用には確実性だけでなく効率性も求められています。しかし、金融の世界では、確実さと高い収益、有利、効率性は両立しないものです。結局、法で定められているのも原則として元本保証という意味で確実であり、その範囲で高い収益を求めるということであります。

この低金利の時代、効率性、高い収益を求められてもきついものがあると思いますが、それでも少しでも資金をふやすということも求められるわけです。だからといって、確実性を軽く見て、場当たりの対応をしていたのではリスクな話です。きちんとした判断の根拠などがあるべきです。

そこでお伺いしますが、区では公金運用の基本的な方針や計画などはお持ちなのでしょうか。また、実際の運用ではいろいろと工夫が求められると思いますが、どのような工夫をなさっているのでしょうか、あわせて少し具体的にお話ししたいと思います。

◎泉谷 会計課長 少し具体的にお答えさせていただきたいと思います。

公金の運用方針につきましては、従来の公金管理基準を見直しまして、本年四月に世田谷区公金管理方針を策定いたしました。公金管理方針は、会計管理者の管理する公金につきまして管理の原則及び管理方法を定めることによりまして、安全性を第一に、効率的な公金管理を行うことを目的としております。

公金管理には、安全性の確保、それから流動性の確保、効率性の確保の三原則がございますが、公金管理方針に基づき、公金運用委員会におきまして毎年度の公金運用を策定しております。

預金の預け入れや債券の購入に当たりまして、資金状況や金利動向等に留意いたし、預金預け入れ先や預入額を入札方法で決定するなど、効率性の高い手法を選択することとしております。

二十二年度の公金運用計画は、体制を強化いたしました公金運用委員会でご協議いただき、決定いたしました。積立基金の運用計画では、長期、中期、短期の運用のバランスを配慮いたしまして、安定的かつ効率的な運用を心がけております。

基金額の減少と昨今の市場金利状況を踏まえまして、流動性にすぐれる預金運用にシフトした運用方針をとっているところでございます。また、今年度より公金運用アドバイザーを導入いたしまして、資金計画に関する考え方や超低金利状況への対応など、公金運用に関する実践的なご助言を受けております。さらに、アドバイザーを講師といたしまして、関係所管や外郭団体も含めて参加しています金融経済イブニングセミナーを実施するなど、職員の専門性向上にも努めているところです。

現状では低金利、かつ先行き不透明な経済金融環境にございますが、安全かつ効率的な公金運用に一層努めてまいりたいと考えております。

◆大場 委員 公金管理方針や毎年度の運用計画など、区の考え方やアドバイザーの活用などはわかりました。

ことは、ギリシャ危機から始まり、円高、株安、異常な低金利の継続など、金融経済環境は厳しい状況が続いています。円高へは、国も九月十五日、六年半ぶりに円売り介入するなど対応していますが、国民はお金を使うより貯金し、企業も投資するより借金の返済を優先する。結局のところ、銀行にだけ資金が集まる構造は続いていますし、それが早々に解消するとも思えません。

資金が集まっている銀行は国債を買うという消去法的なやり方でしか資金を運用できず、債券は買われるから値が上がり、利率が下がるという循環に入っています。こういうスパイラルから早く脱却してほしいものです。

そんな中ですが、今回の質疑で確実性、安全性を第一に、しかし、可能な限り効率的な運用をしていくという区の姿勢もわかりましたので、今後ともその姿勢を継続していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、ホームページについて質問いたします。

ホームページは、今や紙の広報紙と並んで、区の行政情報を伝える大きなツールとなっています。アクセス数が毎月二十二万から二十三万件と、かなりの方がごらんになっていると思われるからです。また、広報紙と異なり、新しい情報を得るだけでなく、過去の事柄、あるいは行政サービスの仕組みや内容について知りたいときは大変に役立つツールであると思います。

私は、ことし三月の予算特別委員会においてもホームページのリニューアルについて質問いたしました。そのときは、ホームページ改善検討委員会によって検討し、改善基本計画としてまとめているという答弁をいただきました。この改善基本計画は既にでき上がっていると思いますが、計画のポイントは何か、最初にお伺いいたします。

◎久末 広報広聴課長 ご指摘のとおり、区としてもホームページの役割は重要であり、より使いやすいホームページにしていく必要があると考えており、改善の方向性等について検討を進め、ことし五月にホームページ改善基本計画として取りまとめま

した。

本計画は、これまでご指摘いただいた課題等を分析整理し、それに対する改善策をまとめたものでございます。そこでの改善のポイントとなる基本方針としては、区民が必要な情報を確実に探すことができ、区が知らせたい情報を的確に区民に伝えることができる、ユニバーサルデザインに配慮した、安心感、信頼感のあるホームページを実現するとしております。また、その基本方針のもとに、改善の方向性を体系化して具体案を取りまとめております。

◆大場 委員 この九月にホームページのトップページがリニューアルされました。ホームページの改定は実施計画事業に挙げられていますが、今年度、景気の低迷により予算上の措置ができず、段階的改定としてトップページの改定を行ったと聞いております。

私は、今回リニューアルしたことによって、以前に比べ大変見やすくなったのではないかと評価しております。例えば、現在、ジェイコムやイツコムで放送されている区の広報番組「魅せます！せたがや」などの動画は今までもあったのですが、深い階層にあったためか、なかなか見つけることができず、残念ながら私は見る機会がありませんでした。今回、トップページに来たことによって、目にする人がふえたと思います。この番組では、教育センターのプラネタリウムや世田谷の九年教育の紹介など、区の先進的な取り組みが取り上げられております。

このように、今までは項目があったにもかかわらず奥深くにあり、区として伝えたいことも、なかなか区民の方に伝わらなかったことが多いのではないのでしょうか。今回のリニューアルは、改善基本計画に基づき、庁内で検討を行って実施したと聞いていますが、どのような点に工夫をしたのか、また重点を置いたのかについてお伺いいたします。

◎久末 広報広聴課長 どのような点に工夫をしたのか、重点を置いたのかというご質問でございますが、区民が必要な情報を探しやすい、また、区として伝えたい情報を伝えることができる、そういった点を重視し、見た目よりも使いやすさを第一に、利用者のアクセス記録の解析や、区民の方からのご意見なども踏まえ改善を行ったものです。

具体的には、よく見られているページのトップテンを表示するなど、すぐに情報にたどり着けるようにしたり、メニューに説明を加え、どこに情報があるのか探しやすいいたしました。また、便利なシステム、皆さんがお使いになるシステムはわかりやすい位置に配置し、より多くの方にお使いいただけるように配慮をいたしました。そのほかにも種々工夫を凝らし、限られたスペース内でわかりやすくお使いいただけるよう改善を図ったものでございます。

◆大場 委員 また、トップページのリニューアルと同時に、税外収入の確保という観点から、バナー広告も開始いたしました。先月末で事業者の募集は締め切られたと思いますが、何件ぐらいの応募があったのか、また、どのような事業者が多かったのか、現在の状況をお伺いします。

◎久末 広報広聴課長 今後、ますます財政状況が厳しくなることを踏まえ、九月のトップページリニューアルの際にバナー広告を掲載するスペースを設け、広告主の募集を開始いたしました。九月末で締め切ったところ、十一月掲載開始分として二十二件のお申し込みがございました。事業者としては、税理士、司法書士や会計事務所関連が六件、住宅、不動産関連が五件、老人ホーム関係が三件、そのほかで八件となっており、区で行う手続や届け出などに関連した業種が多くなっております。

◆大場 委員 わかりました。しかし、トップページの改定だけですべてホームページの持つ問題が解決できたわけではありません。私も先日、政策検証委員会について

探そうと思ひまして、区の行政情報から入ったのですが、たどり着くことができませんでした。結局、検索の枠を使って探すことができたのですが、まだまだ探したいものにすぐに届くわけではなく、不十分だと思います。現在のホームページが持つ問題点、課題についてどのようにとらえられていらっしゃるのか、また、今後どのように取り組んでいくつもりなのかお伺いいたします。

◎久末 広報広聴課長 改善基本計画策定において整理した問題点、課題として、情報分類がわかりにくい、必要な情報にたどり着きにくい、全体の統一感がないといった点があると考えております。また、ホームページ運用管理システムの機能が不足していて全体管理ができない、携帯電話ページが不十分といった点もあると考えております。

今後の具体的な改善としては、まずは現状あるすべてのページを洗い出し整理の上、ページの分類の仕方を見直してまいります。また、ホームページ運用管理システムへの移行を進め、すべてのページが統一感を持って見られるようにしていきたいと考えております。また、運用面においても各ページにばらつきが出ないように、管理基準など必要な規定類を整備し、庁内での運用を進めてまいります。

現在区で使っているシステムではこれ以上の改善には限界があるため、ホームページの抜本改善として、来年度以降のシステム入れかえを視野に入れ、改善の方向や運用に適したシステムを導入できるよう検討してまいります。

◆大場 委員 しっかり取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、ホームページの組織体制についてお伺いいたします。

どんなにすばらしいホームページができて、それは器だけであって、中身が伴っていなければ、区民の方々の要望にこたえることができません。区のホームページはかなりの分量になっていると思ひますが、すべて各担当課が管理していると聞いております。

そのため、各課によってコンテンツの作り方がまちまちで、例えばイベントのお知らせにつきましても、そのイベントのチラシがPDFで掲載されているものもあれば文字だけのものもあり、うまく活用されていないのではないかと思います。

これらの管理を所管課だけに任せておくのでは十分で正しい情報が伝わるとは言えないのではないのでしょうか。広報紙を発行する場合は、所管課が責任を持って原稿を作成し、さらに広報広聴課において文言の整理等を行い発行されております。自治体の顔とも言えるホームページも同じように、所管課だけの責任ではなく、一括してチェックを行う機能を持たせるような体制、例えば専任の職員が必要だと考えますが、いかがでしょうか、お伺いたします。

◎久末 広報広聴課長 ご指摘のとおり、現在のシステムでは、所管課長が承認作業をすることにより公開される仕組みとなっております。そのため、一括して集中チェックをするものではなく、場合によってはばらばらな印象を与えてしまっているものもあるかと思われます。

今後は、先ほどの運用管理基準の策定など制度面の整備のほかにも、システム上で自動チェックができる範囲を広げたり、システムでできない面においても、一括で最終チェックを行った後に公開されるような仕組みを構築できないか、体制面での課題も含め検討してまいります。

◆大場 委員 専任の職員が必要ということについて答弁がなかったんですが、これはまた次回に質問したいと思います。

私は昨年度、ホームページの改善には時間をかけて、区としてホームページのあり方、目指す方向をしっかりと固めてからリニューアルしてもよいのではないかと意見を申し上げました。その後、改善検討委員会を設置し、改善計画を策定し終えた現在としては、ぜひ区を挙げてホームページのリニューアルをしていただきたいと思います。他の自治体の情報をお聞きしますと、リニューアルには大体五千万円ぐら

いの経費がかかっているようですが、そこで、予算はどれぐらいを考えているのでしょうか。また、経費削減のため、自前でサーバーやシステムを調整するだけでなく、使用料のみで使用するのことができるクラウドコンピューティングについての提案もいたしました。経費のかけ方に工夫はできないでしょうか、お伺いいたします。

◎久末 広報広聴課長 システムの規模や既に作成しているページの移行経費などによって差はありますが、経費につきましては、おおむね他の区の状況の経費と想定しております。

区といたしましても、区のホームページに適した過不足のないシステムを選んでいくとともに、委員からご指摘のございました、システムを保有するのではなく利用する、サービス提供を受けるというクラウドコンピューティングの考え方も取り入れ、経費面においても有効な手段をとれないか、検討してまいります。

◆大場 委員 今お聞きしましたその金額は、区の全体の広報費に対する割合で考えますと、五千万円というのは決して大き過ぎるものではないと思います。ホームページは一度構築すると数年は使えますので、ぜひ検討を無駄にすることなく行っていただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。

◆山口 委員 いよいよたばこ税が上がりました。早速、総括質疑の中でもこのたばこ税の値上がりに関して質問が出ましたけれども、私からもこのたばこ税についてお聞かせいただきたいと思います。

今回の税率の引き上げというのは、今まではこれほど大きな幅で値上げをしたということはありませんけれども、国民の健康の観点からということで大幅な引き上げになっているわけでありませう。

この大きく値上がりしたたばこ税、世田谷区においてもかなり影響のある税だと思

いますので、今回の税率の引き上げに対する税収の影響というのをどのように予測しているか、教えてください。

◎中里 課税課長 たばこ税の税収は、平成二十年度は予算額では四十一億九千四百万円に対し、決算額は四十二億五千六百万円、平成二十一年度の予算額では四十億八千五百万円に対し、決算額は四十一億一千八百万円余り、平成二十二年度の予算額では四十二億四千五百万円を見込んでおります。

今回は、これまでと比べて税率、販売価格ともに引き上げ額が大きいことから、税率等が改正される前の駆け込み需要による増加とその反動に伴う減少、税率等が改正された後の需要の減少、税率の改正前後の差額などの要素を織り込みまして、影響額としましては約二億七百万円増加すると想定しております。

たばこの販売数量は、日本たばこ協会によりますと、平成八年の三千四百億本から年々減少しまして、平成二十年には二千四百億本に減少しております。今回の税率引き上げにより、平成二十二年度は二千億本程度と見込んでおります。

こうした状況を踏まえまして、平成二十三年度につきましては、これからのたばこの販売数量などに注意して、慎重に税収の見積もりを行ってまいります。

◆山口 委員 今、答弁の中に駆け込みという話がありましたけれども、これは新聞記事なんです、九月はコンビニエンスストアとかでもいろいろキャンペーンを張って、たばこを安いうちに買ってもらおうということで、名古屋市東区のコンビニエンスストアでは五十カートンまとめて買った人がいたということでもあります。

実は、私の知っている方で、今回、六十カートン買ったという人がいるんですよ。六十カートンといいますと六百箱ですよ。一日二箱吸ったとしても三百日吸えるわけです。正直に言って、たばこをそんなに買って三百日もずっと置いていたら、多分しっけちゃうと思うんですよ。その人に聞いたんですよ。しっけちゃって大変じゃないですかと言ったら、その人は冷蔵庫を買ったそうです。よく考えると、冷蔵庫を

買ったお金と差し引いたら、どっちがあれだったのかというのはいろいろ考えるところなんですけれども。

そういう中で、この本数というのは、先ほども慎重に販売数量などを注視してということだったんですけれども、今答弁を聞いていますと、本数はずっと非常に減ってきているわけでありまして。減ってきている中で、今回、この値上がりによって禁煙を始めようという人も新聞ではいろいろ書かれていますけれども、どの程度禁煙される人が出てくるのかなというのを予想しておりますか。

◎中里 課税課長 今回の税率改正は、国民の健康の観点という目的でありまして、また、社会の中でたばこによる健康や環境の面での影響から、人々の意識が大きく変化しているところでございます。

この状況から、JT、日本たばこ産業株式会社では、販売数量は二五%から四五%の範囲で減少すると予測しているところでございまして、さらにある医薬品メーカーの意識調査では、現在の喫煙者の約五〇%以上の方が、今回を契機に禁煙すると回答していると言われております。

区としましては、これらの調査データ等を参考にしているところでございます。

◆山口 委員 その新聞のデータは、僕も新聞を見たんですけれども、今回の値上げで喫煙をやめようと言った人の中で、半数は禁煙をする自信がないというデータもあるそうです。たまたまきのう、私の地元でお祭りがありまして、早速値上げをしたたばこを買ったという人がいました。その方が吸っているたばこはパーラメントというんですけれども、百四十円値上がりしたそうですね。今回の値上げ幅が一番幅が大きい値上げだったと思うんですけれども、その人が百四十円も上がっちゃったらたまんねえよなんて言いながら、消したたばこをまた一本つけて吸ってましたね。

人間というのはいらいらするとたばこの量がふえちゃいます。実は今回の値上げの幅にはそういう陰謀がちょっと含まれているんじゃないかな、そんな気がいたしました。

た。

そういう中で、実は私ら食事といいますか、お昼とか晩ご飯等いろいろ、勤め人も食べますけれども、庶民の味方として、食には牛丼というのがあるんです。この値上げで、たばこにはこういった庶民の味方はないのかと思いましたが、実はエコー、しんせい、わかばという、こういうたばこがありました。実は今回の値上げで百八十円が二百四十円、わかばは百九十円が二百五十円。僕が小さいころに、近所のおばあちゃんが朝日というたばこを吸ってまして、それが当時三十円だったんですけれども、ここにはないというのがちょっと寂しいなという気はしているんです。こういったことで、今まで百円上がったその分を少し、庶民の味方のたばこに変えて喫煙していこうという方もふえているようなことであります。

この税金というのは、地方税法四百六十五条ですか、なるべく最終的な消費が行われる地方自治体の税金となるようにというふうに規定されているわけでありまして。私もいろいろ調べたら、この世田谷区内で買えば世田谷区にこの税金が落とされるのかなと思ったんですけれども、実はその購入ルートによっては全然違う別の自治体に行ってしまうそうです。そう考えると、せっかくかなり高いお金を払って、命を削りながら愛煙している方のためにも、やはり世田谷区で買っていただいて、世田谷区でそれなりの還元をしたいというのが基本だと思うんです。その辺のPRというのも必要だと僕は思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◎中里 課税課長 ただいま委員からご指摘がありましたように、たばこ税は、原則としてたばこが販売された営業所等の所在地の市町村に納付される仕組みとなっておりますので、そうした仕組みなどをとらえたPRを検討していきたいと考えております。

◆山口 委員 ネーミングライツとか、税外収入ということでいろいろ検討していますが、ぜひこのたばこに関しても取りこぼしのないように検討していただきたい

いと思います。

それで、次の質問に入りたいと思いますけれども、次は、参議院の選挙のときでもいろいろ議論になりました消費税に関して、私はちょっと聞いてみたいと思うんです。

景気に左右されない一番安定した税収が消費税だと思うんですけれども、今、国と地方の配分というのは、たしか四%、一%だと思いますが、それを一〇%に上げる云々という議論が確かにありました。

想定の話で大変申しわけないんですけれども、この消費税の税率が上がった場合に、区はどういうような影響がありますか。

◎中里 課税課長 世田谷区は、平成二十一年度決算で、地方消費税交付金という形で約八十三億二千七百万円の収入を得ております。

現行の仕組みで、消費税率が例えば一%上がった場合でございますが、国と地方を合わせた税収は二・四兆円の増収になると推計されます。しかしながら、今後の地方分権における税源移譲、あるいは国における税政改正に向けた見直しの動向等に注視してまいりたいと考えております。

◆山口 委員 仮定の話ですからあれですけれども、一%上がると二・四兆円上がるということで、非常に重要な税収になってくるんじゃないかなと思います。私はいつかはやっぱり上げていかなくちゃいけないと思うんですね。

それで、今答弁の中で動向を注視していきたいという答弁がありましたけれども、注視していくというのは注意深く見ているだけなんですよね。今、地方の税源移譲云々ということがありましたけれども、総括質疑の中でも、我が会派の [菅沼](#) つとむ委員が、今度、保育園の国有地を借りるということで、私は公共性のことをやるのであるので、やはり国も譲歩する姿勢は必要だと思うんですが、そのときに理事者の答弁の中で、国ではそういった減免措置を考えていない、国はあくまでも減免は認めま

せんよというような答弁に僕は感じられたんです。これから地方分権のことを考えると、やっぱり言うべきことは声を出して発していくということが僕は重要だと思いますし、消費税の税率が変わるときも、やはり地方からその前にしっかりと声を発するということが大事だと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

◎岩本 財政課長 今年度、全国市長会におきましても、平成二十三年度の都市税制改正に関する意見ということで、国に対しまして地域主権の確立に向けた地方税体系の構築ということで、今お話しがありましたように、偏在性の少ない地方消費税の拡充については、全国市長会から申し入れをしているところでございます。

今後、国、都への要望等を含めまして積極的に働きかけたいと考えてございます。

◆山口 委員 なせばなる、なさねばならぬ何事もですから、私も高校のころ、好きな女の子に、ときどきしながら、だめでもともとじゃないと言いながら、結果はだめだったんですけれども、やっぱり行動を起こすということが大事だと思います。ぜひその辺は無理だとわかりつつも声を発していくということが大事だと思いますので、その辺の努力もお願いしたいと思います。

それと次に、ちょっと時間がなくなってきましたけれども、入札と区内業者の育成ということで、全部できないかもしれませんが、質問させていただきたいと思います。

予算のときにもちょっとお聞きしたんですが、区内業者の育成ということで、午前中はまたちょっと違う観点の意見も質問もありましたけれども、私はやはり区内産業の育成というのは非常に重要なことだと思っております。

二十一年度の実績、区内業者に対してどれだけ発注をしたのか、今の現状をちょっとお伺いしたいと思います。

◎岡田 経理課長 区内事業者は地域経済の活力の維持強化に重要な役割を果たしており、その経営基盤を強化し育成することが、地域経済の発展、区民生活の安定に

つながるものと考えております。

こういった観点から、区が入札を行う場合に、入札の参加可能事業者の資格に地域要件を設定する、区内事業者に限定して入札するというところをされているところでございます。

具体的に申し上げますと、平成二十一年度の契約のうちで、土木、建築、設備、造園などの工事請負契約につきましては、件数ベースで八八％、金額ベースで八三％を区内事業者と契約しております。また、清掃や印刷、消耗品の購入など工事請負契約以外の物品供給や委託契約では、件数ベースで四八・七％、金額ベースで五一・一％という形で、区内業者と契約をされているところでございます。

◆山口 委員 工事のほうはわかるんですが、工事以外というのは四八％、五一％、かなり低いんじゃないかなと思うんですけども、その辺は何か理由があるんでしょうか。

◎岡田 経理課長 これにつきましては、例えば電算関係の委託ですとか、賃貸借契約ですとか、かなり金額の大きいようなもので、区内業者だけでは競争性が成り立たない、こういうものが多数ございますので、工事に比べますと件数ベースでも金額ベースでも低くなる、こういうことになっております。

◆山口 委員 どう評価するかというのは、やっぱり今後しっかり見守っていかなくちゃいけないなと思っております。

これに関連して、予算委員会でもう一点指摘をさせていただいたのは、世田谷区内に営業の実態がないのに区内事業者を装って、いかにも仕事といたしますか、契約をとっていくというようなあれがありましたけれども、その調査を行っていくんだというお話だったんですが、その調査の結果についてはいかがですか。

◎岡田 経理課長 本年七月、土木や建築など工事請負契約の優先業種登録事業者、全部で二百六十八社ございますが、そちらを対象に営業所調査を実施してございます。具体的には、営業所の職員数、受注状況など実態を示す調査票、建設業の許可証、営業所の写真等の提出を求めまして、二百六十七社から回答の提出を受けてございます。八月に回答内容の審査を行いまして、九月には提出のない営業所や写真等から営業の実態が確認できない事業者九社を対象に訪問調査を行いました。

ヒアリングの結果、近年、新たに支店を設置した事業者におきましては、官公庁の受注の減少に伴う民間受注の機会をふやすために営業所を設置した等の理由を聞いてございます。調査票の提出のなかった事業者につきましては、訪問時に直接調査票の提出を依頼しております。

今後も随時、こうした訪問調査を行いながら、入札参加者の営業実態を把握するとともに、事業者間における公正な競争を実現する条件整備を図りまして、区内中小企業の振興に配慮した入札事務を行ってまいりたいと考えております。

◆山口 委員 いろいろやっていただいているんですけども、地元ではまだまだ甘いという声が入ってきますので、世田谷区は厳しく取り組んでいるんだということ、ぜひ今後も進めていただきたいと思います。

最後に、この入札、世田谷区もかなり低価格の入札で調査の対象になったというような物件もありましたけれども、公契約の話にもつながってしまうのかもしれませんが、今、かなり利益を度外視して仕事をとっていくということも、業者の中ではいろいろ聞いております。

本来、それなりの利益を出して、そこに働く、また下請の方もそれなりの利益を出す、そして公共工事、すばらしい工事をするということがうまく効率よく流れていくのが一番いいわけです。逆に、本当にいい仕事をしたいんだけど、そういった方々に持っていかれちゃう。その方も赤字覚悟ですから、全くとること、お金を回すため

にとっていくというのが第一の目的みたいな、こういったこともあるようですので、デフレスパイラルじゃないですけども、私はこの景気の低迷は余計悪循環を起こしていくんじゃないかなと思うんです。その辺に関しても、これからこの公共事業のあり方というのは考えていかなくちゃいけないんじゃないかなと思いますが、その辺について感想がありましたら。

◎岡田 経理課長 過度の競争による無理な受注は、その契約の履行や品質の確保に心配があるばかりではなく、結果的に技術力にすぐれた事業者の経営悪化、あるいは下請企業へのしわ寄せ、結果的には労働者の雇用や労働条件への影響、こういったものが懸念されるところでございます。

最近の低価格入札の状況を受けまして、区といたしましては、工事につきましては最低制限価格の上限の引き上げ、落札予定者からの積算内訳書の提出、適切な参加条件の設定など、また、業務委託におきましては、最低制限価格制度と履行評価制度の試行、仕様書の整備など、入札制度の改善に取り組んでまいりました。

適切な競争環境を確保することで、公共発注が健全な企業経営、雇用の確保、品質の向上にもつながるよう、入札制度のあり方につきまして、さまざまな立場のご意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

◆山口 委員 今、電子入札といいますか、インターネットでいろいろ入札の申し込みができますよね。それで、こういう景気の中で、年間十二件落としたというような業者もあるというのをちょっと耳にしているんです。本当に十二とるのが公平なのか云々ということもありますけれども、区内業者育成のためには、そういうところである程度ルールづくりというのが必要になってくるんじゃないかなと僕は思うんですが、その辺に関してもちょっと検討いただくことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

◆ 菅沼 委員 最初に、世田谷区の税に関してお聞きします。

政府は、すぐには景気回復が望めないと言いながら、委員会でも、きょうも税外収入の確保など議論が多くありました。確かに税外収入を確保するということは大変いいことだろうと思いますし、検討していかなくちゃいけないというふうに思います。

税本体を確実に徴収していくことが大前提というふうになっていまして、二十一年度の特別区民税、約千九十八億円、収納率は九三%ですよね。税の公平の観点から、本来はこういうときほど一〇〇%にするべき問題だろうというふうに思います。

その中で、収納率一〇〇%徴収に向けた取り組みを最初に聞きます。

◎藤間 納税課長 区では、債権管理重点プランを受けまして、年度ごとに運営方針及び徴収計画を定めて進めてございます。確実に納付していただき、滞納をふやさないことが大変重要であると認識してございます。その重点的な取り組みとしまして三点、まず一点目は、現年課税分の徴収強化、二点目でございますが、不作為による消滅事項をなくす取り組み、三点目に軽自動車税の徴収強化を掲げてございます。

具体的な滞納整理に当たりましては、郵便での催告にあわせ、民間委託による電話での納付の呼びかけ、職員による滞納者宅の訪問や徹底した財産調査、あるいはタイヤロックによる滞納整理など、さまざまな角度からアプローチしてございます。

ご指摘にもございました税の公正公平な徴収に向けて、職員一丸となって取り組んでまいります。

◆ 菅沼 委員 本来、徹底して財産の調査をして、払えるのに払わないということがないようにきちんとやっていただきたいと思います。具体的なものもどしどしやっていただきたいと思いますというふうに思います。

それからもう一つ、電話催告センターが民間委託になって約一年半たとうとしています。その効果が上がったのかお聞きします。

◎藤間 納税課長 今お話がございました、平成十六年度から電話催告センターで納税の呼びかけ業務を行ってまいりましたが、昨年度より民間委託に切りかえてございます。

電話催告業務ですが、こちらの業務は税を直接徴収するものではありませんが、郵便による催告とあわせて、現年度課税分について納め忘れではないか等勧奨することで自主納付を促し、滞納繰越になることを防ぐことをねらいとしています。この呼びかけをきっかけに納付や相談につながるケースも多々あり、相応の効果が上がっていると考えております。

民間委託に切りかえ約一年半が経過し、通年で土日、夜間にも拡大できたことで、平日の日中に在宅されない方はもちろん、区民のさまざまなライフスタイルに対応した納税の呼びかけが可能となりました。また、呼びかけ業務における接遇や対応に関する二次クレームは生じておらず、現在の受託事業者のスキルは高いものと実感してございます。引き続き連携を図りながら、着実に業務を推進してまいります。

◆ 菅沼 委員 実際に民間委託をして、役所だと土日だとかはできないんですけれども、夜もやっているようなことを聞きますが、一番いいのは朝です。土曜日の朝、ねらい打ちというのは大概いますので、しっかり頑張っていたきたいというふうに思います。

次に行きます。世田谷区における外郭団体の改善についてお聞きします。きょうもたくさん出ました。外郭団体は、行政サービスを保全、支援する役割だけでなく、文化・スポーツ振興や、健康増進や、市民生活活動の支援、公共施設維持管理など、区民サービスを拡充する役割を果たしている。また一方、公益法人制度改革など、外郭団体の一層の活性化を図り、経営の改善、効率性を進めていく、二十二年度以降に改善計画案を示していくとあります。

それで、実際には財団法人が八団体、株式会社三、その他が二というふうになって

おります。外郭団体の改善の取り組みの条項の中で、職員数、平均年収、職員の平均年齢で、例えばトラストまちづくりは年収が六百九十四万円、スポーツ振興財団は年収が四百三十五万円、これはばらばらなんだけれども、何でこんなに違うの。

◎小田桐 政策企画課長 外郭団体の給与の平均のばらつきという点でございますが、一言で申し上げますと、平均年齢が同じでも、その団体への在職年数の違いによって給与に差が出るということが一点。それから、さまざまな職種もございまして、それによりまして、例えば福祉系の財団法人と事務系の財団法人、そういったものと、それでも差が出てくるというようなところがございます。平均年齢や、そのほか職層も含めての違いというのが出てきているところでございます。

お話にあったトラストまちづくりにつきましては、ちなみに、こちらは固有職員で管理職が一名登用されておりました、こちらでお示ししているのは派遣職員を除く固有職員ということですので、固有職員から管理職が出てきますと、このように平均が上がるというような実情でございます。

◆ 菅沼 委員 それにしてもばらばらだね。例えばトラストまちづくりのほうは平均が四十四歳ですね。それで、世田谷サービス公社、これは二歳しか違わないで四百七十四万円ですよ。差額という二百二十万円ですよ。二百二十万円という、若い人たちの年収と同じぐらいになるわけですよ。それで、この財団のほうのチェックというのは、議会でもチェックしていますけれども、区のほうもその内容というのはきちんとつかんでいるんですか。

◎小田桐 政策企画課長 トラストまちづくりについては、先ほど申し上げた理由での平均年収なんですけど、もう一方で、お話しにあったサービス公社につきましては、ここだけは例年、職員数の中に契約職員も含まれて算定してございます。ということございまして、固有職員のみでいきますと、平均年齢四十六歳、平均年収五百九十

四万円という数字になるところでございます。ここだけ契約職員を含めてこれまでお示した理由については現在調査中ですが、過去の経緯についてまだはっきり確認できてございませんで、整理がつき次第、お示しの仕方について見直し、検討したいと思います。

◆ 菅沼 委員 これを見ると、多摩川の緑地の管理、これは大田区とやっている話なんですけれども、サービス公社、エフエム世田谷、川場ふるさと公社、この三社は株式会社ですね。その中でエフエムなんていうのは、これは実際には区の仕事というかほかの仕事を、自分たちが景気が悪いときにスポンサーを連れてきて、それをやっているということですから、努力しているわけですね。それに比べて、数字上、この給料から見ると財団のほうが努力していないように思われます。

それから、もう一つ聞きたいのは、財団法人八団体の給料体制と区の給料体制は同じなんですか。

◎小田桐 政策企画課長 外郭団体の給料につきましては、十年ほど前ですか、外郭団体間の人事交流を行うという構想がございまして、区の給料表を参考に横引きしたところがございます。それによりまして給料表をそろえてございまして、区の給料表によって現在は支払われているということですが、ただ、この間、ごらんいただければおわかりのとおり、改善計画の中では各団体ごとに給料体系を工夫する、構築するということを目標に掲げてございまして、今その仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

ちなみに、シルバー人材センターと社会福祉協議会は、都のシルバー人材センター、社会福祉協議会の給料表を参考にしているということでございます。

◆ 菅沼 委員 実際には区の補てんですよね。だから、逆に言うと、区が事業をやりづらい仕事、それから区が手を出しづらい仕事や何かを補てんして、財団だとかさ

まざまなほうでやっていく。それで給料体制でも同じにする必要はないわけですよ。その中でやっていただければいいわけですから、同じじゃなくちゃいけないということはありませんよね。

◎小田桐 政策企画課長 以前、区の給料表を用いるということを実施した段階では、外郭団体間の人事交流を行うという構想もあった時期でございまして、その辺も含めて、外郭団体全体で人材を活用していくというような考え方もあったかと思われまして。ただ、先ほどご説明いたしましたとおり、外郭団体それぞれがそれぞれの事業目的と事業の内容を持って取り組んでいるところも考えまして、現在は、それぞれの団体で給料体系をつくるというところで検討しているということでございます。

◆菅沼 委員 実際には、私から言うと、同じ体制で同じ給料だったら、財団じゃなくて区がやればいいのかなんて思いますよ。区の補てんの中で届かない、自由にできて、区民サービスができるようなことを考えていくということですから、そんな区と合わせる必要はないし、それで、各財団もきちんと努力して、自分たちの自主事業をきちんとやるというのが基本だろうと思います。

それから、公益法人制度で、今、区の財団の中でも手続を進めていますよね。その中では、要するに新しく財団になるところは、給料の体制だとか、ボーナスだとか、費用弁償だとか、そういうものをきちんと提示しなくちゃいけない、文書にしなくちゃいけないというものがあるはずなんですけれども、区のほうはおわかりですか。

◎小田桐 政策企画課長 早いものですと、二十三年度の四月を目途としまして、公益法人制度改革への対応を図っているところですが、その中で、定款並びに給料表、それから就業規則、そういったものを提示しなければ、新法人への移行手続がとれないというふうに伺っております。

◆ 菅沼 委員 その中で、きちんとどこの財団がやるというふうになるわけですから、給料体制、費用弁償も、今度は一回に二万円ぐらいですか、そのくらいのやつが変わってくると思います。その財団の仕事の内容に対してきちんと給料体制というのもチェックしていかなくちゃいけないと思いますので、その辺もきちんとやっていただきたいというふうに思います。

次に行きます。区の財政が厳しい中で、既に全事業の見直しだとかさまざまあります。民主党の質問で、区民会館、集会所、センターを統合して、地区会館、集会所を廃止したらどうだというようなご意見がございまして、利用率が三〇%以下のやつもあるじゃないかといって調べました。

調べたら、確かに三〇%以下はありました。だけれども、そこに行ったら、もう三十年、四十年と古いところで、世田谷区とほかの区の境で駅はない、交通の便は悪い、汚い、暗い、そういうところでした。逆に利用率がいいところはどうかというと、駅のそばで、交通の便がよくて便利なところ、それできれいなところ、そうすると九〇%を超える施設もきちんとあるわけですよ。だから、それを比較してやるというのはいかがなものかなと思います。

その中で、地区会館というのは基本的には五百メートル範囲ですから、一つがなくなると、高齢者も含めて一キロぐらいのところに行かなくちゃいけないわけですよ。それで、地域住民のコミュニティーの場でもあるし、福祉、学習活動の場でもあるし、文化活動、それから、老人の憩いの場があるということになりますので、区全体として地区会館、集会室、センターのことを廃止だとかそういうものは考えているのかお聞きします。

◎小田桐 政策企画課長 区民センター、地区会館を初めとする地域、地区の集会施設は、地域コミュニティー、まちづくりの拠点、文化的活動の場として、多くの区民の方々に利用、活用いただいているというふうに思っておりますが、区民相互の交流

と連帯を深めるための重要な役割を担う施設であるというふうに認識しております、三〇%程度の利用率という施設があることについては少々遺憾でありますというところでは。

今日の社会経済環境や人々の意識の変化、生活様式の多様化が進むなど、地域のきずなが希薄化している中で、地域コミュニティーの活性化や地域まちづくりの充実などを地域と区が一体となって進めるということが、地域のきずなを深めまして、区民自治、協働を推進する上で大変重要であるという認識に立っております。その中で、集会施設の果たす役割は非常に大きなものであるという認識のもとで、これまで運営してきたところでございます。

区は、老朽化した公共施設につきましては、公共施設整備方針に基づいて、財政計画との整合を図りながら更新を進めているところですが、集会施設につきましても、施設本来の設置目的を果たしていくということを第一に考えるとともに、区民の目線に立って、管理運営の効率化、施設の利便性の向上というものに取り組んでいく必要があるかと思っております、運営手法の見直し等につきましては、今現在取り組んでいる事業にわたる政策点検方針の中で、工夫の余地があるかどうかといった観点からも工夫、点検していくという予定でございます。

◆ 菅沼 委員 自民党の質問を終わらせていただきます。

○小畑 委員長 以上で自由民主党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 以上をもちまして本日の質疑はすべて終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後六時九分散会

